

平成 2 7 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成27年12月15日
- ・ 開 会 平成27年12月15日
- ・ 閉 会 平成27年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
5 番	品	田	好	博	12 番	近	藤	哲	雄
6 番	松	田	信	行					

2 不応招議員は次のとおりである。

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成２７年第４回大空町議会定例会議事日程

第１号 平成２７年１２月１５日（火） １０時００分開議

日 程 第 １ 会議録署名議員の指名について

日 程 第 ２ 議会運営委員会審査報告

日 程 第 ３ 会期の決定について

（諸般の報告）

日 程 第 ４ 行 政 報 告

日 程 第 ５ 一 般 質 問

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下英二	教育委員会委員長	相馬隆
代表監査委員	近藤克郎	農業委員会会長	山神正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口明夫	産業課参事	中村直樹
総合支所長	菊地教男	産業課参事	秋葉暢康
会計管理者	丹治健	建設課長	佐薙幸史
総務課長	藤田勉	建設課参事	高島清和
総務課参事	林敏美	住民福祉課長	平田義和
住民課長	山本勝栄	産業建設課長	田中信裕
福祉課長	南部猛	総務課主幹	松川一正
産業課長	伊藤裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊國夫		
生涯学習課長	佐々木徳幸	生涯学習課参事	田端久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷裕幸
------	------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田勝弥
------	------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻明弘
主査	土田康裕

以上のとおり報告する。

平成27年12月15日

大空町議会議長 近藤哲雄

諸 般 の 報 告

《平成27年10月22日～12月15日》

- 10月22日 第10回議会広報常任委員会
26日 第11回総務厚生・第9回産業建設文教合同常任委員会
第9回産業建設文教常任委員会
27日～28日 オホーツク圏活性化期成会秋季要望（札幌市）
28日～30日 総務厚生常任委員会道内行政視察調査（鹿追町、新得町、東川町）
- 11月 3日 平成27年度大空町表彰式
5日 第11回議会広報常任委員会
6日 オホーツク町村議会議長会役員会（遠軽町）
9日 平成27年度北網ブロック市・町議会議長会正副議長会議（網走市）
10日～11日 第59回町村議会議長全国大会（東京都）
13日～14日 東京女満別会・東藻琴会（東京都）
14日 女満別小学校学芸会
東藻琴幼稚園・保育園お遊戯会
16日 平成27年度自民党移動政調会
第7回議会運営委員会
17日 てん菜共同育苗施設竣工式
19日 本別町議会行政視察来町
20日 平成27年度議会・自治会連合会理事会との意見交換会
21日 女満別幼稚園はっぴょうかい
東藻琴小学校学芸会
24日 第5回総合計画調査特別委員会
消防救急救命講習
- 12月 2日 第12回総務厚生・第10回産業建設文教合同常任委員会
第12回総務厚生常任委員会
第10回産業建設文教常任委員会
4日 第10回若返り演芸会
7日 第13回総務厚生・第11回産業建設文教合同常任委員会
9日 第8回議会運営委員会
第12回議会広報常任委員会
15日 平成27年第4回定例会

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから、平成 27 年第 4 回大空町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において 10 番
後藤幸太郎議員及び 11 番 深川昇議員を指名します。

◎日程第 2 議会運営委員会の審査結果報告

- ◇議 長 日程第 2 議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますの
で、これを許します。
議会運営委員会委員長、松岡克美議員。

- ◇議会運営委員会委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本定例会を開催するに当たり、去る 12 月 9 日に議会運営委員会を開き、本日
開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では、一般質問者が 7 人、町長から提出されております案件が 15 件
であります。このほか、議会提出議案も予定をされております。

したがって、一般質問及び提出議案の件数から判断いたしまして、本定例
会の会期は、本日 12 月 15 日に開会して、12 月 17 日までの 3 日間とするこ
とは妥当であると全会一致で判断いたしましたので、その結果について報告いた
します。以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第 3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第 3 会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日から 12
月 17 日までの 3 日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から 12 月 17 日までの 3 日間に決定しました。

◎諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
大槻事務局長。

- ◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名であります。小島一弘議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議の説明のために出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

町広報担当者と議会事務局職員による写真撮影の申し出があり、これを許可いたしておりますので、ご了承願います。以上でございます。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

- ◇議 長 日程第4 行政報告を行います。

山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

- ◇町 長 おはようございます。

平成27年第4回大空町議会定例会に当たり、行政報告を行います。

9月18日、大空町表彰審査委員会を開催いたしました。

本年は10年記念表彰ということで、一般功労134件について諮問をし、答申をいただいたところでございます。

9月29日、大空町企業誘致委員会を開催いたしております。10月14日開催の自治体共催ビジネスセミナーの内容等について説明を申し上げ、あわせて当日の委員の参加をお願いしたところでございます。

10月1日、地方創生総合セミナーが湧別町で開催をされ、出席をいたしました。現在北海道顧問、日本創生会議座長でもあります増田寛也氏を迎えての講演でございました。総合戦略をにらみ自治体の地域力の向上に視点を置いた内容でありました。

10月2日は、再び大空町表彰審査委員会を開催をいたしました。通常年と同じく、各貢献賞、奨励賞など13件、あわせて、記念表彰になります特別功労22件について諮問をし、答申をいただいたところでございます。

10月7日は、大空町交通安全・社会を明るくする運動実行委員会を開催をい

たしました。7月1日に開催いたしました同大会の反省会として実行委員会を開催したところでございます。あわせて次年度に向けての御意見をちょうだいしました。

同日、オホーツク町村会行財政特別委員会が網走市で開催をされ、出席をいたしました。平成28年採用予定者の一次合格者の基準などについて、協議を行ったところでございます。

この際、網走市で、さらに網走厚生病院運営委員会が開催をされ、出席をしております。医療従事者の不足の状況、経営などについて説明を受けたところでございます。2次医療圏の中核病院としての網走厚生病院、これを地域で支えていかなければならない、その必要性を実感したところでございます。

10月の13日から15日にかけて、東京都におきまして北海道自治体共催ビジネスセミナーを開催いたしております。このセミナーは北海道の七飯町、網走市とともに、北海道銀行の支援により開催をしたものでございます。企業誘致に向け町の産業等をPRいたしました。参加いただいた企業は65社に上ったところでございます。

10月19日、オホーツク圏活性化期成会役員会が北見市で開催をされ、出席をいたしました。会長の選任について辻北見市長を提案し、書面による議決とすることを確認したところでございます。

10月22日は、北見地区国有林野等所在市町村長有志協議会が北見市で開催をされました。国有林の所在市町村による協議会でございます。平成28年度関係予算、また制度の説明を受けたところでございます。

10月26日から28日にかけては、札幌へ出張いたしましたところでございます。一つとして、国道334号の早期整備促進等に関する北海道開発局要望活動でございます。斜里町の新拓橋が完成をし、小清水町の神浦の線形改良が着工されております。私どもの町の東藻琴防災、特に東藻琴中心地の交差点の改良について要望をいたしましたところでございます。

あわせて北海道町村会政策懇談会が開催をされております。政治ジャーナリスト歳川隆雄氏の「安倍長期政権を占う」と題した講演でございました。後の分科会は、私は農林水産部会に参加をして、後継者、さらには労働力の確保などについて意見交換を行ったところであります。

あわせてこの時間帯の合間を使いまして、オホーツク町村会臨時総会が開催をされました。東京23区とオホーツク管内の連携事業の方向性について、協議をいたしましたところでございます。

さらに、オホーツク圏活性化期成会といたしまして、JR北海道に要請活動を行ったところでございます。石北線や釧網線の駅の無人化、廃止、さらには減便化に対し撤回の要請活動となったところでございます。

あわせて、北海道に対する要望活動をオホーツク圏活性化期成会として行っております。私は建設経済班といたしまして、建設部、経済部、総合政策部などに対しまして、道路、さらには市街地の活性化、空港の活性化などについて要望を行ったところでございます。

10月29日から30日にかけて再び札幌市におきまして、風土&FOODフェスティバル総括会議に出席をいたしました。STVラジオと連携して4年間取り組んできた事業で、来年度は会場を変更し、内容も一新して取り組みたいという提案があったところでございます。

11月3日は、皆様にも御出席をいただき、大空町誕生10年記念表彰式を行ったところでございます。会場をこの会場から文化会館に移し、通常年の貢献賞や奨励賞13件、また、この10年記念となります一般功労134件、特別功労22件について表彰をさせていただいたところであります。

11月7日は、遠軽町10周年記念講演会が遠軽町で行われたところでございます。10周年を記念したフォーラムということで、私はパネリストとして参加をさせていただきました。合併の経緯、その後のまちづくりについて、話を申し上げたところであります。地元の遠軽町長のほか、湧別町長、伊達市長、オホーツク総合振興局の副局長などがパネリストとして参加をしたところでございます。

11月8日は、十勝オホーツク自動車道訓子府インターチェンジから北見西インターチェンジ間の開通式、通り初め式に出席をいたしましたところであります。北見道路に続き、訓子府まで延伸された道路でございます。期成会といたしましては、このほか、足寄陸別間、高野から女満別空港間など、次の課題があるところでございます。

11月9日は、北網地区市町長会議で再び訓子府町を訪問しております。メンタルヘルスの対応状況などについて意見交換を行うと同時に、この機会に環境省古来企画官から各事業の説明、28年度予算の概要などについて、御説明を受けたところであります。あわせて北海道クノール食品株式会社工場の見学をさせていただきました。

11月11日は、オホーツク管内市町村長と商工会長会議が北見市常呂町で行われ出席をいたしました。この会議は2年に1度の開催となっております。今回は、地方版総合戦略の内容などについて意見交換を行いました。

11月13日から14日は、東京に出張をいたしました。行刑地活用意見交換と書かれておりますが、住吉の法務省用地の払い下げについて財務省、法務省に要請活動を行ったところでございます。

あわせて東京女満別会総会、東京東藻琴会総会に出席をいたしました。女満別会には53名、東藻琴会には45名の出席でございました。両ふるさと会の役員から来年度の合同開催などについて御相談を承ったところでございます。

11月17日から21日は、札幌、東京さらには、佐賀県、福岡県に出張をいたしました。一つとして、北海道地域公共交通検討会議が札幌市で行われたものに出席をしております。JR北海道の一連の問題を受け、地域交通のあり方を検討する会議として北海道が設置した会議でございます。各交通事業者の方々、自治体、学識経験者で構成され、今後数回、年度内開催が予定されております。

さらに、全国町村長大会に出席をしております。残念ながら、今年は安倍首相は外交日程のため欠席でございましたけれども、高市総務大臣、石破地方創生担

当大臣などが挨拶をされました。復興の加速化、地方創生の推進とあわせて事業費の確保、そしてＴＰＰ対策のしっかりとした実行などについて決議を行ったところであります。

この大会の終了後、佐賀県、福岡県を訪問いたしまして、オホーツク町村会の町村長研修に参加をしたところでございます。佐賀県では有田町を訪問いたしました。来年が有田焼４００年という記念すべき年であるということ、また春の陶磁器祭には毎年１００万人規模の方々が訪れますけれども、宿泊地などがないなどの課題を伺ったところでもあります。また、福岡県では、糸島市を訪れまして、年間売上４０億円と言われておりますＪＡの直売場「伊都菜彩」を訪問いたしました。また、年間寄附額が１０億円を超える玄海町のふるさと納税の取り組みでありますとか、さらには福岡市内におきまして山口油屋福太郎商店の本社工場、宿泊施設、飲食ビル、直売所などを訪問し、さらに製品のＰＲなども行ったところでございます。

１１月２５日、また東京に戻りまして、北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会の秋季要望に参加をいたしましたところでもあります。北見西から訓子府間の開通に対するお礼とあわせて、先ほど申しました足寄から陸別、さらに美幌町高野から女満別空港線の促進について要請活動を行ったところでございます。

１１月３０日は北海道開発局網走開発建設部開発トップセミナーが網走市で開催をされ出席をいたしました。北関東における水害でありますとか、私どもの地域にあっても、台風２３号などで大きな被害を受けました。こういった場合の的確な判断と行動のための首長のセミナーとして開催されたものでございます。

同日、大空町総合教育会議を開催をいたしました。教育大綱の原案を提示し、年度末までに決定いただきますように審議についてお願いをしたところでございます。

１２月１日は、大空町総合計画策定審議会を開催をいたしました。平成２６年の６月から審議会、部会合せて３５回の開催となったものでございます。この日は、第２次総合計画の原案について、御答申をいただいたところでございます。

１２月３日、大空町商工振興協議会を開催をいたしました。平成２７年度事業の概要説明、あわせて総合戦略により、どのような施策を検討しているかななどを紹介し、意見交換をさせていただいたところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第５ 一般質問

◇議 長 日程第５ 一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

１番 上地史隆議員。

◇上地議員 皆様おはようございます。

1番 上地です。

今回は、12月の定例会に地元の高校生の皆様も傍聴されるとのことで、大変緊張しておりますが、少しでも議会に関心を持つきっかけになればと、うれしく思います。

それでは、通告に従い、質問に移らせていただきますが、ほかに御登壇される方と重複するところがありましたらお許しいただきたいと思います。

それでは、まず一つ目の質問ですが、成年後見人制度についてです。

成年後見人制度とは、認知症や、知的障がい、精神障がいなどの理由で、精神的な能力、判断能力が不十分になった人を法律面や生活面で保護、支援する仕組みであります。

具体的には、当事者に対して後見人という形で支援者を付け、その生活をサポートします。介護保険制度が身体的能力が不十分になった人を支援するのに対し、成年後見人制度は、精神的な能力、判断能力が不十分になった人を支援するため、これら二つの制度は、しばしば高齢社会を支える車の両輪だと言われています。

成年後見人制度には、法的後見制度と任意後見制度の2種類があります。両者の大きな違いは、いつ後見人を決めるかという部分です。法的後見制度が既に判断能力が衰えている人に対して、裁判所が後見人を決定するのに対し、任意後見制度では、被後見人が元気なうちに、自ら後見人を決めておくことができます。

後見人の役割は、被後見人の判断能力の低下具合に応じて、後見、補佐、補助の3種類に分類されます。また、後見人そのものもバックグラウンドに応じて親族後見、専門職後見、市民後見の3種類に分類されます。

この後見人の主な職務は、不動産や預貯金などの財産管理、身の回りの世話のための介護サービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割協議の代理、悪徳契約の被害防止のための契約の解消に関わる権利の執行等であり、判断能力が不十分になった人の生活をサポートしますが、特に認知症の方は、介護サービス利用を初めとした契約を締結する機会が多いため、今後、積極的に活用していくことが望まれておりますが、必要性に対して利用している人が少ないことが、一番の課題となっております。

成年後見人制度の利用人数は、全国であります。2013年末の時点では、17万6,564人、2012年末の認知症高齢者の方は、約462万人であり、知的障がい者は約70万人、精神障がい者は約270万人、そのため2013年末時点での成年後見人制度の利用者の半分以上が、認知症高齢者だと仮定しても、利用率はわずか2%にとどまります。

もちろん、認知症高齢者の全員が重度の認知症で成年後見人制度の利用に喫緊の必要性があるというわけではありません。しかし、将来的に、認知症になる可能性がある軽度認知障がいの高齢者の方は、約400万人もおり、認知症高齢者を含めると、高齢者の約28%が成年後見人制度の必要があるという危惧もあります。

大空町にも認知症などの診断を受けられている方もおられますが、町の成年後

見人制度利用支援事業は、どのような状況なのか、また、今後新たに考えている取り組みがありましたら、聞かせていただきたいと思います。

続いて、二つ目の質問に移らせていただきます。

二つ目の質問は、冬季生活支援事業についてです。この事業は、平成25年度までは、福祉灯油という名称で行っていましたが、冬季生活支援事業と同じ事業であります。

この制度ですが、住民税が非課税となっている低所得者や高齢者、母子世帯などに対し、各市町村が灯油の引換券や現金などを支給する制度であります。実施に対しては、予め定めた基準価格を上回った場合に実施する市町村が多くあり、今年度は、灯油価格が5年半ぶりに安値傾向で推移していることを受け、今冬実施する自治体が大幅に減少する見通しとなっております。このことについて、道によると、昨冬の約3分の1の50市町村程度にとどまる公算が大きく、価格低下で支援策が不要と判断する自治体が多いとのこと。

道内では、電気料金の高止まりなどで家計の負担は依然厳しい状態が続いており、消費者団体などからは、福祉灯油の継続を求める声も上がっております。このことについて、町としてはどのように判断するのか。または何か新たに考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

三つ目の質問に続いて移らせていただきます。

三つ目の質問は、地域防災計画についてですが、国による災害対策基本法の改正が行われたことにより、大空町も地域防災計画の変更が行われました。

この計画の中にあり、この前の自治会役員の皆様との懇談会の中でも出た自主防災組織についてですが、大空町についてはどのような状態なのか。また何か新たな考えがあるのかを聞かせいただきたいと思います。

以上3点の質問について町長よりお考えを聞かせいただきたいと思います。

以上、これで最初の質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の一般質問にお答えを申し上げます。

最初に、成年後見人制度の関係でございます。

後見開始の審判の申し立てというのは、原則として4親等以内の親族が行うものでございます。しかしながら、本人に身寄りがなく、親族による申し立てが困難な場合などは、本人が権利侵害を受けるおそれのある場合などに限り市町村長が申し立てを行うことができます。大空町には親族申し立てによって、後見等の開始の審判を受けた方々が3名いらっしゃいます。

今後、町長申し立てを要する案件も見込まれると、そのように判断をいたしまして、昨年の4月1日実施要綱を制定をいたしまして、手続、費用負担、報酬額の助成などを決めているところでございます。しかしながら、現時点までの申し立て者はいない現状でございます。

成年後見制度は、後見人が本人に替わり法律行為を行うことができますけれど

も、そこまで至らずとも認知症などで、福祉サービスの申請や金銭管理がなかなか難しい、物忘れの不安など判断能力が多少衰えたけれども、日常的な生活の支援をしていただければ、自立した生活が送れるなどの場合もあるかと思います。このような場合は、生活支援員がサービスを提供する日常生活自立支援事業を利用いただく方がございます。社会福祉協議会に相談申し込みをいただくこととなります。平成27年度9月までの相談件数が9件ございました。しかし、利用件数は1件にとどまっている状況でございます。

認知症高齢者の増加に伴い、後見的支援の充実が求められ、老人福祉法の改正により、後見人の育成、活用を図るための研修等の実施に努めることとされております。このため、市民後見人の養成は、平成24年度北海道市民後見人養成等推進事業により、北海道と美幌町、津別町、大空町の共催によりまして開催をいたしました。8日間の講座に本町から6名が受講してございます。その後もフォローアップ研修が平成25年度、平成26年度各2回開催され、それぞれ4名が参加している状況となっております。

このようなことが、私どもの町の現在の状況となっているところでございます。

次に、冬季生活支援事業についてのお尋ねでございます。

平成26年度冬季生活支援事業、それ以前におきましては、福祉灯油購入助成事業という名称で行ってまいりました。

考え方といたしまして、暖房用灯油などの価格が高騰し、影響が深刻となる高齢者世帯等の経済的負担の軽減と福祉の増進を目的として実施をしているところでございます。

対象となる方は、町民税非課税世帯で65歳以上の高齢者世帯、ただ、平成25年度までは、町民税非課税世帯ということで、年齢制限を設けてございませんでした。さらに、障害者世帯、ひとり親世帯に該当する世帯の方々などを対象としているところでございます。

平成26年度は、世帯当たり1万円に相当する商品券の交付、またそれ以前の平成19年、20年、24年、25年には、灯油90リットル分の福祉灯油購入助成券を交付したところでございます。

事業の実施に当たりましては、まず11月1日を基準日として、その年の4月1日現在の価格と比較して10%以上灯油価格が上昇している場合、もしくは11月現在の価格に対して、1月15日の価格が10%以上上昇しているような場合について対象としてまいりました。

しかし、25年度、26年度は価格変動そのものは10%以下でありましたけれども、灯油の価格が100円以上するというところで、高止まりの状態でありまして、経済的負担が大きいと判断をいたしました。また、近隣市町村や北海道の動向を勘案をして実施をしたところでもございます。

今年度でありますけれども、灯油価格が前年と比べ、現在3割以上安い水準で推移しております。さらに、報道では、もう1段階値下がりをするのではないかとこの予想もございますので、現状では、冬季生活支援事業の実施を見送ったとこ

ろでございます。

近隣市町村の状況では、常設型として清里町、小清水町、雄武町が要綱を持っておりますけれども、それ以外の管内15市町村では、実施をしないということで、現在のところ判断をしているようでございます。また、北海道からの支援などについても、本年度は予定されていない状況でございます。

そのようなことで、現状といたしましては、取り組むということを考えていないという状況でございます。

次に、地域防災計画についてでございます。

自主防災組織は、地域の住民の方々が協力して自分たちの地域は自分たちで守るという、自覚、連帯感を持った共助の精神に基づき自主的に形成する組織であろうかと思えます。

大空町においても、近年、暴風や防風雪による災害の発生が多くなっている傾向にございます。

大規模災害が発生した直後は、町や消防、警察、自衛隊など公助による救援というものが間に合わない、不足するということがございます。地域住民が結束して、災害に対処することが大切になってまいります。

自主防災組織は、日頃から災害に備え、災害時には被害を最小限に食い止めるための活動を行うものでございます。

大空町であります、今年の4月1日に東藻琴北1自治会自主防災組織が結成をされました。北1自治会では、設立後、町の防災訓練への参加、北海道地域防災マスター認定研修会への参加、そして、防災資機材の整備の検討というような、活動が始まったところでございます。女満別地区では、まだ結成した自治会はございませんけれども、豊里、住吉地域の自治会の役員の方々に説明を行い、その設立の可能性について検討をいただいているところでございます。

町では、自主防災組織の必要性や活動などをまとめましたリーフレット作成をいたしました。ふれあいトークでありますとか、自治会の総会、また、町の防災訓練などで配布をさせ、結成に向けた検討をお願いをしているところでございます。

結成されました自主防災組織につきましては、コミュニティ助成事業を活用いたしまして、防災資機材の配備を行うとともに、各種情報提供を行うことといたしております。

また、今後は、町の防災訓練におきまして、町と自主防災組織との連携した訓練というものも検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上、上地議員に対します1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 成年後見制度について、町の現状を町長の方からお答えいただきましたが、この中で出た日常生活自立支援事業についてであります、これは北海道社会福祉協議会から大空町社会福祉協議会が委託を受けて行っている事業であると

と思いますが、この事業について、社会福祉協議会の方から対象者人数を把握できているのか。それについて、わかる範囲で結構なので、教えていただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 上地議員の質問の確認でございますけれども、先ほど私の方で社会福祉協議会に日常生活自立支援事業について、平成27年度相談件数が9件、実際の利用については、1件となっているということで御答弁を申し上げましたけれども、さらに詳しいその利用の実態の内容について、現在、質問をいただいているということでよろいでしょうか。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 そうですね。相談件数9件、利用1件で、もう少し具体的にわかる範囲で結構なので、承知していることがありましたらお聞かせいただきたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 現在御利用いただいている方については、日常的な金銭管理サービスについて、御利用をいただいているということでございます。

先ほど言いました相談件数9件については、こういった対応ができるかということでの御相談でございましたけれども、実際に踏み込んで、具体的なサービスの利用というところまでには、まだ至っていないという状況の内容でございます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 内容についてはわかりました。

続いて、成年後見について、もう1点お聞きしたいと思っているのは、先ほど近隣の市町村の話も出たんですが、成年後見センターなど開設を積極的にされています。

確かに大空町も成年後見支援事業を行っておりますが、やはり老人福祉法にもあるように、実施機関の設置というか、もう少し、今後のことを考えたらやはり、他の市町村みたいにセンターなどにすべきではないのかというふうに思いますが、今後について何かお考えがあれば、お答えいただきたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 確かに上地議員のおっしゃるとおりかと思っております。

市民後見人という方々が適正、円滑に仕事ができるということになるためには、専門職といいたしうか、そういった方々の支援体制、組織づくりというものが必要になってくるのではないかと思います。

業務運営がしっかりと確保できる団体に委託をし、組織化をしているというところがありますし、厚生労働省からそういった必要性についての通知なども寄せられているところでもあります。

多くのところでは、社会福祉協議会などに委託をする形で支援センターの組織化が進められております。

先ほど言いましたように本町では、現在は福祉課において、個別に相談を受けたり、先ほどの事業などによって社会福祉協議会の暮らしの相談事業という形で、日常業務の相談を受けている状況にありますけれども、近隣の市町村についても調査をいたしましたところ、この支援センターの設立が進んでおります。

遅ればせながら、私どももそういった事例を参考にして、しっかりとした形をつくるというところとあわせて、そういった方々のサポートに努力をしてまいりたいと思っております。

今後、組織化に向けて、さらにはその形態、どのような運用していくかなどについて協議を進めてまいりたいと思っておりますので、今後また、そういったところでアドバイスをいただきますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 成年後見制度については、これで質問を終了したいと思いますけど、重ねてのお願いとしては、必要としている方が困らないように対応していただければと思います。

続けて冬季生活支援事業に移りたいと思います。

冬季生活支援事業ですが、交付率に対して、お聞きしたいと思うのは、確かに事業は実施しないということでしたから、交付率が83.43%と、対象者も525人中438人と、大変利用する方も多いので、この方が困らないように、確かに灯油の方は、町内のセルフスタンドでも、60円代後半と安く推移しているのはわかりますが、そういう方が困らないようにお願いしたいなと思います。

そのことについて、再度お聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 後見人制度については、冒頭、上地議員からも、本来必要とされる方々が大勢いらっしゃる、その中で、まだまだ認知度も低くないことなどもあって、利用されている方が少ないという実態も御報告いただきました。

私どもでは、体制を整備することとあわせて、こういった制度が地域の方々に御利用いただけるように、しっかりとPR活動もあわせて実施をしてまいりたいと、そのように考えております。

また、冬季生活支援事業、もともとのところは灯油価格がその年によって、非常に高くなったり、そうでなかったりと、非常に大きな差があると、そのところを埋めるべく冬季生活支援事業、もともとは、灯油の購入券助成事業というものでスタートしたかと思います。

しかし、現在のエネルギーなどについては、灯油ばかりではないというようなこともあって、昨年は、商品券での交付という形で、冬季生活の支援という形に切り変えたところでございます。そういったことから、一昨年から見ますと、御利用いただく交付率、これなどについては高まっている状況にあらうかと思います。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、もともとの発想ということから考えますと、今年度は今のところ灯油などの価格、エネルギーの販売価格などは、据え置かれて、安定をしているということでありますので、今のところは、そういったものを実施するという考え方には至らないところでございます。

しかしながら、こういったものはこういった経済状況の中で、国際情勢の中で、また上昇していくかもわかりません。今後のそういった推移などについては、しっかりと確認をしながら、場合によっては、迅速に対応することも必要ではないかと考えてございます。

そういったことに注視しながら、情報を的確につかみながら、また、他の市町村の状況などについても目を配りながら対応して、町民の方々が不利益を講じないような、そんな対応に心がけてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 冬季生活支援事業についても、お答えを聞かせいただいたので、これで終了したいと思います。

最後地域防災計画について再度質問したいと思います。

この中で、地域防災計画にある自主防災組織についてお聞きしたいと思うんですが、この中でも情報の共有ということで、この地域防災計画の第1節の町の対策にもあるように、2点確認したいと思うんですが、避難支援等関係者への事前の名簿提供及び名簿情報の適正管理のための措置についてであります。この中で名簿の取り扱いについては、名簿の作成について個人情報に留意しながら情報の共有に努めるとありますが、現状はどうか。

また、緊急連絡体制の整備で自治会組織の協力のもとに緊急システムの運用を含め、災害時要援護者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図るとありますが、このことについて、あわせてお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 災害の発生時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする避難

行動要支援者の名簿の提供、また、管理に関する取り扱いというものにつきましては、大空町の地域防災計画に定めることとしてございます。

平成25年度に災害対策基本法の改正が行われ、避難勧告等の判断伝達マニュアルガイドラインが作成され、また、気象警報において特別警報の運用が開始されました。

このようなことから、今年、大空町地域防災計画を変更することといたしまして、この12月に、地域防災会議を開催することといたしております。その地域防災会議の中で避難行動要支援者名簿の取り扱いについても追加をしていくこととしてございます。今後、その地域防災会議の御議論などパブリックコメントでありますとか、関係する団体との調整なども必要となってくるかと思っております。

避難行動要支援者でございますが、災害時において高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方などを要配慮者としております。このうち、避難するために特に支援を必要とする方を避難行動要支援者として、名簿を作成することといたします。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所または居所、連絡先、避難支援を必要とする理由などの情報を記載するものとして、随時、その内容については、更新をしていくものとなります。名簿の提供でございますが、要配慮者のうち、同意をいただいた方のみの情報について、提供をすることとなります。提供先は、消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、そして自主防災組織、さらに避難支援等の実施をする名簿の適正な管理ができると認められる自治会の方々となります。

こういった名簿の提供時には、取扱者の限定でありますとか、目的外の利用の禁止、さらにはその内部での無作為な情報共有を避けること、守秘義務の遵守、管理方法の指導などについて徹底を図ることとしてございます。

そういった中で、地域の方々に名簿を提供し、避難の際に支援が必要な方々について、御協力をいただく体制をとりたいと思っております。

この名簿については、日常から名簿についてお渡しをさせていただくということにしております。

災害の発生時につきましては、現在の防災メールでありますとか、さまざまな手段を使って、いろんな町民の方々に情報の伝達を行い、この名簿にしたがって、関係者の方々の避難の協力をいただく、そういう体制づくりをしていこうというものでございます。

◇議 長 1 番 上地議員

◇上地議員 町長の御答弁でも出た自主防災組織とか、町内自治会などにも、そういう名簿の取扱いについて、指導するということをお聞きしましたが、この取扱いについてなんですが、施錠可能な場所への保管の指導、また団体内部で名簿を取り扱う者を限定するとありますが、これをもう少し具体的にお聞かせいただければと思いますが、お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いました名簿を提供する先の消防署、消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織などについては、これは法律によって、こういった方々に名簿を提供するという内容で規定をされてございます。

その他、町長として特に認められる団体ということで、大空町の防災計画の中には、名簿の適正な管理ができると認められる自治会、また、その避難の支援を一緒に行うという申し出のある自治会を対象としているところであります。こういった自治会の方々とは町が覚書を締結をして、そして名簿提供を図るということを考えてございます。

それ以外については、法律に規定がされているということでございます。

今回、防災計画の見直しについて、まだ具体的な、その施錠管理のところまでは規定しているわけではございませんけれども、今後、具体的にそういった方々に対する説明も含めて行うこととしております。その中で、具体的なその管理の方法、また、先ほど言った情報のあり方、使い方ということについて、それぞれ協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

また、そういう具体的な内容がきちっと決まっていきましたら、議会に対して説明もあわせて行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜ればと思います。

◇議 長 1 番 上地議員。

◇上地議員 個人情報扱うので、このことについては徹底していただきたいと、あと議会の方に報告いただけるということなので、これについても協力していきたいと思っておりますので、これで最後になりますが、この自主防災組織についてですが、実際に総務厚生常任委員会の視察で、組織率が98%と約100%に近い町に視察に行かせていただいたんですが、町の名前は名誉もあるので、それは言わないですが、そこの防災担当の方とお話をしたときに、実際に災害が少ない土地なので、住民の危機意識が余り高くないと、あとは実際に組織が機能するかわからないという、本音も担当の方がおっしゃっていますが、大空町も同じく比較的災害の少ない土地でありますし、今後、住民の危機意識をどうするのか。自主防災組織、組織化するのはいいんですけど、ほかの自治体でも問題になっているようにメンバーの高齢化、訓練の確保など、実際にこれに対してどのようなお考えがあるのか、最後聞かせいただきたいと思っております。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まさしく上地議員がおっしゃるとおり、組織はつくっても、そこに魂が入っていかなければ、なかなかいざというときに動き切れない、ましてや災害時にのみ活動をされる組織となれば、なおさらのことと思います。

いろんな研究者の方々が人間心理などについても、分析をしているようでございますけれども、災害などが起こったときに、どのように対処するか、人間としては、3種類に分かれると言われております。

一つは、自らいろんな情報を入手して自分自身に危害が及ぶのかどうなのか、それを判断して、その危害を避けるための行動する方、もう一つの分類は、信頼できる人に判断を委ねる方、自分ではなかなか判断をしませんけれども、いろんな方々の話を聞いて、右に行けと言われて右に行く、他者に依存するタイプの方々、また、こういった方々は、時として、その判断が、もし後々、間違っていたということであれば、そういった責任を追及する側の方になるものだとも言われております。もう一つは、余り難しいことを考えない、何とかなるさというような、そういう楽観的な考え方に常に落ちてしまう方と言われております。

この1番の方は、被害、危害を最小限に抑えることができるかもしれませんが、今言いました2番、3番という方々については、何かのときには、大きな被害、危害になることが予想されます。ですので防災組織の中で、私どもは先ほど言った公助と言われるところに1番の重きを置いて行政組織は動くわけでございます。

危機意識を持っていただくためには、町民の方々が、私どもは努力はしておりますけれども、役場は当てにならないと、行政ばかり頼っていたんでは自分の身を守れないぞと、そうやって思っていて、自らがいろいろな備えをしていただく、また、隣近所でいろんな対応を考えておいていただくということが、その危機意識、防災の意識の中では大切ではないかと思っております。

ただ、私どもの口から行政は頼りないと、何もできない、しないなということ言うことにもなりません。私どもは、防災教育というところであったり、さらには、その訓練というところで、そういった皆さん方の自助と共助の考え方をしっかりと持っていただくための、そういうアプローチをしていかなければならないのではないかと思っております。

災害が少ないとは言いながら、先日もありました台風23号でありますとか、また、先の冬には、何回となく大きな吹雪もやってまいりました。そういうことを考えますと、決して他人事ではないと、そういう思いを共有しながら、自ら災害に立ち向かって行く、そういうための教育の課程などを私どもとしては、提供してまいりたいと考えているところでございます。

ぜひ議員におかれましても、そういった点から御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 これにて上地史隆議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 田中裕之議員の一般質問を許します。

◇田中議員 皆さんこんにちは。

質問に入ります前に、10月の8日から3日間にわたり、台風23号の影響により大雨により、本町は甚大な被害を受けました。ここで被害に遭われました皆さんにお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず1点目、ふるさと住民票制度についてですが、これは、住民と自治体の関わりが多様化していると言われている中で、民間のシンクタンクが、地方自治体が住民以外に公共サービスを提供することを目的に提言したもので、都市部と過疎地といった複数自治体の居住を促し、地域活性化につなげていくものであり、民間の有識者のほか、共同呼掛け人として、北海道のニセコ町長や本別町長のほか、全国で合わせて8市町村長が名を連ねています。

この複数地域への居住をめぐっては、国も地域創生の総合戦略で2地域居住などの地方居住の本格推進を掲げているところであります。

そこで、この提言についての御所見を町長に伺いたいと思います。

次に、2点目ですが、マイナンバー制度の現況についてですが、私は、6月の定例会において、このマイナンバー制度の中身とセキュリティについて質問をさせていただきましたが、11月に入り、本町でも通知カードの配送が始まったようであります。

しかしながら、新聞やテレビの報道によりますと、誤配送やさまざまな理由で返送されてくるものも数多いと言われています。また、既に特殊詐欺の被害も出ているようであります。その他に役所の窓口での誤交付なども起きているようであります。

そこで、本町での現況はどうなっているのかをお尋ねしたいと思います。

以上の2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしく願います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 田中議員の一般質問に御答弁を申し上げたいと思います。

1点目のふるさと住民票についてでございます。

本年の8月に政策シンクタンクであります一般財団法人構想日本から、ふるさと住民票の提案が記者発表され、全国の自治体に賛同を呼びかけたものでございます。

共同呼掛け人として、ニセコ町長、本別町長、福島県飯舘村長など自治体の方々のほか、大学教授などが参加されているところでございます。

この提案の趣旨は、人口減少時代に地方が活力を取り戻すため多様な人たちと独占的な関係を築き、支援や力をまちづくりに活かしたり、ふるさと納税の寄付

者のまちづくりへの参加の機会を提供し、納税の意義を高めたり、複数地域居住者や、別荘所有者が地域に溶け込みやすくするなどが目的として上げられております。

対象の例といたしまして、自治体の出身者、ふるさと納税を行った方、自然災害などで他の市町村へ避難されている方、複数の地域で居住している方や、別荘を持つ人、住民登録をしておりますけれども、一時的な居住者の方々などがあげられるかと思えます。

本町の自治基本条例の町民という定義の中に、町外から大空町に移動して、働かれている方々もおりますので、そういった方々も、対象者となるのかもしれませんが。

提供するサービスの例でありますけれども、ふるさと住民票の発行、専用ホームページのアカウントの付与、専用SNSページの開設、自治体広報の発送、パブリックコメントへの参加、住民投票への参加、公共施設の住民料金での利用、祭りや行事などへの招待や参加案内などが考えられておりますが、制度の詳細な名称でありますとか、自治体がどのようにこういった特典を付与するかというのは、自由にできるものとなっているのかと思えます。

居住地と異なる自治体との関わりなど柔軟な関係づくりという点では、ふるさと会でありますとか、お試し暮らし、姉妹都市交流や友好町の交流、合宿事業などの部分についても同じような目的の部分もあろうかと思えます。

この提案でありますけれども、8月に呼び掛けられました。どれほどの自治体に参加されているのか、どのような取り組みが実施されているのか、そういったことについては、まだ公表はされていないようでございます。

提供を想定しているサービスの例には、まちづくりに大きく関わるパブリックコメントでありますとか、住民投票への参加などもございます。

実施するとした場合に、十分検証していかなければならない事項も多くありますので、この問題点や、一方では予測される効果などについて、まずは少し調査をさせていただきたいと思っているところでございます。

次に、マイナンバー制度についてでございます。

マイナンバー制度の通知カードが簡易書留で世帯主あて郵送が終了いたしました。本人にお渡しできなかったものが、11月24日を最後に返戻されてきてございます。

本町であります、送付件数は3,086でございました。しかし返戻となったものが347通ございました。一つは宛所なし58通、保管期間が経過をしたもの284通、受け取り拒否が5通ございました。このほか、返還登録、転出や死亡などといったものが8通あったところでございます。

しかし、返戻後の窓口交付を行っておりますので、いくらか取りに来ていただいている方々もいらっしゃいます。12月2日現在で137通が皆さんの手元に届きました。ですので、この時点での未交付は202通という状況でございます。

また、返戻をされたものにつきましては、3カ月間保管をすることとなっております。

ざいますが、その後は廃棄することとなっております。その後に窓口に来られましても、そのままお渡しすることができませんし、通知カードの番号をお知らせすることもできなくなります。そういった場合におきましては、通知カードの番号を知るために再交付申請をいただくか、住民票を申請する際に住民票に通知番号を記入することを要求して、番号を確認するかのいずれかとなります。

しかし、いずれにもそれなりの手数料が必要となるということでございます。

現在、町では未交付の方に、個別に再度受け取りについてのお知らせをさせていただいているところでございます。

マイナンバー制度については、町広報紙などでも重ねて周知を行っており、今後もトラブルのないように対策を講じてまいりたいと思っております。

マイナンバー制度が始まりましてから、全国では、住民票の交付時の手違いでありますとか、詐欺などの犯罪などに使われているという報道がございますが、現在まで、本町では、そのようなトラブルは報告されておられません。ただ、制度そのものに対する苦情などについては、窓口寄せられているところが数件あるところでございます。

今後、個人番号カードの交付というものが年明け1月から順次始まってまいります。交付に当たりまして、混乱や情報管理について特に注意を払わなければならないことから、窓口職員への指導、そしてセキュリティ管理の徹底に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上、2点について御答弁とさせていただきます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 ご丁寧な答弁ありがとうございます。

ふるさと住民票について再質問させていただきます。先ほど、町長の方からもお話ありましたが、本町では女満別地区、東藻琴地区それぞれにふるさと会というのがあると思いますけれども、町長や議長、副議長なども出席されていると思うんですが、その中でこちらの会の方から今回のこのお話や、またこちらの町長や議長の方からお話をするということはなかったのかをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ふるさと会の関係でありますけれども、東藻琴村、女満別町と一緒になりました関係から、全国にいくつかのふるさと会がございます。

昭和45年設立の旭川東藻琴会が初めて設立をされ、その後、東京女満別会、旭川地区女満別会、網走東藻琴会、札幌地区女満別会、札幌大空町東藻琴会、東京東藻琴会、北見大空会、この八つがふるさと会としてございます。これらの会の会員数、報告いただいております会員数は785人になってございます。

各会によって開催の形態でありますとか、さまざまありますけれども、御案

内いただいたときには、総会などに私を始め職員、さらには議会からも御参加をいただいて交流をさせていただいているところであります。

今回も直近では、先ほど行政報告で申しましたとおり、東京の東藻琴会、女満別会に訪問をさせていただきましたけれども、そこから具体的な今回のふるさと住民票の登録というところまで踏み込んだそういったお話まではありませんでした。

ただ、いずれも、会員数の減少に悩んでおりまして、どのような形でふるさととの結びつき、また、会員同士の結びつきをしっかりと作っていくか、そういうことについての御苦勞といいたいまいしょうか、課題などがあるという報告をいただいております。

例えば、地元大空町で起こっているさまざまな事象について、私どもは広報紙などを送ることについても行っておりますけれども、もっと大勢の方々に送る手段がないとか、そういう形でつながりを密にしていく方法は、どうなのかというような提言をいただいたり、私どもが行くばかりではなくて、そういった方々がふるさとに帰ってこられたときに、地元としてはどんな対応ができるのか、そういう特典といいたいまいしょうか、プラスの部分、そういったことを考えていくことによって、ふるさと会の活動というものもさらに活発になるのではないかと、そんな意見交換をしたことがあります。

それは、具体的なふるさと住民票という言い方ではありませんでしたけれども、今回の御質問の趣旨につながるところかもしれません。

そういったことなども含めて、今後、いろいろ調査をさせていただいたり、どういった制度だと私どもの町にプラスになるのかということも含めて考えてみたいと、そのように思うところでございます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 先ほど町長も言われましたけれども、この対象の中には、ふるさと納税をされている方も対象になるわけですが、このふるさと納税をしていただいた方に、例えば広報を送ったり、財源のこともありますからそれは無理でも、チラシを送ったりして、こちらの行事とかお祭りに参加をしていただいたりという考えのもとで行っていることもあるのかどうかをお聞きしたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今年からふるさと納税に対しまして、私どもの町の特産品を幾分かは差し上げるといような制度に切り替えました。

非常に多くの方々に御寄附をいただきまして、11月末までで、4月から1,200件ほどの寄附もいただいております。今後も、増えていく可能性もあるのかなと改めて感じているところであります。

そういった方にお返し物を送る際に、当然礼状なども入れております。

その中に町として、発行する広報の提供といいたいしょうか。そういったものも、希望なされるかどうかをチェックをする欄を作りまして、希望される方々には、町の情報を今後も提供していくということは、させていただいております。

ただ、現状でありますと、紙面としての広報紙もありますけれども、ほとんどの方々が今インターネット機能を使いながら、ふるさと納税をされていると、そういった方々からすれば、紙面として送ってもらわなくても、今でありますとホームページの中で、広報のバックナンバーが載っていたりということで、いろいろな形で大空町の情報というものは、収集できる形になっているかなと、しかし、一方では、気は心でありますので、そういった丁寧な取り扱いというものも必要ではないかということでさせていただいているところであります。

そういった中で、この今回の趣旨というものは、大空町の理解者、ファン、そういった方々をいかに地域の中に、国の中に増やしていくかということでありますので、そういった趣旨からは、必要なことではないかなと、そのように考えているところでございます。

◇議 長 2 番 田中議員。

◇田中議員 ふるさと住民票の質問は終わりますけれども、次にマイナンバー制度について、再質問させていただきます。

最初の質問で話をしたんですが、北海道の札幌でも実は窓口での誤交付がありました。それで前回、質問させていただいたときに、町長は、人が管理するという中にあっては、いかに意識を高めて管理をすることが大切だという御答弁をいただいたと思うんですが、今年も職員の皆さんそれぞれ研修とかが行われたと思うんですが、その中でマイナンバー制度に関する研修というのは行われたのでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 前段のふるさと住民票でありますけれども、冒頭言いましたとおり、今、地方創生というものが、さまざまな形で取り進められております。いろいろな情報がどんどん出てきて、いかに地域を元気づけさせていくか、その一つの方策としての御提案ではなかったかと思ひます。

先ほど言ったように私どもとしても、幾分取り組んでいる分野もありますけれども、それをきちっと体系化して、運用していくということも大切ではないかと思ひます。いろいろな情報がありますので、そういったものを収集しながら、私どもの町にあった形がとれるかどうか、そんなことを今後も調査してまいりたいと思ひているところであります。

またマイナンバー制度に対する職員研修でありますけれども、主に窓口でいろいろなところで使うこととなります。記入いただくようなこととなります。

そんなことから、住民課さらには福祉課、住民福祉課の職員などを中心にした

しまして、こういった取り扱いに対する説明会、啓発研修というようなものはさせていただきます。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 マイナンバー制度についてですが、もう1点、先ほど返送されてきたものが202通、その内受け取り拒否が5通あるというお話がありましたけれども、この受け取り拒否に関しては、別に罰則がないのでこれはしようがないと思うんですが、先ほど町長のお話にありましたように手元に届かなければ、その後再発行となり、手数料が発生するわけですが、その手数料は大体いくらになるのか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 通知カード、国の再発行につきましては、手数料条例での中で、500円と考えてございます。

また、住民票にその番号を記載したものを交付するという方法で番号そのものについて確認することはできますので、こういった場合でありますと、住民票の発行250円になろうかと思えます。

しかし金額の問題ではなくて、私どもは、今後必要となってくるこの番号を町民の皆さんに適切に通知をし、そして管理をいただきながら御利用いただくということを図っていかなければなりませんので、現在は当然個人の方々には、その通知文書でもってお願いをしておりますけれども、あわせて、ふれあいトークの中で、このマイナンバー制度のことについて触れさせていただき、ひょっとして、まだお手元に届いていない方はおりませんか、そういう中で、その後お金がかかることになりますので、ぜひ窓口で本人確認の書類などを提出いただいて、その3カ月の以前でお受け取りをいただきたいということをあわせて、今PRをさせていただいているところでございます。

ぜひ、これを限りなくゼロに近づけるように、努力をしてまいりたいと思っております。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 最後にもう1点目だけ質問させていただきます。

本町にも特養とかの施設があると思うんですが、そちらに入られている方のマイナンバーの取扱いは、どうなっているのかを伺いたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 御高齢でなかなか管理が難しい方々の中には、施設に入所されている方

々もいらっしゃると思います。

現状の対応で申し上げたいと思いますが、世帯主の方に対して、お送りさせていただくということで、御家族があるような場合につきましては、その御家族の方の世帯主の方に施設入所の方も含めて、お渡しをさせていただいているのが現状でございます。

ただ、1人で世帯主になられている方も中にはいらっしゃいますので、そういった方については、特別養護老人ホームに送りまして、そこで管理をしていただくということで、厳重管理をお願いをしているという内容です。

具体的な今後の取り扱いなどについて、私どももどのような対応を取ればいいのかということで、国にそういったことについてお聞きをしておりますけれども、まだ具体的には示されておられません。

多分、私どもだけの課題ではなくて、全国一律の課題でございますので、そういった取り扱いなどについても、今後示されてくるものと思いますので、それに沿って適切に対応したいと思っております。

◇議 長 2番 田中議員。

◇田中議員 最後になりますけども、職員の皆さん大変でしょうけども、このマイナンバー制度は国の事業でもありまして、多額の税金を投入して始まる事業でありますので、ぜひ町民の皆さんに負担の掛らないようによろしく願いいたします。

私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 マイナンバー制度につきましては、国が資産でありますとか年金でありますとか、社会保障などを一元的に管理を図っていく、そういう目的で導入をいたしましたけれども、将来的には、全ての行政機関の中で、何がしかの活用が図られていくものと思っております。

そういうふうに考えますと、今時点では、それほど必要性を感じていらっしゃらない方も、将来的には、いろいろなところで、これが必要になってくるものと思います。

ぜひ、そういったところになるまでには、私どもしっかりとセキュリティを管理をする。そして、町民の皆さん方にしっかりと御利用いただく制度となるように努力をしていかなければならないと思っております。

管理の徹底、併せてどのように活用していくか、職員ともども考えながら、今後も取り扱いについて、進めてまいりたいと思っております。

また、こういったことが町民の皆さんに御理解いただけるように、いろいろな説明機会を通じて説明するとともに、御負担にならないその使い方ということなどについて、私どももお話を申し上げる、提案をしていくことにしたいとそのよ

うに思っております。

今後ともこれらが進んで行く中で、さまざまな課題なども出てこようかと思ひますので、今後とも御指導いただければありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

◇議 長 これにて田中裕之議員の一般質問を終了します。

次に、3番 原本哲己議員の一般質問を許します。

◇原本議員 3番 原本哲己です。

初めに、さきの同僚議員からもありましたが、今年は9月末から10月にかけて、過去に例のない2回の台風が押し寄せました。

特に、10月8日の台風23号は、甚大な被害を大空町にもたらししました。改めて被害に遭われた方々にお見舞い申し上げるとともに、その普及に尽力されている方々、関係機関に敬意を表したいと思います。

それでは質問に入ります。

地域振興施設について、昨年9月定例会においても質問させていただきましたが、整備予定地にある食堂、旅館は来年1月末をもって営業中止を表明しています。東藻琴地区では今後の集会、飲食、宿泊施設に不便さと心配の声が出ている中、地域振興施設の今後の計画等を再度確認し、町民に知らせ、不安を少なくするために質問したいと思います。

1点目です。今定例会に用地買収に向けた補正予算が計上されています。用地買収の方向と供用開始までの今後のスケジュールをお聞きします。

2点目、現在建物の設計も進んできています。委員会でも説明を受けていますが、どのような形でどう運営されているのか、現在、答えられる範囲で良いのでお聞きしたいと思います。

以上、1回目の質問とします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 原本議員からは、地域振興施設について、一般質問をいただきました。

御答弁を申し上げたいと思ひます。

地域振興施設の検討の経過をまずお話を申し上げたいと存じます。

平成22年から平成25年にかけて、関係団体からの推薦や一般公募、地元商工会によりまして、施設整備の必要性や候補地の選定、導入する機能、運営形態などにつきまして御検討をいただき、第1案として、道の駅、第2案として地域振興施設の取りまとめをいただいたところでございます。

その結果、市街地中心部で地域振興施設を優先して取り進めるべきということとなりました。

内容は、広報誌やふれあいトーク、住民説明会などで情報提供を行ったところでございます。平成26年2月にはパブリックコメントを実施させていただき、

御意見をいただきました。その結果は、6月号のまちのお知らせで紹介をしたところでございます。

スケジュールでございますが、平成26年10月に基本設計を発注させていただき、12月には物件調査の委託を発注してございます。

今年に入りまして、平成27年5月には実施設計を発注し、施設の設備事業費等の詰めを行っている段階でございます。同時に、6月から用地交渉を行っております。途中、地価調査による単価改定が行われましたことから、改めて、この秋用地交渉を行い、現在、全ての地権者の皆様から土地の売り払い等について御承諾をちょうだいいたしたところでございます。このことから、本定例会に用地取得や支障物件補償に係る補正予算を提案させていただいているところでございます。

今後のスケジュールでございますが、予算の議決をいただければ、その後、1月にかけ契約の締結を進めていきたいと考えてございます。

既存の建物の取り壊しにつきましては、地権者の皆さん方が御自身で解体をし、後に用地を購入することといたしております。

来年の7月には本体工事の着工を進めていきたいと考えてございまして、工事の完成の目標を平成29年3月と考えております。同時に、施設にかかわる条例、規則等の整備や、住民参加によるソフト面の事業展開につきましても、詰めの検討を進めてまいりたいと思っているところであります。

平成29年度は、外構工事と備品等の整備を行い、過去の説明では11月頃オープンと言っておりましたが、少し前倒しをいたしまして、9月頃のオープンを目指したい。現状そのように考えてございます。

どのような形態かという御質問もいただきました。平成25年度から商工会の会員の皆さんや、各関係団体の皆さんにより、運営組織準備委員会というものを組織し、受け皿となる組織を立ち上げに向けて具体的な検討をいただいております。平成27年2月には、東藻琴地区の商工会の会員の皆さん方が中心となり、準備会を立ち上げ、運営会社の法人化や運営形態などの協議を進めている現状でございます。

運営につきましては、指定管理者制度の導入を考えてございます。今月末には先ほど申しました準備会の開催が予定されてございまして、会社組織の出資金の額や役員等の協議がなされると、そのように聞いてございます。

以上、御質問に対しましての答弁とさせていただきます。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 ありがとうございました。

東藻琴地区にたくさんの人が集まって飲酒ができたり、宿泊ができる場所が一時的にも無くなるという大きな不安を、少しでも早いこの施設の完成によって、無くしていきたいと思えます。

今、当初よりも若干早く進むようではございますけれども、さらにできる範囲で施設整備

をしていただくようお願いしたいと思います。

もう1点お聞きしたいと思います。

去年は、東藻琴に相撲場が整備され、今年が多目的運動公園が改修されています。せっかく平成29年にオープンする施設を有効に使うためにも、これらの施設を利用した合宿等、新しい取り組みを考えているのであれば、町長にお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 去年の夏でありましたが、パブリックコメントの後、アンケート調査という話もありましたが、単にペーパーで確認するというのではなくて、いろんな懇談を含めながら、改めて町民の皆さん方に賛否を問う懇談会をさせていただきました。

その中でもさまざまな御意見をいただいたところでありますが、東藻琴地域の今後のことを考えた中では、こういった機能は、地域の中にぜひ必要、何とか整備をしてほしいものだと、そういう御意見が多数あったことを思い出しております。

その中に、現在営業されている民間の方々と新しくできたとしたときの施設、その隙間をなるべく小さくしてもらいたいと、中には、今営業されているところを上手に使いながら施設ができ上がった後、閉店をするとか、そういう形で、その空き期間というものを無くす方法はないのかという御意見も多数いただいたところでございます。

基本設計の段階で、そういったことも考えてまいったところもございますが、なかなかそこまでの対応というものは難しくございました。また、民間の今現在経営されている方々におきましても、御都合がありまして、年明けの1月で店を閉められるというような御報告もいただいたところであります。そういったことから、私どもといたしましては、できる限り、そういったものの期間を空かないように努力をしてみたいと思ってございます。

先ほど言いましたスケジュールにつきましては、現段階のスケジュールでございます。今後、どういったところでそれが少し遅れたり、また、早まる可能性があるということが出てこようとも限りません。その節については、逐一議会などにも御報告を申し上げ、あわせては町民の皆さん方のソフト事業の展開など、関連する動きもありますので、そういったところにも情報を提供しながら進めてまいりたいと思ってございます。

議員の言われました趣旨、十分受けとめながら、今後の対応に当たってまいりたいと思いますので、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げます。

一方で、2点目といたしまして、東藻琴地域で進めているその他の施設整備と今回の地域振興施設の関連、連携というところにも触れていただきました。

今、地方創生と言われて、地域版の総合戦略を作っておりますが、この戦略を

しっかりと進めていく中であって、交流人口の受け入れというものも、極めて大切になってまいっております。

そういった中では、スポーツや文化合宿の受け入れというものも、今後、積極的に取り組んでいかなければならないものと、そちら側でも考えてございます。また、そういった方々に地域に宿泊をし、地域の中で消費活動にあたっていただくということも大変大切ではないか、相撲場を造りましたことから、あわせて大鵬杯などの相撲大会も開催をし、全道から大勢の皆さんにお越しをいただいているところもございます。

またさらに、今年度整備を進めてまいりましたふれあいパークの改修などについては、地域の少年野球大会の誘致でありますとか、さらにはラグビーやサッカーの練習場としても活用をすることが可能になると、そんなことから、そういう関係者の方々にも多数私どもの地域に足を運んでいただきたい。そして消費活動につなげていただきたい。

さらには、宿泊も、今回の施設ができれば活用していただきたいということで、それぞれの相乗効果も考えながら、今後は、運用、運営をしていかなければならないものと考えてございます。

ぜひ、そういった経済というものは、そのこと一つ一つではなくて、全てにつながって行くことで、経済というものが動いていくんだろうと、そのように考えておりますので、ぜひそういうつながりをしっかりと付けられるようなまちづくりに、これからも努力をしてまいりたいと思っております。

地域の元気づくりに、今後も御指導いただきますようお願いを申し上げたいと思います。

◇議 長 3番 原本議員。

◇原本議員 ありがとうございました。

再度、一日でも早い整備をお願いし、またこの施設が地域の拠点、核となって新しい地域活性化のカンフル剤的なものになることを願い質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほど言いました地方創生の中にも、地域におけるその小さな拠点づくりというものを一つ題材として目指している事業などもございます。

それは、ソフトの事業として、そういう制度があるわけでありますけれども、私どもは今回、今やろうとしているものの目先のところでは、ハード事業と言われるかもしれません。しかし、私は、ここが拠点となって、さまざまな次の地域の元気さを取り戻すそれぞれの活動につながって行く拠点になるべき、またして行かなければならないものと思っております。

そういった意味では、今後、そういったソフト事業というものの展開も大変大切になってこようかと思っております。そういった中では、地域の皆さんに御協力をい

ただかなければならない分野が多分に出てこようかと思います。

皆さんのお力をいただきながら、この施設が地域の中で、より良いものとなっていくように、私どもも努力をしてまいりたいと思います。

あわせて、先ほど言った期間などについては、今後十分検討しながら進めてまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いを申し上げます。

◇議 長 これにて、原本哲己議員の一般質問を終了します。

ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

休憩 午前１１時４９分

再開 午後 １時００分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第５ 一般質問を続けます。

次に、５番 品田好博議員の一般質問を許します。

◇品田議員 平成２７年の第４回定例会に当たり、一般質問を通告どおりさせていただきます。

東藻琴の地域振興施設整備計画は、６年越しの長丁場となっているわけであり、ます。今定例会の補正予算において、支障物件補償の計上と債務負担行為の計上をもって計画の扉が開くことになると考えています。この際、いろんな角度から質問をしてみたいと思います。

主な質問、ＡからＦまで質問をさせていただきます。全部を書き出すことはできませんが、一連の計画の中での質問でありますので、御理解いただきたいと思います。

なお、前段の同僚議員の質問事項と被ってしまいまして、町長には何度も、答弁させることになるのかと思いますけれども、お許しをいただきたく思います。

Ａとして、かかる整備の位置付けはどうであったかについてであります。当初は、道の駅構想の中から、出てきたものだとして認識しております。道の駅構想も、地域振興施設も、振興の意味合いでは、同類ではないかと考えますが、施設のほとんどが収益事業をという意味で、道の駅に近い概念であろうと思います。

この施設の名称は、これからのことでしょうか、国土交通省の道の駅登録は、なされるつもりがあるのかも含めまして、お聞きしたいと思います。

施設完成後は、指定管理者制度の中で、運営管理させるべく考えているということで、先ほどの答弁にもございました。この指定管理料の考え方を、また運営協議会から会社形態として、立ち上げということですが、どのような会社形態なのか。代表取締役を初め、役員構成など、どの程度、どのようなものか、また設立の目安をどのように考えているのか、わかる範囲で結構でございますので、お示しをいただきたく思います。

収益の見通しであります。収益ばかりではないと、振興の意味合いが強いというふうなことでございますが、財源なくして振興なしであると考えます。

収支予算等ざっくりしたものは、計画当初、見させていただいておりますが、今年度は、レイアウト中心の審議になって、随分時間が経っております。

その後、合同委員会の中で、実質事業計画書をたび重ねて要望しております。支所長も、早い段階でと答弁なさっておりますが、策定しておられるのかどうか。また、損益分岐点売上をどのように考えているのか。

総額9億円という大きなものでありますが、将来を通して、行政負担がどう考えているのかも含めて御答弁願いたいのであります。

去る12月2日の合同委員会において、従来示されてきたものと違う外観一新がありました。デザインの良し悪しは別であります。地域のイメージにそぐわないのではという印象を持ったところであります。ノンキーランド、そしてひとときわカントリーな町並みに突然出現したシティーホテルといった感があると思うのは、私ひとりだけではないと考えます。

地域の顔としてのイメージとは何か。観光にも寄与する建築物としてのコンセプトは何なのか。コンペティションでも実施したらよかろうと存じます。町長のお考えもお聞きしたいと思います。

唯一、収益事業ではない、公共的な観光案内所の場所についてであります。

観光にも寄与すると述べましたが、レイアウトの中に当初有ったインフォメーション、トイレの前のインフォメーションがなくなっております。ホテルカウンターまで距離があるし、客導線の悪さ、通常業務との連携上、難しくなるのではと考えますが、どのようにお考えかお聞かせください。

平成26年度の2月から3月にかけて、パブリックコメントを実施しておりますが、5件で5名27件ということであります。御心配の意見、向きが多かったように感じます。現在の内容と随分、変わりました。パブリックコメント時の内容とは大きく変更があったのではないのでしょうか。

直近の計画、智を出し示してパブリックコメント等の多様な意見の徴収をすべきではないのでしょうか。町長の町政に対する姿勢、自治基本条例の原則をどのように考えておられるのか。しっかりとしたお考えをお聞かせ願いたいと思います。以上、第1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 品田議員からは、地域振興施設に対しまして、一般質問をちょうだいいたしました。御答弁を申し上げたいと存じます。

この地域振興施設の構想段階では、道の駅という考え方と地域住民のための振興施設とする考え方の2案がございました。住民説明会の意見などから、住民を基本にした考え方を優先して取り進めるべきとのことから、地域振興施設となったものでございます。しかしながら、経営を継続的に安定させるためには、町民利用以外に道路利用者や観光客など、町外からの利用者也欠かせないものでござ

います。現在、あの場所で経営をされている方においても、地元はもちろんでありますけれども、さまざまなお客様がおられることと思っております。

道の駅でありますけれども、登録について少し触れてみたいと思います。

一定の要件を満たすことで、国土交通省の認定を受けることができ、費用負担なくカーナビやインターネット、各種の旅行雑誌や道路マップなどに位置が掲載され、集客力のアップに大きな効果をもたらすことが期待できます。また、にぎわいをつくることによって、施設のデッキや駐車場を活用した地元の皆さんによる商業行為を誘発させることも可能であります。乳酪館でありますとか、芝桜公園、女満別の道の駅などとの連携をすることもでき、効果はあるものと思っております。

次に運営主体でありますけれども、施設の管理運営に当たりましては、指定管理者制度の導入を考えてございます。東藻琴地区の商工会会員の皆さん方を中心とした組織を考えており、今年の2月に準備会が組織されたところでございます。運営会社の設立に向けた協議がなされており、株式会社の形態と伺っております。今月末に開催が予定されている準備会の中で、出資金の額でありますとか、役員の方々、数などについて協議がなされるものと伺っているところでございます。

指定管理の考え方につきましては、行政の負担を求めずに運営することを基本としております。ただし、公共性の高い部分もございます。町として経費を負担することも考えておりますが、現時点では、営業目的の要素が大きいことから、公共施設などと比較して、大きな額にはならないものと、予想しております。

当然、指定管理者としての適性度を判定していかなければなりません。

現在準備会は、法人経営にかかわる現役の職員が担っており、今後、経営方針など具体的に進めていかれるものと考えておりますので、それらを見ながら判断していくこととなろうかと思っております。

収支の見通しは、ここまでまいりますと事業者側がさらに精査を加えるべきものと思っております。準備会として法人の設立に向けた協議を進めておりまして、事業計画の収支につきましても順次検討がなされることとなっております。それが明らかになった段階で議会でも報告を申し上げたいと考えておりますので、もう少し時間をちょうだいしたいと思っておりますのでございます。

外観のデザインでございます。

基本設計におきまして、ヨーロッパの山岳地帯の牧歌的なイメージとして外観のデザインを整理したところでございますが、将来にわたり最小限の維持管理経費できれいに保てるように、なるべくシンプルな造りとして、突起物を極力なくし、機能を優先させた、さらに、東藻琴乳酪館と酪農のイメージで地域の皆さんにも親しまれるように、白壁に黒のアクセントで全体を引き立たせるデザインというものも考え、観光の建築物として道路利用者の目を引くような水平ラインを基調として安定感のあるたたずまい、そして清潔感と木質の素材を使用することで、木の温もりや安らぎを表現し、敷地全体の景観が、この地域の新しいランドマークとなることをコンセプトとして、現在の実施設計の中で今回の案というも

のが示されております。

こうして、昨年と今年の業者から二つの外観の提案という形になりました。検討の結果、シンプルで飽きが来ない、そして将来のメンテナンスにも配慮した実施設計での今回の提案のあったデザインを採用してまいりたいと考えてございます。

この中にあっては、地元のシンボルとなる乳酪館とのデザインの整合性といましようか、類似感、そういったものについても考えたところでございます。

観光情報の受発信を行う拠点施設としても、期待している施設でもございます。また、そうしなければいけないと考えてございます。老朽化した商工会東藻琴支所の移転でありますとか、今後、合併が予定されております観光協会の入居というものも想定いたしまして、事務所スペースも確保しているところでございます。

それぞれの団体内部での検討も必要となつてまいりますが、そういった方々に観光情報の受発信をお願いし、一元化することでより一層のPRが可能となるものと考えているところでございます。

御指摘のとおり、昨年の2月から3月にかけて、パブリックコメントを実施して、その結果について、6月の広報、町のおしらせ号で町民の皆さんにはお知らせをいたしました。その結果を受けまして、昨年の7月、8月にかけて、東藻琴地区の全16自治会を対象として、意見交換を行ったところでございます。

東藻琴地域の現在、そして将来を考えたとき、地域振興施設を拠点として活性化を図っていかなければ、疲弊してしまうというような危機感というものが、十分伝わって来たところでございます。

また、意見集約におきまして、早期整備に向けて前向きな発言が多くありまして、この意向に応えるべく実現に向けて取り組むべきと判断をし、昨年の9月定例会に基本設計の委託料を補正予算として提案し、議決をいただいたところでございます。

議員から大きな変更があったので、さらにパブリックコメントというお話をいただきましたけれども、私どもとしては、そのような大きな考え方の変更に至っているというふうには認識をしてございません。

また、懇談会の中でも、今後さらにアンケート調査などを実施する考え方はあるのかという説明の中で、今後、今回の懇談会の意向を聞き、町として判断した後には、議会と細部について協議をしながら進めさせていただきたいということをお願いしてきているところでもございます。

今後も議会と協議をしながら、この施設の整備について取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 当初の考え方でございますけれども、現存、営業なさっている方が廃業する。また、ホクレン商事がやっているスーパーも、やめるかもしれない。そういうふうないろいろな否定的と言いますか、嘆きと言いますか、そういった中からそういう活動は、当然のことだろうと、私も議会で発言をさせていただいております。

全国津々浦々、地方の偽らざる局面でなかろうかと、そのように考えているわけでございますけれども、たまたまAコープさんが閉店をする。北雄ラッキーが入ってくる、こういったことの現実も耳にしているところでございます。

委員会におきましても、私は食料品の行方というものの、何度も支所長に尋ねています。食料品なのか、御土産屋さんなのか、どういう食料品をやるのか、どうなのかという話も、この間の合同委員会でも発言しておりますけれども、町長答弁のように、まだ会社も設立されておりません。まだ初めの事業計画、行政が作ったというか、コンサルさんがつくった収支予算書、そういったものでございます。まず、本当にやろうとする意識があれば、一番大事なことだろうと、私は感じているわけで、私も並行して進めてもらいたい。行政の進め方と、受け皿たる運営会社の歩みが並行でなければならないというのを再三申し上げてきたところでございます。

それは、収益性という次の方に移らせていただきますけれども、道の駅の登録、これは町長さん前向きでございますから、そのとおりでありまして、我々は昔の業界で言えばパブリシティ、無料広告という分類で私は認識しております。人様が、勝手と言いますか、取材をして観光物にする。その数が多ければ多いほど、物は売れるし、客も寄ってくるし、また逆に批判もちょうだいするということになろうかと思えます。

私はパーク場についても言ったところでございますけれども、やはり認定をもらうということが、町長さんおっしゃったとおり、人目に触れるということでございますけれども、こちらはどうしてもこういったことが苦手でございますが、わずか5、6万円の金ですが、登録をしていない。指定をお願いしていないということもあります。

苦手分野、大空町のPRが足りない、いろいろここ何年間も言われています。そういった手法の基本的なものをやっていただきたいと、これはまた東藻琴地区の皆さん方の願いでもあらうと考えております。

そんなことで、1番目は、起点とその内容はよくわかりました。

2番目は、指定管理者という体制でございますけれども、支所長さんはゼロに近いというふうな考え方を示されておりましたので、質問をさせていただいたわけでございます。99%、収益事業の新品の施設であります。それを即、指定管理という形も女満別においては初めてだろうということでございます。私の女満別地区においても、メルヘンという道の駅がございまして、ここに入っているテナントさんは、会社ではございませんでしょうけれども、それぞれが家賃、共益費、そういったものの負担をなさっているというふうに理解をしています。わずか何坪でしょうか、それでも必死になって屋台からコンテナからショッ

プを継続され、テナントになったということでございます。そういった公平感というか、そういったものが、地域住民の意思を、悪く言えば、逆立てするというふうなことにもなりかねないわけでございます。そういった考え方は、町長さんの中にお有りなのかどうかお聞きしておきます。

また会社形態については、私は遅いと、もうパブリックコメントから基本計画から、そういったものが進んでいる中で、1年は軽く過ぎている。そういったことが私は何回も言っているが、進まないのはどこに理由があるのか。

同時に、やはりこの議決を前にして、町民の皆さん方にはっきりとした直近の数字をお示しすることが大事だと、私は、前段の同僚議員も、町民に対する周知と言っていますが、私は東藻琴の住民のための周知だけでなく、大空町民としての周知に心がけているか。こういうことをお尋ねしているところでございますので、考え方をお聞かせください。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 前段の道の駅の登録についてでございます。

先ほどの私の答弁につきましては、道の駅の登録についてのプラス面などの効果について述べたもので、私といたしましては、道の駅の登録というところまで御答弁を申し上げたつもりではございませんでしたので、改めて確認をいただければと思います。

ただ、品田議員からは、道の駅に登録することによって、いろいろな情報が発信され、効果的であると、ぜひ登録をするべしとの一般質問ではないかと思っておりますので、それを受けまして、前向きにそのことについて検討をしていきたいと、そのように思うところでございます。

また、次の点につきましても、そう大きな額にはならないのではないかというふうに御答弁を申し上げました。具体的な額について言及すれば、そういった解釈の違いというものは生まれてこないのかもしれませんが、現時点でそこまで具体的な数字として出していないことから、このような表現になったものをお許しいただきたいと思います。しかし、ゼロに近い99%というような具体的な数字でのお答えは、なかなか私の今の段階では、できないということで御容赦を賜りたいと思っております。

また、メルヘンピットの整備費の部分との整合性ということもでございます。そのほか収益事業として行っているものなどにおいては、さらに、東藻琴の芝桜公園などにおける売店等々もでございます。そういった町内に置かれておりますさまざまな施設、その整備の背景、また経過、経緯なども踏まえながら、今後こういった点について、整理をしていかなければならないものと思っております。

また、設立の関係については、遅いということでございます。

事業主体の皆様方が中心なって御相談をいただいているわけでありましてけれども、町もあそこに指導という形ではありませんけれども、参画をしながら、

その議論の推移というものは見守りながら、また、一方ではサポートしながら進めている状況にあります。

今回の御指摘の旨などについても、逐一御報告をさせていただきながら、町民の期待に応える、その新しい組織というものについては、早く御紹介ができるように、行政側からもさまざまなアプローチ、お願いをしてまいりたいと思っております。

また、地域振興施設、決して東藻琴を地域の方々だけに情報提供しているということばかりではございませんで、広報でももちろんでありますけれども、各年次の町政懇談会などにおきましては、地域の東藻琴、女満別を問わず、全ての地域でこういった題材を掲げながら、町民の皆さん方に御説明をさせていただいているところであります。今年度も、もう既に2回開催をされましたけれども、その私どもからの情報提供の一つの項目として、掲げさせていただいております。

今後も、そういうことを何回となく重ねながら、大空町全体の町民の皆さん方にこの施設の必要性なり、今後の運営について、説明を加えてまいりたいと思っております。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 事業計画が遅いというのは、わかっていただけたと思いますけれども、損益分岐点の売り上げを行政は握っているのか。

この前段で、平成26年度に出されているものには、そういったことはないのだけれども、当然、損益に計算をしてつくというのが、事業計画なんだろうと思いますが、それを、行政が握ってないということは、大変なことにもなりかねないのであります。

なお、質問、答弁としては、行政負担はどうかと、そういったことについての言及はなかったやに思いますので、再度、聞きたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今、行政での負担ということでもありますけれども、それは、指定管理料ということでの行政の負担なのでしょう。

それとも今回の施設を整備する、建てていく、そのハード事業関連の負担のことであるのでしょうか。

そのところちょっと確認をさせていただきたいと思います。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 支所長と2階の協議会室でお話をして、家に帰りましたら、再度お電話がありまして、町長さんの今の確認の質問を全く同じ形で、電話でされております。それがどうして町長さんのお耳に入らないのか、私ちょっと疑問なのでござ

いますけれども、町民がまだ知り得ていない部分そういったもの、議会だけではない町民が知り得てない部分というのはあると思います。そういった形で私の一般質問がされなければ、私も意味がないわけで、これも町民の皆さん方に触れられる機会、そのニュースを与える機会として、私が一般質問しているわけでありまして、私個人の趣味や感情ではありません。そういった質問することによって、町民に触れられるということの議員としての役目でございますので、町長さんがそれだという気持ちがあれば、それで結構だと思いますよ。

それで納得しなければ、質問するという形ではないでしょうか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 担当からは、逐一各議員と懇談をさせていただいて、どのような趣旨かということについては、報告をしっかりと受けております。

その中で、私は、行政負担というお話でございましたので、それについては、先ほどから御質問があった延長線上の指定管理料のソフト面の運営に係る部分のことなのか、それとも今建てようとしている施設の整備費に係ることなのかの御確認をさせていただきたいということでございます。

大意はないのですけれども、せっかくの御質問ですので、的外れなこと申し上げても失礼かと思っておりますので、御確認をさせていただきたいということでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 いたずらに過ぎますので、指定管理料の考え方はどうなのかっていう形でも質問しておりますし、今言ったとおりで、行政負担、財源はどうであるとか、そういったことをやっていかなければ、これ歳入はないのです。全く歳入はないのです。

そういったことを確認したいということで。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 いつも私が確認をいたしますと、品田議員は、なかなか答えていただけませんけれども、多分、今言われている言葉の端々から、歳入の話に触れられましたので、整備費の関係ではないかと思ってございます。

それについても、担当と御答弁を申し上げるべく、いろいろ準備はしてございましたけれども、1回目の御質問でそこのところまで言及がなかったもので、1回目の御答弁の中では、あえてそのことについて触れないで、次回以降のところでお話もすれば良いのかなと、そのように考えていたところでございますので、十分な配慮が足りずに申し訳ございませんでした。

概算の事業費、現時点で実施設計をしている段階でございますので、確定値と

はなっておりませんが、総合計画にも載せて、実施計画の中などで事業費を考えてございますので、その数字として御報告を申し上げたいと思います。

現段階としたしまして総事業費約8億7,500万円を見込んでございます。歳入は無いと言われましたけれども、現段階といたしまして、国からの交付金約2億1,000万円を見込んで考えているところでございます。そのほか、合併特例債が6億300万円、地域振興基金の取り崩しなどを予定しておりまして、こちらが約6,200万円ということでございます。

合併特例債などについては、後の交付税措置なども制度上ありますことから、そういったものを差し引きますと、今回の整備費、実際町が持ち出す一般財源は約2億円程度と想定をしているところでございます。

また、先ほど言われました損益分岐点等々の収支、これについては、過去基本設計の前段で利用者でありますとか、売り上げなどについて、住民説明会で使った資料がございましたが、行政としては、その域から次の段階には進んでおりません。

現在、法人、立ち上げの準備会の中で、さらに精査をしながら、そういったものについても、詰めの段階に来ていることと思います。

先ほど言いましたように、遅くなっているとの御指摘でございますが、こういった関係についても、概要がまとまりましたら、議会に報告をさせて御議論をちょうだいしたいと思っているところでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 指定管理者制度というのは、既存の施設からやってみれば経験値が出ていますから、実績値ができますから、そういういろんな形の方式を設定をするだろうけれども、まるっきり新しい、そういう意味では雲をつかむような、新しい形で臨むわけでございます。

そういう意味で、使用料、行政的には使用料、我々民間は家賃と、こういうふうなことになると思います。公会計的には、本来、事業主は、テナントであれば、これキーテナントでございますから、当然、使用料、これはあってしかるべきでございますし、什器備品も一切といいますか、ほとんど持たないという、そういう形態でございます。

相当な保護のもとにやるということになります。民間では若干考えられない。例えば、ラッキーさんはどういう形で入るかわかりませんが、家賃の幾ばくかを払うだろうし、指定管理の考え方でも新品の場合は、部屋料を取ることも可能だというふうに、私も認識を持っております。

だから取れということじゃなくて、これはもう全て税金ですから、歳入、歳入とおっしゃっても、基金と言われても、実際にこういう行為をして、デベロッパーがあればやって、テナント募集すれば、そんなのものがなければ、返済できないわけです。

そういったことができるのが官の技でありましょうけれども、それがしくじり

ますと、大変なことになるということは、町長さんも御存知のとおり、夕張、この間、新聞に出ていました。加森観光が全ての指定管理を全部撤退した。炭鉱博物館等、もうどうにもならない、そういうニュースがありました。何故なのか私はわかりませんが、簡単に言うと商売ですから、客が来ないんですよ。

そんなことは決してこの施設については、あるべきでないわけですが、この間の町長さんとの総合戦略の話では2040年、支所長に聞きました、今現在、東藻琴は何人なの2,400人、自動的に女満別は5,200人ということですね、現在。それが2,000人を割る東藻琴、5,000人を割る女満別、このはっきり出ているわけですから、そういった状況の変化の中に船出をするということの意識を私は強く持っていかなければ、進めるものは早く進める。理解を求めるものは、早く理解を求める。みんなで応援できる体制、それはもう情報公開をする。町民参加の推進を一層に図る。

いろいろな角度でやられていることは、御存じですけども何分、出てこられない、意思を表示しない、そういうことでありますから苦勞なさっているのはわかりますけれども、本当に、人数的には少ないものです。

私が本当にちょっと聞く範囲では、本当に危ういというふうな感覚を持つ町民の方は多いと私は思っています。心配の向きが多いというふうに私は思っています、できれば万々歳ということではない。

なお一層気を付けていかなければならないところは、気を付けていかなければならないと考えていますが、その点については、どのようにお考えですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 前例がない中で、指定管理というものの仕組みを任せて行くことはなかなか難しいことだと、それはそのとおりではないかと思えます。ですので、どういった想定がされるか、各方面から分析をしながら、また出来上がってくる組織が指定管理として十分な機能を果たせるかどうか、そこのところについても、行政側として関わっていかなければならないものと思っています。

また先ほど私、財源について申しましたが、運営費のことで触れたということではございません。今後、いろいろなその運営に関わる部分については、今回の議会の中で具体的にお示ししたものではありませんが、言われるとおり、どういう形のお金であっても、注ぎ込むとすれば、それは回り回って国民の税金ということになります。その大切さというものは十分に考えておかねばならないものと、このことに限らず胆に命じているところでございます。

また、いろいろな観光施設などを行う事業者の方々が進出しては撤退をし、ということも他の所ではございますし、私どもの町の中にあっても、無いわけではないと思っています。だからこそ私は、常々この施設の交渉が始まったときから、地域の方々が本気にこの施設ができるとしたならば、その地域で根を下ろしてしっかりと運営をしていただけるかどうか、そのことについて当初から、問

いかけをしてまいりました。

過去にも、私どもの知る中であっても、行政がそういうプランを持って行ないましたけれども、結果的には、そこに入っていた方がなかなかいなかったことによって、実現してこなかったというものもございます。また、他の市町村などでは他の外資が入ってまいりましたけれども、ちょっと景気が変わってくれば、全て徹底をするというような例もあります。だからこそ、時間を掛けて、今この準備会の皆さん方々がどうやって地域に根差した運営ができるかということと真剣になって考えてくださっているからこそ、時間も掛っているのではないかと、そのようにも推測するわけでございます。

出来れば万々歳と、私などもそのように決して思っているわけではございません。先の御答弁でも申し上げましたけれども、今回私どもが取り組んでいる今の目先の事業は、建物を建てる、外構整備をするというハードの部分でありますけれども、これが最終到達目標ではございません。

地方創生の中にも小さな拠点を地域の中につくる、そういうソフト事業で運営するときに、国も応援しましょうという制度などもありますように、そこをどのように、地域の方々が使って、そして地域の元気さにつなげていくか、そういう本来、ソフトの分野が最も大切になってくるものだと思っております。

私も、担当に話しておりますのは、ハードの分野については、ほぼレールが敷かれて、実施設計の予算もいただきましたので、ほぼレールに乗った形になりました。しかし、本当はこれからが、どんな仕掛けをしながら考えているものを一つでも二つでも実行して、ソフト部分で、この施設を有効に使っていくか、そこに私どもは、今度は英知を傾けなければならないと思っているところでございます。

御心配の向きは重々私も承知をしております。そのことも含めて、去年の地域懇談会の中では、地域の皆さんにお話をさせていただいたつもりであります。その上に立ってでも、やはり必要な施設だと、自分たちでも盛り上げていきたいという声があったからこそ、今日に至っているものと思っております。

ぜひ大勢の皆さんに関わりを持っていただける、そういう施設整備といいましょうか、施設の形を作るように努力をしてまいりたいと思っているところでございます。

◇議 長 5番、品田議員。

◇品田議員 収益性については、自分で建てたわけではないですから固定資産税も払わなくても良い、家賃も払わなくても良い、すなわち減価償却しなくても良い、それは一体誰がやるのか、これ全部、行政ですね。減価償却する。行政コストは上がってくるということになる。そして歳入は、無いだろうと申し上げているわけです。

前の細かい収支の中では、仕入れが4,458万4,000円、人件費3,870万円、一般管理費3,181万1,000円、売上1,206万5,000

円、これを式で求めましたら、1億5,000万円位は当然売り上げがなければならぬ。そういうことになるわけです。ですから、やってしまってから、それがわかったということでは、恥ずかしいことになりますので、合同委員会中でもコンサルが悪いと言った同僚議員さんもおられますけれども、経営診断士に見てもらえば、これは簡単にわかることです。そういったきちっとしたもの、やっぱり認識をしておられないと、大変なことになったときには間に合わないだろうと。

そして、最後の段になりますけれども、いわゆる純利が2.8、これは全く考えられない、私は思っております。家賃も払わない、先ほど言ったとおり、什器備品も買っていない、運転資金のみだけでやって2.8、これはとっても常識では考えられないなという、僕は気がします。やはり官だなという気持ちは相変わらず持たざるを得ません。

これ以上のことは、あれですけれど、2番目については、考えてみてください。

4番目、これは、みんな感覚の違いですから、そう思えばそれで私はよろしいだろうと思いますけれども、やはり東藻琴の純朴なイメージを出した方が良からうという意見だけに留めさせていただきます。

観光案内については、町長さんも御理解をしてらっしゃって、あそこに観光上の人間をとということでもありますけれども、導線を間違わないように、当初のインフォメーションの場所の方が私は、あそこは夜間シャッターを閉める。その方がよろしいんじゃないだろうかというふうな感じがしております。

6番目について、先ほども町長、言及なさいましたけれども、私も今さらながら紐解きましたら、5人の方の問答がありました。大変有効的な問答だなという、それはホテルの稼働率について説明しておりますけれども、この問いに関しては、支所長、間違っておられることを御指摘しておきます。

それは、稼働率とは客室稼働率が一般的な考え方ですけれども、定員稼働率もありますから、これは逆転して書いてあるんじゃないかなという気がいたします。そういったことで、もう1回精査をしてみたらよろしいかと思っておりますけど、そういう細かいところを、やはり本当は精査しないと、議員は、正直言って、これ打つ、割り算をするということはなかなかしないものです。出来てみたら疑問がぞろぞろ出てくる。それも議員の責任だという風に言われる方もおられますので、そういうことは行政がまずもって、ピシッとやってもらわないと、我々が批判のそしりを受けるということになりかねませんけど、それについてどうですか。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 収支のことについて甘いと、官だからこんな積算でということかと思えます。だからこそ今、準備会の皆さん方が慎重に官の作った当初のその収益のところ、さらに踏み込んで具体的な計算をされていると私はそのように思っており

ます。私どもが作りました案とは言えないような稚拙なものだけを頼りに、今会社組織をつくられようとしていることではないと思っております。

また、地元に愛情を持ったそういう方々が中心となって、この受け皿となるべく、組織を御検討いただいているということでございます。私どもが今できますのは、そのこのところの議論をなるべく早期に見通しを立てていただきながら、そのことをまた議会に御説明をさせていただくことかと思っております。

また、先ほどから施設運営に関して、行政コストが掛ってくるということをもとに、行政としての収入が全くないではないかというような御指摘かと思えます。ただ、私ども行政というのは、会計の中の歳入歳出予算、直接的なものだけを見ているわけではございません。例えば、そこで働く人たちができ、その方々が地域の中で暮らしていただくことによって、税金をお納めいただく。また、住民が減っていかないことによって、交付税の額が、今までと変わりなく、交付されるさまざまな、一つの事象だけではなくて、回り回った、そういったところまで具体的な額としては、お示しをしたことはありませんでしたけれども、そういう側面があるかと思っております。

今回のこの施設につきましては、一方で、収入を得るための施設でもございますので、特に、皆さん方、御関心が高いかと思えますけれども、収益のことだけで私どもは考えますと、その他のもろもろの公共施設などは、ほとんど収入がない中で、運営をしていかなければならないものも多数ございます。そういうことを考えますと、目先の収益だけが行政の役割なのかどうなのか、ということを常々考えているところでもございます。

だから官はだめだということもありますけれども、だからこそ官の存在もあると、そういう役割を担うところが、他の公共施設などでは、官の役割ではないかと、今回のところは先ほど言いましたように、収入も期待できる場所もございますので、そのこのところをなるべく増やしていただけるような、そんなことを当事者はもちろんでありますけれども、町としても、いろいろな人たちをこの地域に呼び寄せる、そういう努力も相まって、取り組んでいかなければ駄目なのではないかと、そのように感じているところでございます。

先に示しましたそれぞれの資料などについては、細部にわたって、御不満なところがあることと、そのように思っておりますけれども、それについては、その時期その時期における、私どもの考え方の中で作ったもので稚拙なものがあることについては、お詫びを申し上げたいと、そのように思います。

ただ、先ほど言いましたように、その収益の一点だけということから、物事の御判断ではなく、地域全体として今回の施設が必要か、そして地域でどのように盛り上げていかなければならないかということところからも御指導をちょうだいしたいものだ、そのように思うところでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 想定外のことを考えられないというものが普通ではなくて、想定外のこ

とを考えなければならないのは、行政であるのだろうと、私は逆にそう思います。

町長さんも隣町のことは、御存知だと思いますけれども、美幌パークゴルフ場新設を断念いたしました。同じように基金を貯めて、同じようにコンセンサスを取りながら、議員は、オールパークゴルフ協会に入っております。当然、後押しをしている立場でした。ところが、やはり多額なものに関して住民がどういう行動に出たか、御承知のとおりだと思います。断念をせず、やはり利用者の1千人ではなく、住民の1万人をとったということだろうと私は思います。

私は、収益どうのこうのととやかく言っているつもりはないんです。姿勢の問題だと思いますよ。収益事業が多いということは認めていらっしゃるって、公共性をだけを捉えていると同じことです。そういったことが理解できないということであれば、私は危惧をせざるを得ないことを申し上げている。そう思いませんか町長さん。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 隣町のことについては、あまり触れたくはないんですけれども、言及でございますので、美幌町さんでパークゴルフの計画があって、パブリックコメントをやった中で、いろいろな御意見があって、反対意見なども多く、その後署名活動がなされ、新しい場所に新しいものを造るということについては、今回止めにされたというような報道がございました。

どの段階でパブリックコメントをされたのかなと思いました。基本設計に入る前の段階で、粗々の考え方をまとめて、そしてパブリックコメントに付したときに、あれほどの御意見が出てきて、基本設計や実施設計の段階の手前で思いとどまって、今回はなされなかったと、私どもも、先ほど言いました議員の御指摘のとおり、足かけ7年、丸6年、今までこの構想をもとに議論をしてまいりました。

パブリックコメントも基本設計を行う前段で何回も町民の方々に、さらに御議論をいただいた内容として計上しました。行政側だけが作ったものではございません。そこに至るまでも住民説明会も行い、町政懇談会でもお話をし、広報にも載せ、そして基本設計の前にパブリックコメントを実施し、そして、いただいた意見に真摯に耳を傾けるために、さらに16自治会全てを回り、懇談をした中で止めろということだったかということ、何とかこれは整備をしていかなければならないと、頼むと、何とかやろうじゃないかというお声をいただいたが故に、基本設計をそれから予算計上をさせていただき、実施設計についても至っているところでもございます。

ですので、先ほどの事例と同じようなものではないと、さらに言えば、今現在、美幌町さんでは、パークゴルフ場をお持ちでございます。さらに新しい施設をという発想でございましたけれども、私どもの今の状況というものは、今あるものがなくなってしまうと、その代替えのための施設なんだと、そういうところ

ろで、町民の皆さん方の受けとめ方というものは、違っていたのではないかと、私は、そのように判断をいたしているところでございます。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 最後の言葉ということになろうかと思いますが、それだけやっておれば、戻っちゃうわけです。

もう少し早くこの数字を実施主体である会社が認識できていないのか、ということです、精査してないのかと、それであれば、私は支所長に何回も早く出すようにと言ったことがわかるわけですから、その辺は欠けているということは事実だと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 あまり担当職員の具体的なところについては、御容赦を賜りたい、そのように思います。

先ほどから申しましたように、大変重要なことであるが故に、準備会の中での議論もさまざまな分析をされていることと認めてございます。

そんなことから、時間が掛り皆様にお知らせすることが遅れていると、そのことが不安を助長するところにもつながっているのかもしれない。

今回の一般質問について真摯に受けとめながら、今、行政としてはできる対応、準備会の皆様方と一緒に、早く情報を提供できるように努めてまいりたいと思います。

◇議 長 5番 品田議員。

◇品田議員 東藻琴を一生懸命回られたことは重々承知していますけども、大空町として考えなければならないと言った東藻琴の同僚議員もいらっしゃいます。

一緒になって考えるという姿勢も持ち合わせていただかなければ、一体化というものはどういうものなのかわからなくなってしまう。

女満別の人方は、他人事と思っている向きもありますけれども、心配をしているということも事実だということをお伝えして、これで終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 先ほども言いましたように、広報でも掲載をさせていただき、十分御覧いただけない場合もありますので、町政懇談会でもその旨のお話もさせていただいております。

そんな中で、地域振興施設について町政懇談会などで女満別の地区の方から言われることもあります。経営をやって大丈夫だろうか、当然そういう御心配の御

意見もありました。

しかし、一方では、東藻琴で先ほど言った民間の施設などが無くなると、それはそれで大変だなと、私どもの地域にも民間の施設があるけれども、そうやっていただけることのありがたさというのがわかる、それは、今後必要になるかどうか、やっぱり、大空町ということではあるけれども、特に東藻琴の地域の人達が本気なって考えて行かれることが一番良いのではないか、そういう意見が私のところでは非常に多かった、そのように受けとめてございます。

しかしながら、これは町の財政として応援をしたり、町の施設として建設をし、そして大勢の方々に御利用いただくという意味からは、一体感というものも必要になってまいります。そういう気運が醸成できるように、今後努力をしてまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて品田好博議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変ご苦勞様でした。

散会 午後 2時05分

平成 2 7 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成27年12月15日
- ・ 開 会 平成27年12月15日
- ・ 閉 会 平成27年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	7 番	齋	藤	宏	司
2 番	田	中	裕	之	8 番	松	岡	克	美
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄

2 不応招議員は次のとおりである。

5 番 品 田 好 博

9 番 小 島 一 弘

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教育委員会委員長
代表監査委員		農業委員会会長
副町長		産業課参事
総合支所長		産業課参事
会計管理者		建設課長
総務課長		建設課参事
総務課参事		住民福祉課長
住民課長		産業建設課長
福祉課長		総務課主幹
産業課長		
教育長		生涯学習課参事
生涯学習課長		
監査委員事務局長		農業委員会事務局長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成27年第4回大空町議会定例会議事日程

第2号 平成27年12月16日(水) 10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

(諸般の報告)

日程第2 一般質問

日程第3 認定第1号から認定第8号までについて(決算審査特別委員会審査報告)

日程第4 議案第64号 町道路線の廃止について

日程第5 議案第65号 町道路線の認定について

日程第6 議案第66号 第2次大空町総合計画について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	建設課参事	高島 清和
総務課参事	林 敏美	住民福祉課長	平田 義和
住民課長	山本 勝栄	産業建設課長	田中 信裕
福祉課長	南部 猛	総務課主幹	松川 一正
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成27年12月16日

大空町議会議長 近藤 哲雄

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただ今から、平成 27 年第 4 回大空町議会定例会第 2 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、1 番 上地史隆議員及び 2 番 田中裕之議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

事務局長。

◇議会事務局長 ただいまの出席議員は、10 名であります。

品田好博議員、小島一弘議員から欠席の旨、届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

町広報担当者と議会事務局職員による写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

◇議 長 日程第 2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に一般質問を許します。

4 番 沢出好雄議員。

◇沢出議員 通告に従い一般質問をいたします前に、去る 10 月 8 日から 9 日にかけて通過をいたしました台風 23 号では、過去に類を見ない記録的な大雨により、当町におきましても甚大な被害を受けました。被災されました方々に、心よりお見舞いを申し上げるところでございます。

さて、これらの災害対策の対応につきましては、先の臨時議会においても報告がありました。その後も順次復旧工事の発注、公共債による申請など、迅速かつ精力的に取り組んでこられました町長をはじめ職員の皆様に敬意を表したいと思います。

そこで質問の第 1 点目でございますが、町が管理する施設の被災状況につつま

しては、建物など公共施設 7 箇所を初め道路、橋梁などで約 1 0 0 箇所近くの被災報告がありました。

その後の調査で判明したものもあるかと思いますが、それらの復旧状況について、また、農家個々が被災した農地、農道、これは耕作道と言っていますけれども、その排水路などの災害復旧において、町の指導のもと、大空町広域協定運営委員会が中心となり、多面的機能交付金事業の中で対応していると聞いております。

先般の報告資料によりますと、復旧工事の申し込みが東藻琴地区で 5 3 箇所、女満別地区においては 1 7 6 箇所、合わせて 2 2 9 箇所に及んでいると承知しておりますが、現在まで復旧がどの程度進んでいるのか、概数でもよろしいので、合せてお尋ねいたします。

2 点目の河川管理における関係機関との協議体制の件についてでございます。

先の台風で北海道の管理河川と思われますサラカオーマキキン川の堤防決壊により甚大な被害が発生いたしました。

第一の原因はもちろん記録的な大雨でございますけれども、現場を見た限りでは、堤防敷地内の雑木、枯れ枝の流出が河道兩岸の雑立木に引掛って、流れが阻害されたことが大きな要因でないのかなというふうに推測をしております。関連して藻琴川など堤防の無い所の被災箇所においても同じような、原因が考えられております。

河川敷地、堤防敷地内の立木などの伐採整理は、利害関係者などからも困難を極めていることは十分承知しているつもりですけれども、今回の被災状況から河川改修も含めて、関係機関、利害関係者が相互理解を図れるよう、町が中心となり、協議の場をつくり問題解決を図っていただきたく、お願いを申し上げます。

次に 3 番目の質問、道路、河川の維持管理の指定管理者の候補者選定結果について、お尋ねいたします。

先に示されました平成 2 8 年度からの候補者選定結果については、町民代表 4 名を含めた選定委員会により、厳正な審査結果でありますので、もちろん尊重いたします。

そこで、試行として行いました平成 2 5 年度、平成 2 6 年度のモニタリング評価の基本事項の中で、職員の体制という欄がございまして、これは職員の配置、勤務実績、労働環境が適切かの三つの項目の中で、職員を探しているが確保できないというのが 2 年間にわたって、述べられておりまして、その部分では評価が高くなかったように感じられました。

そこで先に示された平成 2 8 年度に向けての候補者選定結果において、先ほど述べました三つの評価のうち、職員減の配置においては、常時雇用数 9 名のうち、女満別は 6 名から 5 名に、東藻琴は 3 名から 4 名に変更になっておりますが、総数は変わってございません。指摘していた職員数は確保されたと理解してもよろしいのでしょうか。また、そこに書いてありました資格所有者とは、どのような資格を指しているのかをお尋ねいたします。

また、この中で強いて言えば、労働環境に値すると思われる待遇面での人件

費は、北海道策定単価により普通作業員、運転手、業務責任者など全体で12%のアップと大幅に改善されておりました。

また、除雪においては、最近の異常気象状況に対処すべく作業工程の新設として、待機人員の確保が計画もされております。このことは非常に評価すべきことと考えています。

反面、除雪従事職員数は35名から30名と約5名の減になって、先に述べました気象状況等を考えますと、予測することは非常に困難を極めますけれども、むしろ増員の必要性があったのではないかというふうに私は感じております。雇用人数の数というのは、その増減は指定管理者の裁量に委ねられていることとは思いますが、これらの原因、除雪機械の能力アップによるものなのか、乗車条件変更によるものなのか、またはローテーションなどの変更によるものなのかをお伺いいたします。

4点目の技術職員の増員の件でございます。

前の質問にも関連することでございますが、指定管理者の選定結果の資料にもありましたが、平成25年、平成26年の年間作業工程で巡回、点検の項目が約40回とかなり減少しております。

これは、他の作業工程もあるでしょうから、一概に少ないと判断したり、決めつけるわけではございませんが、また、そのことをもって今回の被災に結びつける気持ちは毛頭ございません。

ただ、指定管理者に委託しているとはいえ、町として維持、管理状況の点検、さらに指導、監督までを遂行する技術系職員の増員の必要性を感じたところでございます。もちろん現状においても、職員には、女満別、東藻琴両地区の状況を把握し、熟知する努力を期待しておりますし、そうであって欲しいと願っておりますけれども、現在の体制、人員で可能なのか、また将来的に年齢的なバランスを考えたとき、不安を感じております。

職員定数管理の問題もあると思いますけれども、経験者などの増員を図るべきでないかと考えております。お考えをお聞きしたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 沢出議員には、4点にわたって一般質問をいただきました。それぞれ御答弁を申し上げたいと存じます。

1点目でございます。台風23号による被害関係でございます。

台風23号による被害箇所は、10月16日時点で、一度議会、委員会などに報告をさせていただいておりますが、そのときには、道路92箇所、河川11箇所で報告をさせていただきました。その後も被災箇所が発見されておまして、現在では、道路が全部で119箇所、河川が18箇所となっております。道路は、現在までに11本の工事を発注し、年度中に107箇所の完了を見込んでおります。12箇所については、平成28年度の実施を予定しているところでございます。

掛かる概算の事業費でございますが、平成27年度約7,900万円、平成28年度3,900万円、合計いたしますと1億1,800万円を予定してございます。

河川については、現在まで4本の工事を発注済みですが、箇所数が追加となりましたことから、本定例会におきまして、1,100万円の補正をお願いしているところでございます。合計で約4,300万円の事業費となる予定でございます。

今後、年度内に7本の工事を発注し、平成27年度中に、河川については全ての完了を目指すところでございます。

道路、河川の災害復旧につきましては、道路沿道の方々や河川に隣接する土地を所有する方々に御迷惑をお掛けしております。早期の完了と適切な施工に努めてまいりたいと思います。

その他にも、報告させていただいた中には、公営住宅、学校、公園、ゲートボール場、芝桜公園の施設や敷地などの被害も、報告をさせていただきました。これらの復旧につきましては、順次工事を進めさせていただき、既に終了しているところでございます。

次に、農地についてでございます。

農地につきましては、合計229箇所が被災を受けました。復旧についてオホーツク総合振興局と10月15日に協議をいたしたところでございます。

当初、私どもは道営事業実施地区内の被災農地については、道営事業で工事を行ってもらうことが適切ではないか、良いのではないかとということで要請をいたしましたけれども、近年、農業農村整備事業の予算が非常に不足してきており、希望の圃場の施工すら延期している状況がございます。

こんなことから、今回の復旧事業を取り込むということになりますと、既に事業申請している方の進捗に影響を与えてしまう、また、法の手続などにも時間を要してしまうことから、難しいとの説明を受けたところでございます。このため、被災農地の復旧については、農地災害復旧事業で対応することといたしました。

しかしながら、今回被災を受けました大半の農地は、法面の崩壊でございます。

この場合、事業制度では、事業費を大きく下回る補助額となりますことから、最終的に229箇所のうち、5箇所の農地の採択にとどまり、事業費は、概算で1,500万円と試算をしております。この他、農業関係の復旧事業といたしまして、排水路復旧工事1箇所、これについて復旧工事として、200万円を概算で見込んでいるところでございます。

さらに、この間、早急な対応が必要な農地もございましたので、多面的機能支払交付金制度を活用し、外注による復旧対応を行ったり、また、農業者自らの復旧に対しまして、日当や機械使用料を支援してございます。これらの概算が約4,000万円ということで把握してございます。多面的機能支払交付金を活用して復旧いたしました農地は、箇所数で申し上げますと60箇所になります。

しかし、被災農地の大半が農地災害復旧事業による復旧が、先ほど申しましたとおりできないことから、広域協定運営委員会では、来年の春以降に外注で復旧する農地について多面的機能支払交付金制度の中で復旧費の3分の1を助成することを決めて、現在事務を取り進めております。確保しております予算額については、約8,000万円でございます。

これらを総合いたしますと、平成27年度さらには平成28年度にかけまして、道路で1億1,800万円、河川で4,300万円、農地は災害復旧事業、多面的機能支払交付金制度を合わせまして、1億5,500万円、合計いたしますと3億1,600万円という大きな被害額になるところでございます。

次に、同じく台風23号によりまして被災いたしましたサラカオーマキン川の関係について御答弁申し上げます。

サラカオーマキン川道道嘉多山美幌線住吉1号橋の下流におきまして、堤防が決壊し、農地に大きな被害を生じたところでございます。住吉1号橋から下流の堤防敷地内には樹木が多数ございました。それらが流下の支障となって、破堤した原因の一つになっているのではないかと、そういった御指摘が寄せられております。

私どもも要望いたしましたけれども、北海道といたしまして、これらの要望を踏まえ、敷地内の樹木の伐採を計画し、既に一部作業を開始しているところでございます。堤防復旧工事を行うために関連することから、現在は、その破堤した箇所から50メートル程度の区間の伐採を既に完了してございます。また、お話を確認いたしましたところ、年明けにそれ以降の区間の伐採も行うということをお願いしてございます。現況を見てみますと、流下の支障が軽減される状況になってきているのではないかと思います。

今までも支障木の伐採でありますとか、河道掘削について北海道をお願いをしてまいりました。ただ北海道といたしましては、漁業でありますとか、さらには全体的な環境、農業さまざまな分野を総合的に勘案して判断をするということで、今日に至っております。

私どもといたしましては、そういった視点もいただきながら、適切な維持管理をお願いするとともに、さらに、先ほど申しました河道掘削の工事などについても進めていただけるように要望してまいりたいと考えております。

次に、指定管理者に係る道路、河川の維持の関係でございます。

現行の常時雇用者の配置については、議員が御指摘のとおり、女満別地区に6名、東藻琴地区に3名としてございます。このうち女満別地区6名のうちの1名は、総括責任者として、本来は両地区を見渡して調整を図って欲しいということでもございました。しかしながら、現業を抱えた業務でありまして、女満別の事務所しながら東藻琴の業務を管理するという面については、難しいところがあったと、そのように感じてございます。

指定管理者といたしましても、これらについては認識をしてございまして、そういった予算の範囲の中で、何とか改善が図れないかという検討を行ってきておりましたけれども、十分な対応とならず、現在の状況では、その部分の評価が出

てきたものというふうに私どもも受けとめております。

今回、平成28年度以降の指定管理の方針にあわせて、こういった問題を解決すべく、常時雇用者の配置を女満別地区5名、東藻琴地区4名に変更をいたしまして、それぞれの地区に業務処理責任者を置いて業務を行える体制にしたいと考えてございます。

現状においても、何とか現在の対応の中で、新しく事業確保などをしながら改善に向けて努力をしているところでもございますが、まだそこに至っていないという現状でございますので、何とか人員確保を行ってまいりたいと、互いに思っているところでございます。

また、指定管理料の積算方法についても、今回の見直しの中で行うことといたしました。

現行では、人件費というのは、日単価で積算をしてございました。通常の業務の場合には、大きな問題は生じませんけれども、除雪等の業務では、長時間の勤務が発生し、日単位では、実際の業務をなかなか上手に捉え切れないというところがございます。

委託料の増減を算定する際に、調整が難しいということが、この何年かの経験でわかってまいりました。ここ数年間、指定管理により、業務そのものの実績もいろいろの場合が想定されながら積み上がってきております。実績の時間に基づく算定も可能と考えられましたことから、今後は、時間単価による積算に変更するということとしたものでございます。

さらに、待機時間に要する費用の加算でありますとか、人件費単価そのものを北海道単価などを参考にしながら実情に合わせたものとして、積算をすることといたしてございます。

また、人員の減の考え方でございますが、冬季間の臨時的な職員としていたしまして、歩道用小型ロータリー車と除雪グレーダーの低速車と言われるものの補助員について減員したのが35名から30名になった要因となります。

これらの車両については、キャビンが狭いために機械操作でありますとか、運転手の視野の確保の支障となる場合がございます。また、国や北海道などの実情を見ましても、1名で乗車運転されているという状況から、これらについて今回、減員の対象としたものでございます。

今申し上げましたとおり、実情に合わせました積算を行うことによりまして、適切な管理ができるように、私どもといたしましても、検討したところでございます。ぜひ御理解を賜りたいと思います。

また、この指定管理の中に、技術者、当該管理業務に必要な資格保有者、ということで明記をしてございますけれども、これについては、土木施工管理の技師等の資格というものを求めているものではございません。車両の運転に必要なということで、大型免許であったり、大型特殊免許、中型普通免許など、そういった車両運転の免許を指しているものでございます。

しかし、現在指定管理に従事している職員の中には、建設会社の出身であって、土木施工管理技士等の資格を有している方もいらっしゃるしまして、こういっ

た方がおりますと、維持、補修作業等について、いろんな対応が可能になるということで大変ありがたく思っているところでございます。

次に、指定管理者に道路、河川の管理をお願いしておりますけれども、それを指導監督する立場の役場の体制についてでございます。

平成18年4月1日時点、大空町の職員数、発足当時は178名でございましたが、平成27年の4月1日現在では、135人となっております。このうち土木や建築技術職員は、課長を除きまして6人、現在、役場に4人、支所に2人という配置となっております、そのうちの1人が役場と支所を兼務するという発令にしております。

大空町の定員適正化計画では、来年の4月1日現在で132人を目標としているところでございます。現在、役場、支所の2課に技術職員を配置しておりますが、業務量の調整を行いながら、事務担当振り分け、現在は執行しております。しかし、これらも10年経過した中で、組織についても見直しが必要ということで、現在、内部では、この組織の見直しを検討しているところでございます。

建設課、産業建設課の技術職員を建設課1課に集約して、その指揮命令系統を一本化にして実態に合わせるということと、業務の効率化をそのことで図れないかと考えてございます。

ただ、支所には、建設課分室を設けて職員を常勤させ、特定の職員だけが勤務することなく、一定の期間を経て、勤務後、他の職員と勤務地を移動させ、両地域の実情をしっかりと把握できる、そういう職員づくりを考えていかなければならない、いつまでも同じ場所だけで勤務しておりますと、そちらの地区のことだけしかわからないということでは困るというふうに考えてございます。

これは技術職員ばかりではなくて、一般の事務職員も同様なことが言えるかと思います。また、技術職員だけではありませんけれども、年齢的なバランスは、将来にわたってしっかりと指導監督ができる体制というものも考えていかなければならないと思います。

現行の技術職員の年齢構成については、その他の事務職員などと比べると、若干平均年齢が高い。これは旧来の東藻琴村、女満別町におきましても、こういった技術職員の採用というものを抑制してきた、そういったことが現在につながってきてしまっているのではないかと、そのようにも反省をしております。

こういった年齢バランスにも配慮した採用というものを今後、検討していかなければならない、そのように考えながら、職員の配置についても検討していきたいと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

以上、1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 4番 沢出議員。

◇沢出議員 ただいま町が管理している施設などの復旧状況、さらには道の多面的機能支払交付金事業における復旧状況等を詳しく説明をいただきました。

これらの採択基準の確定や現地の確認など、大変な御苦勞されたというふうな話も聞いてございました。

農地の関係については、まだまだ来年に向けてという話も先ほどございましたので、特に基幹産業である農業の影響を最小限に抑えるために、さらなる支援をお願い申し上げたいと思います。

また、聞くところによると、補助事業の採択が非常に現行制度では厳しくなっていて、不採用になっている事例が多くあったと聞いてございます。すぐということではございませんけれども、後年度に向けて採択基準の緩和など、これは、関係機関への働き掛けにも取り組んでいただければと要望いたしまして、これ件については、質問を終わります。

次に2番目の河川管理の関係です。

河川管理の関係、既に北海道が手を掛けて、工事箇所の50メートル範囲の伐採は終わっている。さらにそれから下も手を掛けるやに私は受けとめたのですけれども、進んでいるということで、これも非常に良かったなというふうに感じています。

先ほど聞きました本日、藻琴川周辺で災害の査定を行う、農地サイドで、先ほどもちょっと触れましたけれども、あれらも結果としてはやっぱり通常の自分の畑の縁の枝の処理だとか、林業者のものの処理だとか、それから、長年経年変化によって支障木が川の方に倒れてきて引っかかりやすくなっていることが見受けられますし、それらについても、どうしても河川敷地に農地をつくっているという話もありますし、非常にその辺、事業化するのは難しい面があると思いますけれども、これ利用者の御理解も得られなければならないし、下に藻琴湖の漁業者とか、いろんな関係があります。

過去に私自身も相当苦勞した経過がございますけれども、ここまで最近、災害の形態が変わってきて、大幅に拡大するというふうなことを見ますと、今後も続けて関係機関の方に働き掛けをお願いしていただきたいということで、先ほどの答弁で納得いたしました。

それから、指定管理の候補者選定経過についても、詳しく御答弁をいただきました。

私も実は、資格保有者というのは、土木施工技術管理士、そういう人が配置されているのかなというふうに考えていたのですが、必ずしもそれは条件にはしてないということですが、指定している建設会社にそういう方がいるということで、願わくは両地区にそういう人がいればというふうな気持ちを持っておりましてけれども、鋭意、平成28年度からでも、努力をして行くということなので、これも理解をいたしました。

それから最後の4番目の職員の増員、これは私の方で触れることがどうなのかという考えもなかったわけではなかったんですけれども、組織の再編、課の再編も含めて、今検討しているということで、確かに建設課、建設産業課となっていますけど、現実問題としてなかなかうまくローテーションされているのかなという感じも、実は思っておりました。

しかし組織の再編まで、見直しまで今考えているというふうな御答弁がありましたので、これらについても、住民の期待に応えられるように、ぜひ進めていただきたいというふうに考えてございます。

ただ一つ気になりましたのは、運転手、必要のない小型ロータリーですか。

その機械が、平成22年からずっと2人体制できたのが平成28年度から1人体制になるということで、ベテランの運転手が引退して、若返りがかなり進んできている話も実は聞いております。

それらの育成の意味からも、長年続けてきた2名体制を1名にするっていうのは、後継者の育成の面からどうなのかなっていう、実は私も気をしてたのですが、逆に乗っている事が運転に支障があるというふうな、それも現場の話でしょうし、法令的にはもちろん違反はしてないと思います、そんなことで、若干の不安を感じることはありますけれども、さらに事故防止の指導を強めていただきたく考えております。

それから最後の4番目の関係で組織の再編にも触れられておりますけれども、それも一つの方法だと思います。

現状で多分増員には、先ほど132名までという目標があるということでありましたので、指定管理者共々、指定管理の技術向上に取り組んでいただきますように要望して、これも答弁は要らないと思います。

私の方から四つまとめてなんですけれども、本当に最近の異常気象を考えると、来春、今年しばれが少ないとかいろいろな関係で、急激な暖気による災害が起きる可能性を全く否定することができません。

今回の被災箇所は、当然、既にデータ化されていると思いますので、それらの情報のうち、特に水処理施設等重点的に分離整理をして、指定管理者と共有して災害の再発防止のために、定期的な巡回、点検の強化をして、住民生活の安全安心に努めていただきますよう重ねて要望いたしますとともに、私自身、ちょっと一般質問にそぐわないところまで入り込んだのかなというふうな反省もしてございますので、その辺をお詫び申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 まず農地に係る災害復旧事業の採択についてのことについても触れていただきました。

国が決めております農地災害復旧の事業というものは、例えば今回造成をした畑があって、さらに法面があります。

この被災した、崩れ落ちた農地の部分、実際に作物を蒔く面積の部分、そこが1ヘクタールから40アール欠け落ちたというときには、その被災した40アールに事業費を掛け合わせて、そして被害限度額、事業工事額が幾らというような査定をいたします。今回はこの則面の所が崩れたという方々がほとんどでございました。

しかし、実際には則面が崩れてしまえば、その際までトラクターで耕作をするわけにはいかないということで、何とかその則面が復旧されなければ、農地として使えないということでありましたけれども、こちらの則面側の面積というものは、今回被災された、今の基準でいうところの被災面積には当たらないということから、結果的に事業費も小さくなる。極論を言えば、対象にならないというようなことがございまして、先ほどあった229箇所のうち、5箇所の採択にとどまっているということでございます。

もう一つは、大きく崩れ落ちた所であっても、災害復旧事業の基本は元の形に戻すというところでございます。崩れ落ちて流れ出てしまった土砂などについては、また別な所から運んできて、そこに埋めて同じ面積の農地を復旧するというのが基本になっております。ただ、現実とすれば、大量の土砂が流出してしまったものをまたトラックで運搬するというのではなく、その現場において、その周辺の土砂を集めながら、復旧するというのが、一般的な工法になるかと思えますけれども、先ほど言った工法がなかなか認められていない。他の所からトラックで運んでくるとなると、非常に大きな事業費になって、わずかな面積かもしれませんが、事業費は膨大なるということから、なかなか取り組めなかった。

そういう矛盾したといいいましょか、現在の制度がありますので、こういったものの見方、改善については、各省庁はもちろんでありますけれども、各政治分野の方々にもお願いをして、今後その制度の改善、改正というものは図ってまいりたいと思っておりますが、今回は、そういったことについて間に合わなかったということもありまして、今後の課題とさせていただきたいと思えます。

また、今年度、事業ができていない、特に農地側などについて、現在の予定で言いますと、18日から具体的なその農地の被災箇所について、御本人と意向調査を行うこととしてございます。

それによつては、どのような面積、箇所数になるかというのも、さらにまた精査されることと思えますけれども、そのような中、先ほど申しました多面的機能支払交付金制度の約3分の1の補助、予算額としては8,000万円というところの変更が生じるような場合がありますたら、再度この委員会の方と協議をしながら検討して、できるだけ農業者の皆さんの意向に沿うような体制を組みたいと、そのように考えているところでございます。

次に、河川の関係でございますが、先ほど言及されましたサラカオーマキキン川、さらには藻琴川、そして女満別川、トマップ川、今回の台風災害におきましては、網走川本流は大きな水の量とはなりませんでしたが、そういった沿岸部に大きな雨量があったということから、そういった小河川による被害というものたくさん出てきております。

こういった自然環境というのは、常に変化をしております、一度樹木の伐採をすれば、そのことで全て解決される、河道掘削も1回やればよいというものではなくて、自然環境の中の変化もございまして。そういった意味では、常に状況を監視していかなければならないものと、そのように受けとめてございます。

また、今回の大きな被害によりまして、北海道、また国などに、抜本的な対策の事業を講じて欲しいということで、要請をしている箇所もありますし、また、先ほど言いました日常の点検の延長といたしまして、多面的機能支払交付金制度などの事業も使いながら、日常の維持管理などについても、町としても意を払っていかなければならないものと、そのように考えております。

また、指定管理者の資格取得の関係でございますけれども、今回、私どもは非常に高いレベルの資格を求めているわけではありませんけれども、そういった方々がいることが安心にもつながると、今回の提案ではございませんけれども、地方版の総合戦略、地方創生の具体的な事業の中に、町内における資格取得者、その確保というところも大きな課題になってございます。

民間の企業の方々が、そういった資格を職員の方々に取らせる、もしくは資格を持った方々を採用する、そういったところにも、町としてもこれからは支援をしていく、そんな取り組みも検討してございます。そういった中で、地域の中における資格取得者をしっかりと確保するところにもつなげてまいりたいと思っております。

次に、組織の関係でございますけれども、その前に指定管理の職員の数が減るという関係でございます。

今現在は、平成28年度以降の職員数について見直しを行ったというところがありますが、今年、今まで指定管理に採用されていた方々などが何人かお辞めなり、新しい方が採用されている現状もあります。今回、お辞めになられた方々は、それぞれ10年以上も勤務をされて、大変ベテランで地域も熟知されていたということもあろうかと思えます。

今年度27年度については、先ほど言った課題もあるとはいいいながら、乗車の人数の積算については、例年と同じように低速車であっても2名体制と、今の時点ではなっております。次年度以降、1名体制にするということを基本としておりますことから、本年度は、その引き継ぎ期間ということになろうかと思えます。

そんな中で、今年度、人員もある程度確保しているようでございますので、そういったところでぜひ、1年間でございますけれども、熟練の度合いというものも高めていただくことにもつなげていただければ、ありがたいと思っております。

次に、組織でありますけれども、先ほど申しましたとおり、役場職員全体の人数は、ほぼ定員適正化計画の目標数値に近づいておりますので、今後これ以上、今の段階で職員数を削減していく予定はございませんので、この中で何とかやり繰りをつける体制というものを考えて行きたい。これ以上の技術職員も含めた削減というものは、今、念頭にございません。

その中で、今の総合支所にあります産業建設課の仕事の状況を見ておりますと、技術部門、特に建設部門については、当然上司に判断を仰いだり、課の中での打ち合わせも、もちろんでありますけれども、一方では、役場の建設課との打ち合わせ、また、技術指導なども頻繁に行われている現状もございます。そうい

った実態に合わせていこうということと、先ほど申しましたように、そのことによって指揮命令系統を簡素化し、複雑なところを解消しようと、さらには、職員が行き来できる体制によって地域をそれぞれ熟知することを支援していこうと、そんなことで、後ほど改めて各委員会などには、こういった考え方の組織の改編について、御提案をさせていただきたいと思っておりますので、またその節に御指導賜りたいと思います。

今回の雨量につきましては、私どもの町で24時間で約200ミリという雨量観測で、過去に例を見ない観測の結果となりました。

平成4年にも200ミリ降ったことはございましたけれども、そのときには、丸2日間近く掛っての200ミリでありましたので、短時間にこれだけの量というのは、経験したことがなく、今回の観測データでありますとか、被災箇所というものは、これからの私どもの町づくりの中で、非常に重要になると思っておりますので、そういったものをしっかりと分析できるように、次につなげられるようにしてまいりたいと思っております。

いろいろ御指摘をいただいたことに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◇議 長 これにて沢出好雄議員の一般質問を終了します。

次に、7番 齋藤宏司議員の一般質問を許します。

◇齋藤議員 皆さん、改めておはようございます。

本日は、東藻琴高校の1年生の皆さんが傍聴においでになられておりますが、今朝の新聞を見ますと、東藻琴高校のネット通販事業の終了についての記事が載っておりました。本当にすばらしい取り組みをしている高校だと、敬意を表したいと思います。

さて、平成27年第4回定例会に当たり、通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。

大項目として1点目、平成27年度全国学力テストについてです。

今回実施された全国学力学習状況調査が北海道教育委員会より公表され、大空町については、小学校6年生の平均正答率が、全ての教科において全道平均を下回った結果になっております。この結果を踏まえ、本町の課題と今後の対応策について伺います。

大項目として2点目、被災地支援活動についてです。

本町のみならず、全国のいたる地域で、地球温暖化での影響を受け、台風やゲリラ豪雨によるさまざまな災害が起きております。

また、ちょうど昨年 of 定例会もそうだったんですけども、今年初めの冬期間に、何回もの暴風雪が通行止めや交通機関などのまひに伴う避難場の開設もされておりますが、大きな事故もトラブルもありませんでした。町長を初めとした職員や警察、また、消防の皆さんの迅速、かつ適切な対応のおかげだと思ひます。心から敬意を表します。

今回私も、近藤議長とともに、町民と職員の皆さんと一緒に岩手県陸前高田市の被災地支援活動に参加させていただきました。今年度の活動で一区切りということですが、まだまだ続けて欲しいという町民の声も聞こえております。

今までの被災地支援を通じた成果、また、課題、それと、今後の民間団体に対してや個人に対する費用の一部助成などの考え方について伺いたいと思います。

大項目３点目、メンタルヘルス対策と人事評価制度についてです。

本年１２月から５０人以上の従業員を有する職場にストレスチェックが義務化されました。さまざまな原因によりストレスを受け、現在はストレス社会と言われているところにもあります。本町においても、本年は合併１０周年記念事業や、第２次総合計画などの策定があり、職員の皆さんにとっても大変な１年ではなかったかと思いますが。一部の職員に事務事業が集中してはいなかったかどうかと心配する懸念もあります。

職員には、うつ病で長期休暇の方もいるとお聞きしておりますが、今後のメンタルヘルス対策についてと人事評価の現状と課題について伺います。

以上、町長と教育長に答弁お願いし、１回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 順番が前後いたしますけれども、私にいただきました一般質問の方から、まずは御答弁をさせていただきます。

被災地支援活動についてでございます。

平成２３年度３月１１日、東日本大震災が発生をしたときに、特に東北地方は、甚大な被害を受けました。当時の町の対応について、申し上げたいと思います。

被災者の受け入れ態勢を整えまして、延べ５世帯、１２名を町営住宅に受け入れております。また、日本赤十字社を通じまして、義援金を送付し、町民の皆様からも、タオルや下着などの救援物資をちょうだいし、３月３０日に岩手県に届けさせていただきました。

この他、災害派遣支援として、宮城県石巻市へ消防職員を２名、また、千葉県浦安市に、被災証明事務のための職員１名、宮城県気仙沼市に保健相談業務のための保健師１名の派遣を行っております。

また、北見市が中心となり、オホーツク管内市町村が一体となって、特産品を岩手県大船渡市及び宮城県東松山市にて無償で提供する絆プロジェクトという事業に職員２名を派遣しております。

また、更新予定でありましたごみ収集車を被災地で使用していただくべく、岩手県を通じて陸前高田市に寄贈したところでございます。ごみ収集車の寄贈を御縁といたしまして、陸前高田市の米崎小学校仮設住宅、さらに、高田高校仮設住宅に暮らしている被災者の方々に対して、特産品などを現地で調理し提供する、被災地支援活動を開始いたしました。

平成２５年度は、特産品の提供活動だけではなく、桜ライン３１１プロジェクト

トにも町民3名とともに参加をし、津波到達地点に桜の木を植える活動にも携わったところでございます。

5年間で延べ88名が支援活動に参加をし、このうち公募によりまして、43名の町民の方々が参加をいたしました。

オホーツク管内の市町村で、現在まで支援活動をされているところは、聞いておりません。職員の派遣などということは、あろうかと思います。

当初からこういった活動をいつまで支援を続けるべきなのかということについても考えてまいりました。職員とさまざまな場合を想定しておりましたけれども、仮設住宅にお暮らしになっている方々の支援活動が中心となっていましたことから、その仮設住宅が解消されるころが、一つの目安になるのではないかと考えておりました。

震災から5年を経過いたしまして、状況も変化を見せつつございます。住宅地の造成や復興住宅の建設がそれぞれ進み、仮設住宅の入居者数が減少し、支援先であります米崎小学校、高田高校の仮設住宅も今年度限りと同ってございます。そのこともあり、支援活動を平成27年度で一区切りしたい、そのように考えているところでございます。

今回、このような、震災の被災地に訪問をさせていただいて、その傷の大きさ、災害の恐ろしさ、また、そういった方々との交流を通じたさまざまなものが私どもの町の財産として残ったのではないかと思います。

今後は、各団体や個人が被災地に出向く支援活動や交流活動、こういったものは、側面から町として支援をしたいと思っております。

元気づくり応援事業というものがございます。その中には、国内研修事業というものもありますので、町民の方々がそういったお気持ちをいただくとするれば、こういった事業を活用しながら、今後も被災地支援事業などに当たっていただければありがたいと思っております。

次に、メンタルヘルスの関係でございます。

労働安全衛生法が改正をされ、本年12月から従業員が50人以上いる事業所は、心の健康状態を検査するストレスチェックというものを毎年1回実施することが義務付けられました。背景には、自殺される方の増加、精神障がい等による労働災害補償の認定件数の増加というものがあろうかと思っております。そのため、総合的なメンタルヘルスが必要という考えに至ったものと考えております。

従業者が自分のストレスの状態を知り、ストレスを溜め過ぎないように対処する、ストレスが高い状態の場合は、医師の面接を受け、助言をもらう、事業所側へ仕事の軽減などの措置を講じてもらう、うつなどのメンタルヘルス不調を未然に防止するために、こういったストレスチェックを実施するものでございます。

対象となりますのは、法律の中では、雇用契約の期間が1年以上で、通常の就業者の4分の3以上の時間労働する従業者と整理されてございます。役場に置きかえますと、職員のほか、再任用職員、嘱託職員が対象になろうかと思っております。

役場では、法の施行前でありましたけれども、本年の施行といたしまして、職員のみではありますが、ストレスチェックを実施してございます。原因に関する

項目、自覚症状に関する項目、他の職員による支援に関する項目など、国の省令では57の質問項目ですが、今回、大空町で取り組んだものは、50間の設定でございました。その中で実施をしたところでございます。

質問表を記入後、評価や医師の面接が必要か判断され、個人に結果が通知されます。本人が希望する場合は、病院へ依頼し、面接指導を受けることとなります。結果について、医師の意見を聞き、必要な場合は、労働時間の短縮などの対策を行うものとなります。

また、これとは別に職場内研修におきましても、メンタルヘルスについては実施をしてございます。いずれも早期発見、早期対応につなげるため、そういった研修も、またストレスチェックの実施というものも効果があるものと判断をしているところでございます。

ストレスというのは、職場内はもちろんでありますけども家庭などでも、要因として挙げられるものがあるのかもしれませんが。職場といたしましては、1人の職員に事務が集中し、負担とならぬよう、日ごろから効率的な事務の遂行に努めるよう指示をしてございます。例といたしまして、月に2回は時間外勤務をせず、定時に帰庁する日を設け、リフレッシュを推奨しているところでございます。

健康が第1という意味では、職場環境づくりにも取り組んでいかなければならないものと思っているところでございます。職場として当然こういった仕組みを作りながら、そこに対応していくことももちろん必要でありますけれども、職員一人一人、また職員同士の意識というものも大切かと思っておりますので、そこを高める努力というものも一方ではしていかなければならない、そのように感じているところでございます。

人事評価制度についてもお尋ねがございました、内容について説明を申し上げます。公平な人事管理や職員の勤務能力の発揮、増進を図るために、平成20年度に試行を行い、平成21年度から実施をしてございます。全職員を対象に10月1日を基準日として、業績、態度、能力の3項目に区分し、12の評価要素を設け、一次、二次、最終評価者が5段階で評価したものを点数化して実施をしてございます。

単に評価するということだけではなく、評価者が職員との面談を行い、結果における現状を確認し、職員の資質向上や能力開発・育成にもつなげていきたいということを目的としてございます。

結果に基づきまして、給料の昇給に反映をさせております。勤務成績が良好である職員は、4号俸から8号俸の昇給であります。良好でないという判定になった職員については、基準よりも下回っております2号俸、もしくは昇給なしという形もあります。給料面においては、この勤務成績というものを加えて、処遇を行っているところでございます。

評価につきましては、複数の職員が評価者となりますため、評価の視点が均一となるようにしなければなりません。

継続して、一方では評価者の研修というものも行っておりますし、これをしつ

かりと継続していかなければならないものと考えているところでございます。

以上、職員の評価制度についての御答弁とさせていただきます、私からは以上とさせていただきます。

◇議 長 齋藤宏司議員の一般質問中ですが、ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 齋藤宏司議員の一般質問を続けます。

渡邊教育長。

◇教育長 齋藤議員からの一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

全国学力、学習状況調査についてでございますが、この調査は文部科学省が全国の小学校6年生と中学校3年生を対象に毎年実施しているもので、平成19年度から開始され、本年度で9回目の実施となっております。

調査の目的は、義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるものとされております。

大空町では、第1回目から9回までの全ての調査に参加し、その都度、児童生徒の学力や学習状況を詳細に分析し、必要な教育施策の展開や、学校における授業改善、さらには保護者と連携した家庭学習の定着に向けた取り組みに活かしてきたところでございます。

本町における本年度の全国学力学習状況調査の結果についてでございますが、本年度は4月21日に町内の小・中学校4校において、実施をしております。調査対象児童生徒数でございますが、小学校は、女満別小学校、東藻琴小学校の2校で、59名となっております。また、中学校は女満別中学校、東藻琴中学校の2校で79名となっております。

調査の内容は、大きく2つに分かれておりまして、1つは教科に関する調査として、小学校は国語、算数と理科、中学校は国語、数学と理科のそれぞれ3教科で実施しており、国語、算数、数学においては、主に知識に関する調査のA問題と、主に活用に関するB問題を教科ごとに分けて調査を実施してございます。

もう1つは、生活習慣や学習環境等に関する質問調査として、児童、生徒を対象にしたものと学校を対象にしたものとなっております。

児童生徒を対象とした調査は、学習意欲や学習方法、学習環境、日常生活の状況などに関する内容であり、また学校対象とした調査は、学校における指導方法に関する取り組みなどについて把握する内容となっております。

最初に教科に関する調査の結果についてでございますが、全道の平均程度の平

均点との差によって、相当高いから、相当低いまでの8段階評価での説明とさせていただきますが、小学校は、国語B、算数A、算数B、理科のいずれも全道平均との比較でマイナス7ポイント以上の差となる、1番低い段階の相当低いという位置になり、過去最低の結果となりました。

一方中学校は、国語A、国語B、数学A、数学Bが全道平均比較でプラス3ポイント以上5ポイント未満での上から2番目のやや高い、理科については、プラス5ポイント以上7ポイント未満の3段階目の高いの位置になり、過去最高の結果となりました。また中学校においては、全ての教科で、全国平均を上回る結果となっております。

毎年、教科問題が変更となる上に、調査対象児童生徒も同じではないことから、一概に比較はできないものの、近年、全道平均に近づく傾向であったことや、教科によっては、全国平均を上回る状況であっただけに、今回の小学校の結果については、教育委員会としても大変厳しく、重く受けとめているところでございます。

また質問調査の結果では、家庭学習を1日1時間以上勉強する割合が、本町の小学生は全道平均より低く、また、テレビゲームを1日3時間以上する割合は、全道平均を上回るという結果も出ているところでございます。

小学校における調査結果に基づく課題であります。上位層と下位層の二極化や指導方法と事業の改善、学習規律の徹底や、家庭学習時間の不足、また生活リズムの乱れなどが課題として挙げられております。

学力向上の根本的な目的は、変化の激しい社会をたくましく生きるため、基礎、基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、いわゆる確かな学力を育成することであると、そのように考えております。

この確かな学力の中においても、特に読み書き、計算を初めとする基礎学力については、子どもたちの日常生活に直結するとともに、どのような職業に就こうとも必要なものであり、将来自立して生きて行く上で最低限身につけさせなければならない、生きる力と考えております。

教育委員会では、これまで、教職員の研修や授業改善といった学校による教育実践の積み重ねや、補助教員や任期付教員などの配置によるきめ細かな指導のための町独自の教育支援策を講じてきたところでありますが、このたびの結果を深く受け止め、中学校も含め、これまでの取り組みの効果を検証し、学校における組織的、継続的な取り組みを強めるとともに、危機意識を持って補充学習の取り組みや家庭学習の定着、規律ある生活習慣の確立など、さらなる学力向上対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

また、学校、家庭、地域など、教育に携わる全ての人たちと課題を共有し、連携、協力して、大空町の子どもたちの学力向上が図られるよう一層の努力をしてまいりたいと考えてございます。

以上、齊藤議員への1回目の答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 まず1番目の全国テストから質問させていただきたいと思いますが、本当にこの件につきましては、所管でもありますし、委員会でも十分説明を聞いたところでありますけれども、本当に聞いて、中学生に比較して小学校の方が相当低いという結果が出たということは、やっぱり重要視しなければいけないと思ひまして、質問させていただきます。

先ほど教育長の答弁もありましたけれども、本当に義務教育、小学校6年、中学校3年間、その中で違う形で言いますと、小学校6年生の立場というとても非常に気楽な立場ではないのかと思います。小学校では最高学年、取り方によっては、言葉は悪いですが一番時間があるときだと思います。

その中で、先ほど家庭の環境の説明も教育長からありましたけれども、自分では、本当テレビゲーム、出来て当たり前の世界です。それが、本当に時間があるからといって勉強をする子はどの位いるのか、それも確かにわかります。

その中で、先般の学芸会、それぞれの小学校を見させていただきました。小学校において内容は違ったんですけれども、本当に今の小学校、まず驚いたのは、劇が無い。各学年、音楽と劇、これが学芸会のものだと思ってもおりましたけれども、ある小学校では劇が無い。音楽と表現。表現は何かと思ったら、それはダンスであったり太鼓であったり、その中で、ある小学校ですけども、それは本当に6年生でした。それは表現の中の太鼓でした。本当にあれだけチームワークで一致団結してあれだけできるんだと。

だから、逆に言うと、何か目標があれば、そして達成感、発表する機会があれば、本当にこれだけのことができる子どもたちなのだということが気付きました。その中で、やっぱり取り組み方なんですけれども、ただ勉強、勉強と言っても、なかなか本当に進んでやる子は少ないと思うんですけども、せっかく役場の予算でも一応先生を置いておりますけれども、その評価は確かにあると思います。

その中で本当に大事なものは、大人になる一歩だと。先ほど教育長の言葉にもありましたけれども、本当に大事な時期、それがこういう結果に終わることは、大変なことだと思うんです。

その中で、改めて、質問させていただきますけれども、今後はこういう結果となった6年生の対応、まずこれから冬休みもありますけれども、とりあえずは今の6年生の対応をどういうふうに考えておられるのか。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 本年度、実施いたしました小学校6年生の全国学力学習状況調査は、1年生から本年末までの基礎、基本にかかわる知識が十分に身に付いているかを計るものでありますけれども、身に付いていない児童の割合が4割強という非常

に高いという結果となりました。

小学校では、児童一人一人の学力分析をきめ細かく行い、身に付いていない領域、分野を明らかにした上で、個に応じた学習指導というものを既に進めているところでございます。

具体的には、朝学習や放課後の補充学習、また基礎基本を中心としたテストの繰り返し実施、さらに複数の教員による授業指導や児童の実態に応じて2グループに分けて行う習熟度別指導方法を実施しているところでございます。

また、宿題内容の充実、見直しや家庭と連携し、基本的な生活習慣を定着させるとともに、ゲームやテレビの時間を減らし、家庭学習時間を増やす取り組みも行っていく予定としております。

また、夏休み、冬休み中の補充学習については、各小学校、中学校ともに、3年ほど前から積極的に取り組んできているところでございますけれども、本年度の休み中の補充学習についても、しっかりと取り組んでいくこととしておりまして、学校の全精力を挙げて、子どもたちの基礎学力の向上に努めてまいり所存でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今、教育長の答弁でわかりますけれども、先般の新聞にオホーツク管内の低迷する学力テスト、新聞に取り上げられておりました。その中で、上位校2校の内容が出ておりました。中学校は小清水中学校、小学校は網走小学校でした。

その中の取り組みを見ますと、やっぱりその学年だけの先生という形でなくて、全先生が協力してワークショップ形式をとっているとか、また放課後を利用して、5校時が終わったら6校時を補習に、また休みを補習に充てているとか、先生も一体となって頑張っている。網走小学校では、本当に全国1位の秋田県より学科によっては上になっている科目もあります。それだけすばらしい取り組みなんだなと思います。

ですから決して、この間の学芸会を見させてもらって思ったんですけども、何か目標があれば、決してできない学年ではないんです。そこにきっかけを与えることも本当に必要でないのかと思います。再度よろしく願いいたします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 今の目標を持たせるというお話もございました。

私も教育は目標を掲げることから始まるという考え方を常々持っているところでございます。子どもたちが生き生きと活動するのは、そこに目的意識や目標があるからだと思います。学力向上に向けては、子どもたちが現在学んでいることが、自分の将来の生活、将来の生き方とどう関わっていくのか。自分にとって学ぶ目的が何なのかを捉えさせることが重要であり、そのことが学習意欲の高まりにつながっていくものと考えます。

また、子どもたちが学習を進める上で、目標をしっかり持っているかどうか、学習へ向かう姿勢にも大きく影響しているのではないかと思います。学校では、月毎や、学期毎といった節目に、子どもたち一人一人に自ら考えさせ、目標を立てる指導というものを行っているところですが、これからもさまざまな教育活動の場面で、子どもたちに考える機会を多く与え、明確な目標を持つことで、学習面や生活面において、一人一人が前向きで積極的なものとなるよう、指導の改善に一層努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

◇議 長 7番 齋藤委員。

◇齋藤議員 1点目の質問は、これが最後にしますけれども、自分の小学校の時を思い出しますと、昔は、学校があつてその周りに教員住宅があつて教員が身近にいました。授業が終われば、放課後一緒に遊んでもくれました。そして、家に帰ると先生の方から、自分の父親たちとお酒を飲んでいました。そういう環境の中で育った自分でもありますけども、本当に今、時代が違うんだって簡単に言われますけれども、本当に今テレビゲームが出来ないと、逆にいじめになるかもしれません。ただ、それを東藻琴高校の話も出ましたけれども、本当にテレビゲーム、手先、画面見る、パソコンの使い方、そういうことは本当に長けている子どもたちなのかもしれません。

そういう形で時代は変わったかもしれませんが、形変わればいろんな方法はあるんだろうと思います。

生活習慣、いろんな形で違いますけれども、昔先生は、聖職と言われた時代がありました。先生の言うことは絶対で、怒られて家に帰っても、お前が悪いのだという時代に育ったこともあります。

今は本当に違いますけども、そういう中でこれから教育もいろんな形で大変になるとは思いますけれども、本当に学力テストと特定はしませんけれども、教育という考えのもとに思いがあれば、町長から答弁をお願いします。

◇議 長 渡邊教育長。

◇教育長 子どもたちは、それぞれ能力や適性、または興味、関心、性格等が異なっており、また、知識、思考、価値、心情、行動等も異なっていることから、各学校では、このような特性等を十分に理解して、それに応じた指導を行うことが必要であると考えております。

教育委員会としては、各学校において、こうした子に応じた指導の充実が図られるよう、個別指導であったり、グループ別指導であったり、また、チームティーチングという複数の先生による指導、さらには習熟度別指導、繰り返し指導などの指導方法を柔軟に取り入れるとともに、補足的な学習や発展的な学習、興味、関心等に応じた課題学習など、多様な学習活動を進めてきているところでありまして、またその実効性をさらに高めてまいりたいと考えております。

また、小学校の先生方については、放課後においても、放課後補充学習のほか、金管クラブでありますとか、野球、バレーといった少年団活動を通じて、子どもたちと関わりながら熱心な指導もいただいております。

先生たちとの信頼関係のもと、子どもたちが充実した学校生活が送れるよう、今後とも努力してまいりたいと考えております。

また、知、徳、体のバランスのとれた力がまさに必要なんだろうと思っております。確かな学力と豊かな心、そして健やかな体、そのような生きる力をよりしっかり育ていけるよう、教育委員会としても、全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導賜りますようお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 私からもということでございましたので、お話を申し上げたいと思います。

教育行政については、教育委員会が主体的に取り組んでおります。私どもの部局としては、予算のところでそういったものを支援していくという形が一般的でございます。

そんな中で、例えば補助教員の配置でありますとか、低学年の小人数学級、さらには、英語のカリキュラムをつくる教員の配置でありますとか、さらには各種コーディネーターの配置、そして現場で携わる教員の方々、教育関係者の方々のスキルアップをするための研修に係る予算、こういったものなどについて、私とすれば、いろんなところで予算付けをしてきたと思っております。

これは学校の現場、教育委員会からの要求ということではなくて、私の思い入れとしてそういうものが必要ではないかという御提案をさせていただき、予算化をしてきたという経過があるかと思っております。

人をつくっていく、育てていく、育てていくということは、物事の基本になるのではないかと考えておりますので、そういった面からは支援をしてきたというのが現状であろうかと思っております。

もう一つは、先ほど言いましたように、現場のところでは、教育委員会や学校が主体的に動いてくれていますので、私の立場から、もっともっと勉強しろとか、もっともっと運動しろということを表立って言うことはありません。

ただ、大空町で1回しかない小学校1年生をもしくは小学校6年生、中学校3年生を過ごしてきた。そして、大人になったと、いつしか大空町で育ってきた中で、「あのことは、大人になった時によかったね」というふうに言われるような、そんな教育の場が提供できたら良いなと常々思っておりました。

ですので、読書学習をもっともっと力を入れて欲しいということで、学校図書館の充実を図るために育成協会にお願いをしながら、学校と町の図書館との連携を図る司書の増員でありますとか、そういう読書活動、それは勉強しろと言ったわけではありませんけれども、そういったことをずっとこの地域で育ちながら、そこに関わって、携わっていくことによって、いつしか自分たちの学力というと

ころにもつながっていくのではないかと、そんな思いをいたしておりました。

一方で、各学校では縄跳びの取り組みもして欲しいと、何も勉強ばかりではなくて、体力、そういったところも大切だと、縄跳びというのは、だれでも取り組むことができる簡単なスポーツでもありますけれども、跳び方によっては、1人でもできますし、チームでもできます。一方で、瞬発力も養うことができ、一方では持久力もつけることができるスポーツではないかと、何も縄跳びで世界チャンピオンになるということばかりではなく、基礎的なそういったものが高まれば、いろいろなスポーツにおいていろいろ活躍ができる、そういう人材ができるのではないかと考えております。

そんなことから、地域の学校の中では、また教育の現場の中で、読書活動と縄跳びの活動を推進して欲しいと、今日言って、明日達成されるものではありませんけれども、そういったことを地道にやっていくことによって、いつしか知らず知らずのうちに、地域で育った子どもたちが社会にでたときに、体力面でも学力面でも、他に秀でたような、そんな人物になっていった欲しいという願いを込めながら、私としては取り組んでおります。

今回は一つの結果として表れておりますけれども、そのことだけではなくて、長い目で、私はいろんな立場から、この問題に関わるようにしていきたいと、そのように感じているところでございます。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 2番目の質問に移りたいと思います。

被災地支援の活動についてですけれども、町長の答弁の中にもありましたけれども、5年間を通じていろんな成果、いろいろ聞かせていただきました。

その中で、ボランティアとして、職員も含めて88名の方が陸前高田市に行っておられるということもわかりました。その中で44名、約半数が町民だったということもわかりました。

今回は自分も行ったのでよくわかっておりますけれども、確かに仮設住宅に入っている方は、ほとんど来年はいなくなるということも聞いております。

ただ、いろんな形で今後とも陸前高田市の方とは、交流を続けたいという方が、行った人の中では多かったことも聞いております。

その中で、何か機会がないと、自分たちが勝手に行っても窓口が無いと行かれないと思うのですけれども、その中で、今後とも何らかの形、先ほど側面から行政としても支援したいという町長の答弁もありましたけれども、もっと具体的に、友好都市等まではいかなくても、文化交流等、産業交流、何かのきっかけを行政として、側面という形、どういう形が側面なのか、再度よろしく願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回の支援につきましては、陸前高田市と町との関係を持ちながら活動してきたという実績がございません。ですので、私ども行政といたしましても、陸前高田市行政とのパイプというものは現状ではないところでございます。また、陸前高田市におきましては、私どももこういう形での支援活動に携わりましたけれども、全国たくさんの地域の方々から支援を受けられていたということではないかと思っております。その中の一つが北海道大空町であったと、そのように受けとめているのではないかと思っております。

まして、こう言うてはちょっと偉そうな言い方になってしてしまつて恐縮ですが、私どもは、支援をした側、陸前高田市は支援を受けてきた側に分類されるわけでございますので、私どもから、行政側から友好町とか、今でいうと姉妹都市とかというようなことを切り出すというのは、いかかかなと私は考えております。ですので、そういったアプローチは、今、行政側としてはする予定はございません。

ただ、先ほど言いましたように、職員も含めて町民の方々が、仮設住宅でお暮らしになっていた方々といろんな、今でも個人的なつながりの中で、交流されていると思います。また、仮設住宅の自治会長でありました佐藤さんをお迎えして、私どもの防災訓練に講話をいただいたというようなこともあります。

ぜひ町民の方々が、また、陸前高田市に行きながら、別な形での活動をということであれば、先ほど言った財政の面で、金銭的な面で補助事業などをお使いいただく、そのことについて、私どもとすれば、支援をしてまいりたいと思ひますし、先ほど言いましたように、役場の職員も、何十名もここに携わっております。1度限りではなく、何回か行っている者もおります。そういったものなどにも声を掛けていただきながら、皆さん方でそれぞれ交流の場というものを積み重ねていただければと思います。

第2段階となりますそういう活動が、今度は支援する側、支援をされる側ということではなくて、フラットな形での交流がさらに進むということであれば、過去の東京都稲城市や、さらには、熊本県氷川町などと同じような交流ができ、将来的には、先ほど言った形というものが含まれてくる可能性はあるのではないかと思います。

是非、そういったところを期待しながら、私どもとすれば、町民の皆さんの活動、職員にも声を掛けていただきたいと思いますけれども、そういった活動について、理解を示していきたい、そのように思っております。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の答弁の中、十分に分かったところであります。

去年になりますけれども、議会としても陸前高田市を訪れております。本当にそのときに、向こうは副議長さん、行政の方も対応していただいておりますけれども、その中で1番先に言われたのは、大空町さん、ごみ収集車、本当に役に立ちました。そういうことに本当に喜んでくれておりました。

本当にこれからはどういう形で、進んでいくのか、自分としても要望ですけども、やっぱり、昨日の同僚議員の質問もありましたけれども、大空町は本当に災害の少ない町ですけども、これから自主防災組織もどんどん出来るだろうと思います。その中で、現地の確認という意味でも、そういう形の関係者が行って見るとか、そういう形の応援も良いのかなという気持ちがします。この件については、これで終わりたいと思います。

最後になりますけれども、メンタルヘルスと人事評価ですけど、まずメンタルヘルスの対策についてなんですけども、ストレスチェック、今年12月から義務化になっているというのは、驚いたのですけれども、逆に言えば、それも遅い位なのかなという気がします。

本当にストレス社会で、逆に言えばストレスに本人が気づいていない方もいると思います。その中で、本当にあの役場ではもう既に取り組んでいますということだったんですけども、どうなのでしょう。ストレスっていうのは、皆それぞれ違うと思うのですけども、その中で、どういう形で見ていけばいいのか、これは最終的には医者判断なんですけども、上司とかいろんな形で判断の仕方があると思いますけれども、ストレス、なかなか目に見えない病気、人間ドックみたいに数字が出れば、これはこうだってわかるんですけども、ストレスというのは、個々の判断また上司の判断もあるんですけども、その中では、メンタルヘルス、これから1番の問題になってくる病気なのかなと思いますけれども、行政側としてもとりあえず50人以上ということなんですけども、どういう形でこの判断をしていくのか、再度お願いします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回のストレスチェックが先ほど言った項目の判定で、例えば、こういった答えが幾つ以上あれば、ストレスがたまっているとか、そうでもないとか、そういうような判定が出るというものであります。

そのことももちろん、私は判断といいましょうか数値として大切だと思いますけれども、その変化といいましょうか、経年変化、毎年やっていくものがだんだんとその数値が高くなっていくのかどうか、改善したりとか、もしくは振れるのかと、そういうことも、大切ではないかと思って、そういう見方もしていくべきではないかなと、私自身はそんな感じを受けております。

ただ、実際にそういうストレスが溜りながらなかなか仕事が手につかない、体調を崩すというようなことになったときに、職場としてどのように対応するか、過去にもこのストレスチェックをする以前でも、そういった現実の課題として、直面している場合がありますけれども、非常に個々の状況によって対応が異なっていて、難しいというのが感想でございます。

周りでいろいろ心配をして、上司なり同僚が当たると、それそのものがストレスになるときもありますので、一切職場関係の人とは、例えば合わないようにするということが必要な場面もあるようでありますし、一方では、直接の上司では

ないけれども、職場の中に信頼がある、例えば同僚であったり、上司と相談をするということが有効な場合もあるようでありまして、その所の判断というのは、やはり医師の指導などもいただきながら、今現在は取り組んでいるところでございます。

この問題については、私どもの職場はもちろんでありますけれども、当然今の社会でありますので民間の企業の方々もありますし、その他の各市町村でも同じような課題を抱えております。昨日、行政報告で話しました訓子府町で開催されました北網地域の市町村長会議、各市町村長が集まって意見交換をした中の項目にも、このストレス社会、メンタルヘルスをどのように取り組んでいるのかと、そういうことについての意見交換でありました。

それぞれ各市町村が取り組んでいる実態だとか、その仕組みだとか、対応の方法というものについて発表し合って、いろんな意見交換をしましたけれども、一つだけこれだという方法があるわけではなくて、あんなこともこんなことも想定をしながら取り組むという以外に、今のところは無いのかなと、先日の会議では、そういうところでございました。

そういった多様な対応がとれる、そういう柔軟な組織でありたいと、そのように、このものに対する考え方として持っているところでございます。

◇議 長 7 番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今の答弁を聞いてわかります。

自分も同じで、ストレス、どこを見てストレスなのか。厚生労働省のホームページを見ますと、年間、これは古いデータですけども、このストレスの職場における損失が時代によっては1兆円以上の損失になっており、逆に、自殺者が2万人以上、そしてその中でストレスによるものが、4千人以上、本当に現代病という気がしますけれども、確かに町長の答弁を聞いていてもわかるのですけれども、本当にどこがストレスなのか、人それぞれ違います。

先ほど、冒頭でも言いましたけれども、現実に役場の中にも長期休暇を取っている方もいらっしゃると思いますが、なかなか先の学力とも絡んでくるのですけれども、本当に新採用、社会人枠でもいろんな形で採用しておりますけれども、やっぱり打たれ弱いのかな、あまり上司が強い口調で言うとパワハラだと簡単に言う時代になっております。その中で、確かに、どっちもつらいのかもしれないけれども、その辺のストレスの判断基準は目に見えないだけに大変だと思います。

これ以上言っても目に見えない話なので、これ以上続けませんけれども、その後の人事評価について、最後質問させていただきたいと思います。

本当に先ほど町長の答弁がありましたけれども、これは毎年、毎年の評価だと思うのですけれども、なかなか人それぞれを評価することは、難しいのかもしれないけれども、その中でやっぱり見て一生懸命にやっている職員、確かによく頑張っている感じもします。その中でどういう形で評価されているのか。それは賃

金で評価されているのか、また立場で評価するか、その辺もよく見えなかったところなんですけども、先ほどの町長の答弁で重々わかったところでもありますけども、先ほどちょっと気になったのは評価者についても研修しますということだったんですけども、評価者自体も大変じゃないのかなと思います。

一生懸命やっている人間、いろんな形で具体的に数字に出てくることもあるので、その中で中身まではわかりませんが、評価者に対する研修というのはどういう内容なのか、それだけちょっとお聞きしたい。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 1番最後の評価者に対する研修の内容につきましては、後ほど担当課長から具体的に説明をさせていただきたいと思います。前段については、私からお答えを申し上げたいと思います。

ストレスというのは、具体的に目に見えたりするというのではない場合もありますので、本当にそんなことだったのかっていうのが、正直ある場合もございます。昨日まで元気でいたと思っていたんですけども、今日は、例えば出てこられなくて、医者診断をいただいたときには、こういう状態で必要だということも現実にございます。

ですので、私どものところは、日常生活や職場中も含めていろんな心配事があったり、例えば役場の職員ですので、いろんな御批判を受けたり、また自分がやろうと思っていることをいろいろなものが思い通りにならなかったり、そういったきっかけは一つかもしれませんけれども、要因が一つだとはなかなか思えない、多分幾つかのものが重なりながら、こういったところに、陥ってしまっているというのが現状ではないかと思います。その中で、例えば仕事が忙しいとか、そういうものもあるのではないかと考えてございます。

先ほどパワハラという言葉がありました。立場が上位の者が、その立場を利用しながら、圧力をかけるというようなことでありますけれども、確かにそういう事例も一般論としてはあろうかと思えますし、一方で、管理職などから見てみると、もっとはっきり指導してあげた方が良いのではないかと、例えば思う場面もありますが、ひょっとしてそれがパワハラにつながるとか、逆に部下職員の圧力につながってしまっているというふうに思って、上司が遠慮しているような場面などもあるのではないかと、そんなふうにも推察をしております。

そういったところも、また先ほど言った、なかなか思いどおりにならないなどというところのストレスにも、つながっていくのかと、なかなかその人間関係を構築するところが難しい中でのストレスということになってこようかと思えます。

特効薬はなかなかございませんけれども、そういったことを繰り返し判断しながら、助言を仰ぎながら、一つ一つ真摯に対応して行くことではないかと、そのように思っております。

次に、人事評価でございますけれども、先ほど言った年次から毎年行っておりまして、私の発想といたしましては、同じ職場の中で頑張っている職員がいる

と、従来は、例えば役場の中は、極論を言いますと、今そういう時代ではないですけど、やってもやらなくても給料は同じだけ上がるというようなニュアンス、意識があったのではないかと思いますけれども、やっぱり頑張っている職員は、それなりの処遇をしていかなければならない。それは、例えば昇格をさせるとかというところでの給与面での配慮ということばかりではなくて、その年次その年次で頑張ったときには、給料面での処遇をするということがあっても良いのではないかと、そんなことから、この制度を取り入れているところでございます。

実際には、評価をやってみますと、先ほど言った良好でなくて、昇給がないというような職員よりは、やはり、今年は頑張ったという職員の数の方が多くなって、そういった職員については、昇給という形で、処遇をしているという状況でございます。

また、評価というものも、人が人を評価することありますので、絶対ということは私もないと思っております。だからこそ、何人かの職員で何回か、その評価を重ねて、一方的な評価とならないような仕組みをつくり出しているということになります。

そういった意味で、確かに先ほどのストレスのところも含めて、評価をするという側に置いても、される側もなかなかプレッシャーですけれども、する側においても、それなりのものがあるのではないかと、ただそれ以上に、私どもがよく言われる、その民間と同じような発想に立つべきだということを考えますと、頑張った職員と、そうでない職員にはおのずから差が付くものだというところを伝える意味でも、この制度を取り入れているということで御理解を賜ればと思います。

具体的なところについては、担当課長から説明を申し上げます。

◇議 長 藤田総務課長。

◇総務課長 人事評価の研修の関係でございますけども、評価の評価者となります職員に対しまして、毎年ではありませんが、2年、3年程度に一度、研修を実施しているところでございます。

評価に当たりまして、どのような視点で評価すべきか、また、どのような着眼点、どういったところを見るべきというようなところについて研修を行っているところでございます。

人事評価でございますので、職員を比較しての評価とならないように同じ目線に立った評価というものが重要になってまいります。この研修の中では、事例をもとにしながら実際に評価を行い、その評価がどうであるかというような検証を行っているところでございます。こういったことは、継続してやっていくことが必要であると思っておりますので、今後とも引き続き実施してまいりたいと考えております。

◇議 長 7番 齋藤議員。

◇齋藤議員 今、町長、総務課長がおっしゃるとおりで、人が人を評価するということは本当に大変なことだと思います。

その中で、本当に一生懸命やっている人、本当にそういう評価を十分やっていただきたいと思います。

以上、これをもって質問を終わります。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 今回、御質問をいただいたものにつきましては、いずれもなかなか難しいもので、これできちっと確立されたと言えるものばかりではないと、そのように思っております。随時、制度そのものといいたいでしょうか、対応そのものなどについても、本当に適切であるかと、常に見直しも図っていかなければならないと考えておりますし、その対応もしかるべきと思っております。

今回、御指摘をいただいた視点なども十分受けとめながら、今後の取り扱いを進めてまいりたいと思います。

今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて齋藤宏司議員の一般質問を終了します。

◇議 長 ここで昼食のため休憩します。

再開は午後１時とします。

(休憩 午前１１時５６分)

(再開 午後 １時００分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの沢出議員の一般質問に対する町長からの答弁内容に対する訂正の申し出がありますので、これを許します。

◇議 長 山下町長。

先ほど沢出議員の一般質問最初の項目、災害復旧事業の推進状況についての私の１回目の答弁の中で、農業関係の施設、排水路の復旧事業費といたしまして、２００万円と説明をいたしましたが、２，０００万円の誤りでございました。御訂正をしたいと思います。

また後ほど合計といたしまして、道路、河川、農地との復旧事業費の合計について触れましたけれども、その節には、２，０００万円として計上し、合計額３億１，６００万円であったというところでございますので、こちらの方についての訂正はございません。お詫びして訂正をさせていただきたいと存じます。

◇議 長 日程第２ 一般質問を続けます。

◇議 長 次に、11番 深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 平成27年第4回定例会の最後の一般質問となります。

大変緊張しておりますけれども、1点についてお伺いをしたいと、このように思います。

地方版総合戦略、地方創生について、今国が地方創生、地方再生、地方活性化と称して推進しておりますけれども、これについて、国が進める第1に、今求められている地域活性化策として行政、住民、事業者の連携が一層重要、何をすべきかとあります。

特別国が何かをしてくれるわけではないわけですが、自立をしなくてはならないと考えております。

大変幅の広い項目でありますので、ここでは1点のみ連携についてお伺いをしたいと存じます。

空港のある町として空港から5分で着く町、空港とともに、知名度アップ、PRそしてアピール、空港という素材がありますので、このことによって多くの事業、その他に良い影響があるのではと考えますが、考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 深川議員からは、地方版総合戦略と地方創生、大変幅の広い分野から御質問をいただいたところでございます。

最初に、この地方版総合戦略、地方創生の全体的な考えについても触れてみたいと思います。昨年来、国は、人口減少社会への対応が急務の課題であるとし、地方創生という言葉キーワードとして、急速な少子高齢化の進展への対応や、東京一極集中の是正、そして、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、さらには住み良い環境の確保、こういった基本的な考え方をまとめ、取り組みが推進されてきております。まち・ひと・しごと創生法が制定をされ、さまざまな取り組みを一体的に推進して、地方の創生を図ることとされております。

目標といたしまして、1億総活躍社会の実現といたしまして、賃金引き上げによる消費の喚起や民間投資の拡大による経済力の強化、そして結婚、妊娠、出産までの切れ目のない支援、介護離職者ゼロの実現などを掲げております。

今定例会に提案をさせていただいております総合計画と人口減少の克服と地方創生を目的として策定いたしました総合戦略に掲げた施策をしっかりと推進し、対策を講じることと、大空町ではしてございます。

具体的なものでありますけれども、1、安心して妊娠出産できる環境づくり、2、子ども医療費の無料化、3、学校給食の食育としての無償化、4、多子世帯における保育料の軽減措置、5、移住者受入体制の強化、6、町が分譲する宅地における子育て世帯への住宅建設支援、7、医療や福祉体制の整備、8、安心して暮らせる環境づくり、9、体験型観光の充実、10、スポーツ、芸術文化合宿

の積極的な誘致 11、新たな商品開発や販路拡大、12、産業の創出、13、商店街づくり、14、職業能力の向上や職員を雇用する事業者への支援制度、15、地域産業を支える人材の確保と育成、16、雇用機会の創出、17、教育環境の整備と充実、18、壮年世代の知恵や機能を次世代につなげていく仕組みづくりなどとしてございます。これらの事業の推進に当たりましては、近隣の自治体や団体、関係機関などとも連携をして、一体となった効果的な取り組みが必要だとされております。

今回のこの総合戦略の策定推進に当たりまして、私どもの町は当然であります、近隣の市町村となります網走市、小清水町、清里町、斜里町と観光振興でありますとか、地域産物のブランド化などについて意見交換をして、共同歩調をとっていこうと、そんな協議もさせていただいたところであります。

また、議員御指摘の女満別空港の利用促進についても、私どもの町だけではなく、周辺の自治体や経済界などと連携をして、航空路線の維持、拡充に関する要望活動でありますとか、プロモーション活動、ツアーの醸成、国際チャーター便の誘致、地域PRと利用拡大を図っていくこととしてございます。

この空港というのは、利用者だけではなく、地域住民が親しみをもって気軽に集い楽しめる空港というあり方も必要だと考えております。賑わいづくりなども行ってまいりたいと考えているところであります。空港のある町の優位性、これは他から私どもの町に来て移住をしよう、そして地域にいる方々がこの町に住み続けたいという定住観念、さらには交流人口の誘致、観光というところにつながっていくものと考えてございます。

地域の知名度を向上させる、そういうところにもつながってまいりますので、ここをキーワードとしながら、地方創生に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。ぜひとも御指導賜りますようお願いを申し上げます。

以上1回目の御答弁とさせていただきます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 大変詳しく、総合戦略について御答弁をいただきました。

本当に幅が広すぎますので、ただいま18項目挙げていただきました。

管内の近隣町村を含めても空港があるということは、非常に強みといいますか、空港というのは、目的ではなく手段の一つであると考えています。地的移動手段の着地点として、やはり、この優位性をプラスに捉えて、この利便性をより良く発信をして行く、このことがやはり、ただいま挙げていただいた18項目についてもかなりの優位性があると思います。

確かに北海道で町に空港がありますのは、中標津空港そして東神楽の旭川空港、そしてこの大空町の女満別空港の3つだと思います。中標津については、着実に人口も増えている、活性化も図られているという実態であります。また私も初めてわかったのですが、旭川市に無いんですね、東神楽町にあるわけですが、東神楽の人は、失礼な言い方をすると、うちの町には空港があるという自画自賛

をしているというところですが、一般的には、旭川空港ということが、前面に出ているというのが実態であります。

やはりそういったことからしても、女満別空港を、例えば賑わいづくりとか、そういったものは無駄ではなく、さらに付加価値が付くような形の中で、PRをしていけばと思いますが、その辺についてのお考えを聞かせたいと思います。

◇議 長 山下町長。

◇町 長 ありがとうございます。

例えば、今年の10月、東京都で自治体共催ビジネスセミナーというものを開催いたしました。昨日、行政報告でも御紹介をいたしましたけれども、これは北海道内の七飯町、網走市、大空町の三つの自治体と北海道銀行の御協力をいただいて、民間の事業者が連携をして、企業誘致の活動として実施をしたものでございます。65社の都内のそれぞれの食品メーカー、企業などが参加をいただいたところであります。

この中で私は、本町の多彩で質の高い地域農産物などを紹介いたしました。そして、ビジネスの可能性について意見交換を行ったわけでありますけれども、私どもの町にある女満別空港を利用した交通の利便性の高さということも強調をさせていただいたところであります。

私どもの地は、首都圏から見ると非常に遠隔の地にあって、遠い印象を首都圏の方々を持たれているかと思いますが、実際には、東京羽田空港を発して2時間かからずに、私どもの地域に到達することができる、こういうことを企業誘致の現場でも申し上げてきたところでございます。これも議員がおっしゃいます有利性の一つではないかと思えます。

また、スポーツ合宿、私どもの町ではバスケットボールでありますとか、相撲というところに限られておりますけれども、この周辺の自治体、オホーツク管内を見ますと、陸上でありますとか、ラグビー、野球そういったスポーツなどの合宿も盛んに行われております。さらに、2020年には東京オリンピック、パラリンピックが開催をされますし、前年2019年には、今回、非常に大きな話題となりましたラグビーのワールドカップが日本で開催をされます。そういった方々の合宿の誘致の場所としても、ここオホーツク管内は優位性があるのではないかと、実績があるのではないかと考えておりますが、そういった方々を受け入れる玄関もやはり女満別空港ではないかと考えてございます。

ここはPRをして行くこと、それは先ほど申しました交流人口の増加ということにも、つながるものと考えてございます。こういった活動も空港のある町として、さらに取り組んで行かなければならないものと思えます。

北海道では、2020年を目途に外国人観光客300万人という目標を掲げてございます。今の増加の状況から見ますと、達成できるものと思われておりますが、どちらかというと北海道は新千歳空港一極への集中が顕著な状況であり、い

かほどに頑張っても、新千歳空港だけでは、この受け入れは困難であると私どもの町にあります女満別空港を含めた、地方空港を含めた包括的な取り組みが北海道としても必要になってくるだろうと思ってございます。

そんな中で、私は今年、女満別空港の国際化を見据えた空港の整備、そして利用の促進、空港機能の強化に関しまして、設置者であります北海道知事への要請活動も行っておりました。

このように考えますと、女満別空港は、産業はもちろん、観光そして交流の拠点、私どもの町の管理空港ではありませんけれども、私ども大空町にとっても貴重な財産であり、これから町を運営して行く、活性化して行くための生命線というのではないかと考えてございます。

地域経済を支える原動力であるということは、私どもの町はもちろん、この地域の方々の一致する考え方であろうかと思えます。

今後もこの利用の拡大と利便性の向上にしっかりと取り組んで、その意義というもの、さらに地方創生につなげられるように努力をしてみたいと考えているところでございます。

今後もさまざまな視点から御助言を賜りますようお願いを申し上げたいと存じます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 町長におかれましては、空港利用促進のトップに立って大変御苦労されていることは本当に敬意を表するところあります。

本来でありましたら、近隣の各市町に、これは要望ではありますが、もう少し力を入れていただければなど、このように考えるところもありますけれども、ここに私の手元に、北海道オホーツク管内大空町女満別空港から市街地まで車で4分という、大空町に定住をサポートする会のパンフレットがあります。大変私、これは感激して見ておりました。こういった表現をされたパンフレットは初めて見たわけです。4分が良いのか、5分が良いのかは別問題といたしまして、本来からいたしましたらこれ女満別空港から市街地まで車で5分、大空町と逆に銘打っていただいた方がアピールになるのではないかと、このように思っております。また、知名度アップすることによって、その他の商品でありますとか、産業、観光についても付加価値が付くと私は考えております。

今、ゆるキャラブームでそらっきー、我々はそらっきーでわかりますが、大空町を知らない方は、何故そらっきーなんだと、あれが飛行機か何かの縫いぐるみなのか、これはあまり認識がないわけです。やはり空港がある町の大空町のそらっきーとして行けるのではないかと、その辺で付加価値も上がるのではないかと、このように思っております。

また、そのふるさとの知名度が上がることによって、ふるさと納税も増えるのではないかと期待をしているところでありますけれども、これは合併をして10年ということになりますけれども、やはり空港と一緒に連携をして、情報の発信の

仕方がまだまだ開発の余地はあるのではないかと、このように思っております。

全国で同じような、このふるさと創生に向けて、国が声掛けをしているわけがあります。地方創生、これは、やはりを人口の多い市町村、また、財政の良い所に肩を並べるわけにはいかないと思います。しかし、肩を並べるとしたら知恵があると思います。能力のある職員の方々が多くいらっしゃいますので、その辺もお借りしながら、連携という文章の中の活字や掛け声だけではなくて、良い形の連携、そして自ら自画自賛ではなくて、我々も努力をしなければなりませんけれども、大空町に愛着を抱いて、そして誇りを持てる連携づくりとしていただきたいのですが、最後に、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 女満別空港整備利用促進協議会という会がございまして、私その会の代表を務めさせていただいております。所在する市町村の代表ということになっておろうかと思えます。しかしながら、女満別空港の例えばビル会社の取締役、役員などを見ますと、美幌町、北見市、網走市などが私どもと同じような立場になってございます。

私は会長を務めておりますけれども、いろいろな場合において、女満別空港の利用や整備を促進していく要請活動の母体となる立場にあって、大空町は当然でありますけれども、網走市や美幌町、北見市、さらには観光面を考えますと、斜里町などの御協力も必要になってまいります。

そんなことから、私がこのごろ機会あるたびに申し上げておりますのは、北見市の市長さんには、次の観光を担うのは、これからは北見市であると、ぜひ観光事業に対する予算の配慮願いたいということ申し上げておりますし、女満別空港を盛り上げていく、また利用を促進するために当たっては、私どものような、財政の小さなところでももちろん頑張りますので、市としても、相応のいろいろな取り組みをお願いをしたいということで、それぞれの方々にもお願いをしている現状であります。

そういったところというのは、意思決定までには少し時間が掛るマイナス面もありますけれども、地域が一体となったときには、連携ができたときには、1町が管理する空港よりは、大きな力を発揮できるのではないかと、そのようにも考えておりますので、今後とも、周辺の自治体とも協力をしながら、女満別空港そのものをまず盛り上げる努力というものをしていきたいと思っております。

ゆるキャラのそらっきーでありますけれども、今年10年を一つの節目としまして、少し成長をいたしまして、少し飛行機に近づいてきているかなと、前は実際にそらっきーとして歩いていても、これは長芋ですかと聞かれたこともございました。しかし今はジェットエンジンも搭載いたしましたので、少し本来のところに近づいたかなと思っております。

大阪空港にそらやんという、キャラクターがおりまして、やはり飛行機を形取ったゆるキャラでございます。今、大阪空港とのコラボレーションの中で、利用

促進なども図っております。そんな中では、お互いに良いライバルであり仲間ができたのかなと、そんなことも思うところでございます。

また、この空港を核として大空町をもっともっとPRすることができる、それは例えばふるさと納税にもつながっていくというお話でございました。御指摘のとおりだと、そのようにも思っております。

そんなことから今年の10年記念事業、議会からもいろいろ御指摘をいただいておりますのは、町民がそこに集って楽しむことはもちろんだけれども、まだまだ全国的な知名度が足りない、イベントなどを開催するに当たって、大空町という名前そのものは空港のある町だというその存在感、そういったものはどんどんと外に向けて発信すべきだという御指摘もいただいております。これは10年の記念事業にだけに限ったことではなく、今後もしっかり続けていかなければならないものだと思っておりますので、これからそういう意識を持ちながら、事業そのものの構築、つくり上げに努力をしてみたいと思います。

また、空港のにぎわいづくりをやったり、利用促進をやったりしておりますけれども、そのことは、例えば先ほど言いましたように、町の合宿の誘致事業にもつながってまいります。さらには、観光の事業にも、つながってまいります。そして、地域の商工業の活動にも、つながるというものもあります。移住につながってくるものもあります。

今回のふるさと納税などは、何か物品をお返しに送るというだけではなくて、空港利用して我が町を訪問してもらおうというような、特典も設定していただいて、空港の利用というところにもつなげるということでもあります。

総合計画でもさまざまな事業が掲載されておりますけれども、その事業一つ一つ単発で何か効果を生み出すということばかりではなくて、その事業が別な事業との相乗効果、相乗機能を持って、さらに効果を発揮するというものがあるかと思っています。ともすれば、私どもの組織というのは縦の系列で自分の立場のことの分野しかなかなか判断できないところがありますけれども、自分がやっている仕事が、福祉にもつながったり、さらには産業の活性化にもつながるという側面を持っている。私はもちろん職員もそういう意識を持って事業に取り組むことが必要ではないか。そういう事業執行して行く横の連携というものも十分図りながら、空港の存在意義というものを考えていきたい、そのように思うところでございます。

◇議 長 11番 深川議員。

◇深川議員 質問を終わろうと思いましたが、各アピールの仕方として、他の地域の市町村の長がPRするというのは無理としても、空港がある大空町としては、十二分にPR、連携をしながら発信していくということが良いのではないかと、今さらと思う人もいると思いますが、今だからこそ、良いのではないかと思います。

現時点で空港をメインにして売り出している全国を比べても、市町村はありま

せん。ですから、その辺の手法そういったものは別として考えられたら良いかと、そのように思っております。

さらに、地的なこととして、やはりこの女満別の地域に関しては、空港から5分でこられるわけです。このような所は全国探してもありません。そういったこともアピールの一つとして、さらには北海道で唯一の世界遺産の地域、あるいは国立公園、国定公園にも近隣にあるという地的なことも、発信の材料とされてはいかがかと、このように思います。

空港と連携をしようと言いましても、こちらの思いがスムーズに空港に伝わるかどうかは別として、協力はさせていただいてはどうかと思います。また観光連盟などにつきましても、なかなかオホーツクという知名度はないということは、聞かれますけれども、そういったことも含めて、今後に連携をしながら、情報の発信になればと思います。

最後になりますが、より高い質の発信をして行けばと、このように思っておりますので、期待をしながら質問を終わらせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 いろいろな視点から御助言をいただきまして、ありがとうございます。

空港、滑走路、ビルがありますけれども、ビルなどは、民間の会社が造ったものでございますが、私の意識とすれば、大空町にある公共施設だと、そのように受けとめてございます。ですので、そこに大勢の方々が集ったり、あそこを使ったり、そういう楽しみがあるというのも一つではないかと、そういう特色のある空港にするということもPRをしていく一つの材料ではないかと思っております。

そんな取り組みも努力をしたいと思えますし、先ほど言いましたように私どもの町、空港から4分、5分という形で市街地まで到達できます。おかげさまで、朝、東京を出ますと、8時35分には空港について、始業時間には間に合うような、そんな距離感でありますので、大変辛い思いも一部しておりますけれども、そこがやはり売りではないかと思えます。そういった少し笑い話なるかもしれませんが、そんなお話もしながら、私どもの町の空港というものの存在を多くの方に知っていただければと思っております。

何か一つだけでPRができるわけではありません。いろんな角度から、手を変え品を変えいろいろな発信をしていかなければならないと思えます。そんな中で御指摘のとおり、発信力というものを身に付けてまいりたいと思っております。今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
これで一般質問を終わります。

◎日程第3 認定第1号から認定第8号

◇議 長 日程第3 認定第1号 平成26年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括議題とします。

本件は、平成27年第3回定例会において、議会閉会中の継続審査事件として決算審査特別委員会に審査の付託を行ったものであります。

したがって、本件の審査結果について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、松田信行議員。

◇松田委員長 決算審査等特別委員会における審査の結果について御報告いたします。

議会提出議案書の1ページ及び3ページを御覧いただきたいと思います。

平成27年第3回大空町議会定例会において設置され、当委員会に審査の付託がありました事件は、「認定第1号 平成26年度大空町一般会計歳入歳出決算認定について」、「認定第2号 平成26年度大空町国民保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第3号 平成26年度大空町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第4号 平成26年度大空町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第5号 平成26年度大空町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第6号 平成26年度大空町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第7号 平成26年度大空町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、「認定第8号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の8件であります。

去る10月21日、当議会議事堂におきまして、審査のための特別委員会を開催し、町長はじめ関係職員の出席を求めて慎重に審査の結果、委員会審査報告書のとおり、認定第1号から認定第8号までの8件全て原案のとおり認定すべきと決定しました。

以上、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これから採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件を一括して採決したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これから、認定第1号 平成26年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第8号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件を一括して採決します。

お諮りします。認定第1号から認定第8号までの8件の決算に対する委員長の報告は認定とするものであります。

この8件の決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成26年度大空町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号 平成26年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の決算については、認定することに決定しました。

◎日程第4 議案第64号

◇議 長 日程第4 議案第64号 町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 第4回大空町議会定例会議案書1ページをお開きください。

「議案第64号 町道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の町道路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

記 路線番号 3028、路線名 昭和公住1号線、起点 女満別町昭和94番6地先、終点 女満別昭和94番5地先 等級 その他。

路線番号 3029、路線名 昭和公住2号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3030、路線名 昭和公住3号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3031、路線名 昭和公住4号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3032、路線名 昭和公住5号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3033、路線名 昭和公住6号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3034、路線名 昭和公住7号線、起点 女満別昭和94番6地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3035、路線名 昭和公住8号線、起点 女満別昭和94番6地先、終点 女満別昭和94番6地先、等級 その他。

路線番号 3036、路線名 昭和公住9号線、起点 女満別昭和94番5地先、終点 女満別昭和94番5地先、等級 その他」

以上9路線でございます。議会定例会参考資料1ページに町道路線廃止箇所図を載せておりますので、御覧ください。今回廃止する9路線につきましては、い

ずれも女満別地区定住団地整備に伴い、町道位置等が変更されたことから、隣接する昭和団地公営住宅部分を含めた範囲において、廃止を行うものです。

参考資料箇所図でございますが、女満別中学校側女満別中学校と対象となる範囲の間に通る道路が町道昭和10線となりますが、町道昭和10線から対象範囲の外側を添う形でUの字を描き再び昭和10線に戻る路線が昭和公住1号線。昭和公住1号線の内側、東西方向、図面で申しますと横方向に昭和公住2号線から昭和公住6号線まで、南北方向、縦方向に昭和公住7号線から昭和公住9号線までとなっており、9路線となっております。9路線の合計で延長は、1,406メートルとなります。

道路法の規定により、市町村長は市町村の区域内の道路を廃止する場合、議会の議決を経なければならないとされているものです。定住団地整備が完了し、販売が開始されたことから、今回提案をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 これから議案第64号 町道路線の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第65号

◇議 長 日程第5 議案第65号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐薙建設課長。

◇建設課長 議案書3ページです。

「議案第65号 町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を町道路線に認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

記 路線番号 3159、路線名 公園1号線、起点 昭和10線交点、終点

女満別公園５丁目９４番１４地先、等級 その他。

路線番号 ３１６０、路線名 公園２号線、起点 昭和１０線交点、終点 公園１号線交点、等級 その他。

路線番号 ３１６１、路線名 公園３号線、起点 公園１号線交点、終点 女満別公園５丁目９４番２２地先、等級 その他」

以上、３路線となっております。３路線の合計で、延長は６７７メートルとなっております。こちらについても、道路法の規定により、市町村長は市町村の区域内の路線を認定する場合、議会の議決を経なければならないとされております。定住団地整備が終了し、販売が開始されたことから、今回認定を提案させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 これから議案第６５号 町道の路線の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第６５号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

ここで１０分間休憩します。

（休憩 午後 １ 時 ４ ５ 分）

（再開 午後 １ 時 ５ ４ 分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第６ 議案第６６号

◇議 長 日程第６ 議案第６６号 第２次大空町総合計画についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書５ページをお開き願います。

「議案第６６号 第２次大空町総合計画について 第２次大空町総合計画を別冊のとおり定めたいので、大空町自治基本条例第３６条第７号及び大空町議会基

本条例第8条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二

大空町として初めて策定されました現在の総合計画は、平成20年に定められ、本年度計画期間の最終年次を迎えます。まちづくりの基本となる最も重要な計画であり、本町の最上位の計画として、行政運営の基本指針となります「新たな総合計画」を策定することといたしまして、提案をさせていただきます。

この計画の策定にあたりましては、昨年6月に「大空町総合計画策定審議会」を設置し、各団体から推薦をいただきました30人の町民の方々に委嘱を申し上げ、諮問をいたしました。審議会では5つの専門部会を設置し、分野ごとに慎重な審議が重ねられ、今年12月1日に答申をいただいたところです。この答申を踏まえ、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画期間とする「第2次大空町総合計画」を策定しようとするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げますので、別冊の「第2次大空町総合計画」を御覧願います。

一枚めくっていただいて、目次でございますが、本計画は、「はじめに」としての総論的なもの、「基本構想」さらに「基本計画」の大きく3編で構成しております。

2ページをお開き願います。1 この計画について (1) 計画の趣旨・位置付けですが、平成18年3月に大空町が誕生後、両町村の優れた特性を引き継ぎ、めざすべきまちづくりの指針として、現在の総合計画が定められました。その間、「大空町自治基本条例」を制定し、自治の主体が町民であるとした上で「総合計画」を町の最上位計画に位置付け、まちづくりの規範としたところです。現計画が平成27年度で終了しますことから、将来の大空町のめざす姿と道筋を明らかにするために「第2次大空町総合計画」を策定するものでございます。

3ページでございます。(2) 計画の構成・期間ですが、この計画の体系を示しております。

中段の三角形の図で表しておりますとおり、1番上に「基本構想」その下に「基本計画」さらにその下に「実施計画」と3層構造で構成されています。

①基本構想では、計画の期間を平成28年度から平成37年度までの10年間とし、めざす将来像を設定するとともに、それを実現するための方向性を示しています。②基本計画は、基本構想に定めた将来像や目標を達成するために行う施策を掲げております。また、中間年である5年後に、必要に応じて見直しを行うこととしています。③実施計画は、基本計画に掲げた施策における具体的な事業を3年間ずつ策定し、毎年度見直しを行ってまいります。

4ページをお開きください。2 計画の背景ですが、(1) 大空町の概要として①本町の立地や気候、優位性などを記載しています。また下段の②には大空町誕生における沿革を明記しております。

5ページに移りまして、③につきましては、総人口や年齢3区分別人口と世帯数の推移、また6ページに移りまして、中段④では就業人口の推移など産業構造について示しています。

続きまして7ページでございます。(2)大空町を取り巻く環境としまして、①日本の人口構造の変化、また、下段、②地球温暖化や近年の異常気象、再生可能エネルギーなど、環境に対する意識の高まり、8ページに移りまして、③日常の生活や様々な分野でキーワードとなっております「安全・安心」と「安定」した暮らしへの期待、更に中段の④日常生活における価値観の多様化や下段の⑤高度情報化社会による急速なグローバル化やT P Pをはじめとする新たな仕組みによる影響など、9ページに移りまして、⑥でございますが、国と地方、行政と住民の環境の変化ということで、住民本意によるまちづくりの在り方などについて記載しています。

10ページをお開き願います。(3)大空町の課題でございます。

本町の現在の状況、また町民アンケートなどを踏まえまして課題としてまとめています。①「品質の高い地域資源を活用し、地場産業を発展させる」ということで、質の高い農林水産物などの地域資源を活かした地場産品の開発やブランド化などによる産業の振興、11ページですが、②「町民相互の見守りと支援で、安全・安心な地域づくりを進める」としまして、高齢者割合の増加に伴う老後の不安や、少子化・核家族化の進展を踏まえた地域による見守りと支援の大切さ、12ページに移りまして、③子どもを地域で育むまちづくりを進めるとして、次代を担う子どもたちの教育について、町全体での取組の重要性についてを記載しています。

13ページでございます。④地域活動を支える担い手と新たなリーダーを育てるといたしまして、福祉、産業、社会教育、町民活動など、様々な分野における新たな活力を生み出すきっかけとして、地域の担い手とリーダーの育成についてを記載しています。

14ページをお開きください。⑤協働のまちづくりを進めるでございます。自治基本条例を踏まえまして、町民主体による協働のまちづくりの推進について述べております。

15ページでございます。⑥人口減少社会に対応するまちづくりを進めるでございます。人口減少社会が重要な課題とされる中、町民アンケートなども踏まえ、働く場の確保や日常生活における利便性の向上など、様々な施策の総合的な展開の必要性について記載しております。

続きましてページが飛びますが18ページをお開き願います。ここからは基本構想でございます。1めざす町の姿、(1)将来像ですが、10年後にめざす町の姿を「夢を絆を笑顔で彩る大空町」といたしまして、夢や希望を抱き、心の結びつきを大切にして、いきいきと笑顔あふれる町民の姿を表しております。

19ページを御覧願います。(2)めざす指標でございます。

①人口につきましては、人口減少が大きな課題とされる中、子育て支援や地域活性化策など様々な施策を講じることによりまして人口の減少を緩和させ、10年後の平成37年にめざす人口を6,800人としております。

下段の②住みよさでございますが、本町の住みよさにつきまして町民アンケートを実施しております。下の円グラフですが、第1次総合計画時の平成18年で

は69.5%でありましたが、今回実施しました平成26年の調査では80.7%と1割以上増えております。今後も住みよさを更に実感できるまちづくりが必要と考え、平成37年の割合を85%にまで高めていくこととしています。

20ページをお開き願います。(3)分野別のめざす姿でございますが、将来像を実現するために5つの基本目標を掲げております。

「基本目標1 にぎわいひろがる産業のまちづくり」としまして、地域産業の振興と雇用の拡大を図りまして、持続可能な産業構造を構築し、人が賑わうまちをめざします。

「基本目標2 あたたかさあふれる福祉のまちづくり」としまして、見守りによる支援の輪を広げ、保健・医療・福祉が連携し、相互扶助の精神で健やかに安心して暮らせるまちをめざします。

「基本目標3 いきがい はぐくむ 学びのまちづくり」としまして、学校と家庭、地域が一体となり、バランスのとれた教育を推進して、たくましく生きる子供を育むとともに、生きがいのある人生を送るために、ライフステージに合わせた学習活動を推進するまちをめざします。

「基本目標4 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり」といたしまして、環境に配慮した生活環境の整備を行うとともに、安全で安心した暮らしができるよう防災意識などを高め、命を大切にするまちをめざします。

「基本目標5 ふれあい つながる 協働のまちづくり」といたしまして、まちづくりへの関心を高める仕組みづくりと、共に考え行動し、互いに支え合いながら、幸せを実感して暮らせるまちをめざします。

21ページ御覧願います。

2「5つの基本目標の取組方針」です。先ほど御説明しました「5つの基本目標」毎に取組の方針をまとめるとともに、後程説明をさせていただきます「基本計画」の項目を掲げております。

(1)「にぎわいひろがる産業のまちづくり」では、農林業の振興など6項目、(2)「あたたかさあふれる福祉のまちづくり」では、保健・医療体制の充実など、6項目、22ページに移りまして、(3)「いきがい はぐくむ 学びのまちづくり」では、幼児教育の充実など6項目、(4)「ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり」では、市街地・住環境の整備など7項目、23ページですが、(5)「ふれあい つながる 協働のまちづくり」ではコミュニティ活動の促進など5項目を掲げております。

24ページをお開き願います。3「笑顔 創造プロジェクト」でございます。第2次総合計画では分野別に5つの基本目標を設けて、それぞれの方針に基づき計画の実施を行ってまいります。それらの施策には関連性もあり、横断的に展開し、効果的に推進することが求められます。人口減少への対応とすみ続けるために必要な視点におきまして、大きく3つのプランにより相乗効果をもたらし、将来像の実現の一翼とするものでございます。

25ページを御覧願います。ことらにプランの内容を記載していますが、1つ目「人づくりプラン」といたしまして、教育環境の充実や産業・福祉・住民活動

など様々な分野における担い手の育成、また、移住・定住の促進。2つ目は「賑わいづくりプラン」といたしまして、産業の振興と交流人口の拡大、特産品開発やブランド化など地域経済の活性化。3つ目、「暮らしづくりプラン」といたしまして、子どもを産み、育てやすい環境づくり、安心した暮らしを実現するための地域医療や見守り、地域コミュニティの醸成などでございます。

26ページをお開き願います。プランの関係図を記載しておりますが、「人づくり・賑わいづくり・暮らしづくり」の3つのプランを一体的に推進しまして「意欲・活力・安心」を生み出し、相乗効果により将来像の一層の実現を図ろうとするものでございます。

続きまして28ページをお開き願います。ここからは基本計画でございます。基本構想を受けまして、5つの章に区分し、それぞれ「基本的な方針」「これまでの取組状況」、さらに「施策の背景と取組の内容」を見開きで記載しています。各章における項目ごとに掲げる「方針」をもって説明に代えさせていただきます。

28ページ「第1章 にぎわい ひろがる 産業のまちづくり」『1 農林業の振興』では、方針を生産基盤の整備を推進し、安全で良質な農畜産物の生産と付加価値の向上や、地域産品を活用し消費者等との交流を推進するための拠点づくりを進めるとともに、意欲ある担い手の育成・確保を進め、農業・農村や森林の持つ多面的機能の活用促進、地域の農業生産力の維持強化のための広域的な農業生産体制の整備、森林の適正な保全管理に努めるなど、環境と調和する足腰の強い農林業の振興を図りますといたしまして、29ページ下の表ですが、施策として①農業経営の促進、販路拡大や付加価値の高い農産物の生産に向けた支援など、ページが飛びまして33ページでございます。表の最後⑩有害鳥獣の駆除に関する施策まで15の施策を掲げています。

続きまして34ページ、35ページです。

『2 水産業の振興』につきましては、方針を地場水産業の安定的発展と水産資源の生育環境の保全や環境との調和に向けた水産業の振興を図りますといたしまして、35ページ表の施策欄に①安定的な漁業資源確保のための調査支援など2つの施策を掲げています。

36ページ、37ページでございます。

『3 観光産業の振興』ですが、方針を恵まれた自然環境や景観、特産品やイベントなど、地域の特性を観光資源としてとらえ、農業・教育などと連携した交流人口拡大の体制づくりを進めるとともに、町民や来訪者が楽しみ憩える魅力あふれる観光の振興を図りますといたしまして、37ページ ①観光資源を最大限活用するため、適切な管理と観光地としての魅力を高めるなど、39ページまでにわたりまして、5つの項目を掲げています。

続きまして40ページ、41ページでございます。

『4 商業・サービス業の振興』については、方針を買い物の利便性と満足度の向上、新たな特産品開発などによる地域に根ざしたにぎわいと活気ある商店街づくりを推進するとともに、地域内循環による経済波及効果の拡大に努め、3商業・サービス業の振興を図りますとしまして、41ページ①商業経営の安定と近

代化による魅力ある商店経営の推進など4つの項目を掲げています。

42ページ、43ページでございます。

『5 工業・地場産業の振興』ですが、地域の活性化に資する企業誘致や育成、地域の資源を活かした物産・特産品の開発を通じて、特色のある工業・地場産業の振興を図りますといたしまして、43ページ①企業誘致の促進と企業育成のための経営基盤強化策など3つの項目を掲げています。

44、45ページでございます。

『6 雇用機会の確保』ですが、雇用の拡大や人材の育成・確保に努め、誰もがいきいきと働くことができる環境づくりに努めますとして、45ページ①既存産業における雇用促進、新規就業者の確保など2つの項目を掲げています。

46ページをお開き願います。

「第2章 あたたかさ あふれる 福祉のまちづくり」『1 保健・医療体制の充実』ですが、方針を乳幼児期から高齢期のすべてのライフステージにおいて、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進するとともに、医療体制の充実に努めますとしまして、47ページ下の①の妊娠、出産、子育てに関する支援から49ページに移りまして、表の一番下⑩健康・福祉などを含めた総合施設整備の検討まで、10項目を掲げています。

続きまして50ページ、51ページでございます。

『2 地域福祉の推進』ですが、方針を地域に暮らすすべての人がお互いを認め合い、支え合いながら、共に生きることができる地域社会づくりを進めますといたしまして、51ページ①地域の支え合いによる社会づくりの推進から53ページに移りまして、下の⑨人権擁護の啓発、相談体制の充実など9つの項目を掲げています。

54、55ページをお開き願います。

『3 子育て支援の推進』ですが、方針を子育てを地域で支援し、子どもの安全・安心を確保して心身共に健やかに育つための環境づくりを進めますとしまして、55ページ①子育てに関する負担の軽減など4つの項目を掲げています。

56ページ、57ページでございます。

『4 高齢者福祉の推進』につきましては、方針として高齢者が健やかに仕事や生きがい、ボランティア活動等の社会参加ができ、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して日常生活が継続できるよう体制整備に努めますといたしまして、57ページ①介護予防への取組の積極的な推進から次の59ページの下でございます⑥高齢者福祉施設の整備検討まで6項目を掲げています。

60ページ、61ページでございます。

『5 障がい者（児）福祉の推進』につきましては、障がいのある人もない人も互いに尊重して住み慣れた地域で安心して暮らし、共に支え合う社会の実現を図りますといたしまして、61ページ①育児・子ども自身の生活のしづらさの早期把握と支援など次の63ページにかけまして、4つの項目を掲げています。

続きまして64、65ページでございます。

『6 社会保障の充実』につきましては、方針を将来に向けた社会保障制度

の動向を見極め、健全で安定的な運営に努め、町民の健康と福祉の保持増進を図りますといたして、65ページ①保険税収納率の維持向上、医療費の適性化、国民健康保険の安定運営など5つの項目を掲げています。

続きまして66ページをお開き願います。

「第3章 いきがい はぐくむ 学びのまちづくり」ですが、『1 幼児教育の充実』につきましては、方針を人格形成の基礎を培い、豊かな感性や創造性を育むため、幼児教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めますとしまして、67ページ①幼児の健全な育成のため、生活習慣や食習慣に関する学習機会の充実から、次の69ページ⑥教育・保育施設の整備充実など6つの項目を掲げています。

続きまして70、71ページでございます。

『2 学校教育の充実』ですが、方針を確かな学力、豊かな心と健やかな体を育むため、学校教育の充実と教育環境の計画的な整備を進めますといたしまして、71ページ①教職員の資質向上、地域ぐるみの教育活動による生きる力を育む教育の充実から、ページが飛びますが75ページの一番下でございます。⑬教職員住宅の老朽化に伴う改修・整備まで、13の項目を掲げています。

続きまして76、77ページでございます。

『3 生涯学習の推進』につきましては、方針を町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶことができるように、年齢やニーズにあった学習活動の支援と環境づくりに努めますといたしまして、77ページ①社会教育の長期的な計画策定、生涯学習推進体制の強化 79ページに移りまして、⑥国内外研修の支援による人材の育成など6つの項目を掲げています。

80ページ、81ページでございます。

『4 生涯スポーツの推進』ですが、年齢や体力、ライフスタイルに応じた様々なスポーツに親しむ機会の提供と環境の整備を進め、各種団体等との連携により生涯スポーツの振興に努めますといたしまして、81ページ①社会体育施設の計画的な整備・充実、施設運営の在り方の検討から83ページ④スポーツ合宿誘致事業の推進など4つの項目を掲げています。

84ページ、85ページでございます。

『5 青少年の健全育成』ですが、方針を豊かな心と健やかな体、たくましく生きる力を育てるため、学校・家庭・地域との連携を深めながら、青少年の健全育成と家庭教育の充実を図りますといたしまして、85ページ①青少年の健全育成にかかわる関係機関との連携強化、青少年の自立を促す体験活動の創出 次の87ページ④各種青年団体への活動支援など4つの項目を掲げています。

88ページ、89ページでございます。

『6 地域文化の継承と創造』ですが、方針を地域の文化財や郷土芸能の保護・継承に努め、町民が主体的に取り組む芸術・文化活動への支援と町民に感動を与える芸術・文化の鑑賞機会の充実に努めますといたしまして。89ページ①郷土資料の調査・収集・保護などのほか資料を活用した事業の推進、次に91ページ⑥芸術文化に関する教育文化合宿の推進など6つの項目を掲げています。

次に92ページをお開き願います。

「第4章 ゆたかさ うるおう 生活のまちづくり」です。

『1 市街地・住環境の整備』につきましては、方針を自然と調和した住宅環境の形成と維持整備を図りますといたしまして、93ページ①自然的・都市的な土地利用が調和したまちづくりに向けた適正な土地利用の推進から、95ページ⑧葬斎場や共同墓地の適性な管理など8つの項目を掲げています。

96、97ページでございます。

『2 道路ネットワークの整備』ですが、方針を地域間アクセス道路の整備、空港関連アクセス体系の確立、町民ニーズに応じた道路の整備や適正な維持など整備を図りますといたしまして、97ページ①地域間アクセス道路の優先的整備など4つの項目を掲げています。

98ページ、99ページでございます。

『3 公共交通網の充実』ですが、方針を地域内の公共交通手段の充実にあわせ、鉄道や生活路線バス、女満別空港などの公共交通網の維持・確保を図りますといたしまして、99ページ①日常生活に必要な公共交通の維持と利便性の向上など2つの項目を掲げています。

100ページ、101ページをお開き願います。

『4 上下水道の整備』ですが、方針を快適できれいな生活環境づくりのため、上下水道施設の整備、維持管理を図りますといたしまして、101ページ①安定した水源の確保・供給、水道施設の維持管理など3つの項目を掲げています。

102、103ページでございます。

『5 生活環境の整備』ですが、方針を地球温暖化対策の意識の啓発と環境美化の取り組みを行い、ごみの減量化の推進と運動の普及促進を図りますといたしまして、103ページ、①地球温暖化対策の推進から次の105ページ一番下⑩適正なし尿処理対策など10項目を掲げています。

106ページ、107ページをお開き願います。

『6 消防・救急・防災対策の充実』ですが、方針を災害の未然防止のため、防災意識の普及啓発に取り組み、消防・救急体制の充実と防災体制の確立を図りますといたしまして、107ページ①防災意識の普及啓発、自主防災組織の組織化などのほか次の109ページ⑦河川の整備、砂防対策など7つの項目を掲げています。

110ページ、111ページでございます。

『7 交通安全・防犯体制・消費者対策の充実』ですが、方針を安全・安心なまちづくりを進めるために、自治会や関係団体と一丸となって交通安全対策や防犯対策、消費者対策の強化・推進に努めますといたしまして、111ページ①交通安全指導の推進など5つの項目を掲げています。

続きまして112ページをお開き願います。

「第5章 ふれあい つながる 協働のまちづくり」です。

『1 コミュニティ活動の促進』につきましては、方針を地域で豊かに暮らすために、自治会やコミュニティ活動の推進を図りますといたしまして、113ページ①住民自治の根幹となる自治会運営活動の普及・促進など2つの項目を掲げ

ています。

114、115ページでございます。

『2 移住・定住対策の推進』ですが、方針を町の魅力を効果的に発信し、移住者が安心して暮らせる環境を整え、定住の促進を図りますといたしまして、115ページ①移住情報の発信やサポート体制の充実など3つの項目を掲げています。

116ページ、117ページでございます。

『3 情報ネットワークの整備』ですが、方針を多様化する情報化社会を見据えた情報通信基盤を整備するとともに、町民の利便性の向上につながる情報ネットワークの充実に努めますといたしまして、117ページ①高速情報通信基盤の整備推進など3つの項目を掲げています。

118ページ、119ページでございます。

『4 町民と行政の協同』ですが、方針を町民と行政が認識を深めながら、まちづくりに参加しやすい仕組みをつくり、町民が主体となった自治の実現を図ります。119ページ①町民主体の自治の実現、人材の育成など4つの項目を掲げています。

120ページ、121ページでございます。

『5 自立する自治体経営の確立』ですが、方針を効率的な行政経営と収支のバランスに配慮した財政の健全化に努め、近隣市町と効果的な連携を図りながら、町民ニーズに対応した行政運営を進めますとしまして、121ページ①町民と行政が一体となった行政経営の推進から、次の123ページ⑤近隣市町との連携による効率的な行政運営など5つの項目を掲げています。

以上、第2次大空町総合計画につきまして、御説明申し上げましたので、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本計画の策定経過等につきましては、議案参考資料を御覧いただきたいと思います。以上です。

◇議 長 別に発言もないようですので、お諮りします。

ただいま議題となっております議案第66号については、総合計画調査特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、総合計画調査特別委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

(散会 午後 2 時 25 分)

平成 2 7 年 第 4 回

大空町議会定例会会議録

〔その 3〕

- ・ 招 集 平成27年12月15日
- ・ 開 会 平成27年12月15日
- ・ 閉 会 平成27年12月17日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	上	地	史	隆	8 番	松	岡	克	美
2 番	田	中	裕	之	9 番	小	島	一	弘
3 番	原	本	哲	己	10 番	後	藤	幸	太 郎
4 番	沢	出	好	雄	11 番	深	川		昇
6 番	松	田	信	行	12 番	近	藤	哲	雄
7 番	齋	藤	宏	司					

2 不応招議員は次のとおりである。

5 番 品 田 好 博

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		農 業 委 員 会 会 長
副 町 長		産 業 課 長
総 合 支 所 長		産 業 課 参 事
会 計 管 理 者		産 業 課 参 事
総 務 課 長		建 設 課 長
総 務 課 参 事		住 民 福 祉 課 長
住 民 課 長		産 業 建 設 課 長
福 祉 課 長		総 務 課 主 幹
教 育 長		生 涯 学 習 課 参 事
生 涯 学 習 課 長		
監 査 委 員 事 務 局 長		農 業 委 員 会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成 2 7 年第 4 回大空町議会定例会議事日程

第 3 号 平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日 (木) 1 0 時 0 0 分開議

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名について
(諸般の報告)
- 日 程 第 2 議案第66号 第 2 次大空町総合計画について
- 日 程 第 3 議案第67号 土地改良事業の施行について
- 日 程 第 4 議案第68号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 5 議案第69号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 6 議案第70号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 7 議案第71号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 8 議案第72号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 9 議案第73号 指定管理者の指定について
- 日 程 第 10 議案第74号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日 程 第 11 議案第75号 大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定について
- 日 程 第 12 議案第76号 平成 2 7 年度大空町一般会計補正予算 (第 8 号)
- 日 程 第 13 議案第77号 平成 2 7 年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日 程 第 14 議案第78号 平成 2 7 年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日 程 第 15 議案第79号 平成 2 7 年度大空町一般会計補正予算 (第 9 号)
- 日 程 第 16 発議第17号 T P P 「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書
- 日 程 第 17 報告第15号 専決処分の報告について

日 程 第 18 報告第16号 専決処分の報告について

日 程 第 19 報告第17号 専決処分の報告について

日 程 第 20 報告第18号 例月出納検査結果報告について

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のために出席する者は次のとおり。

町長	山下 英二	教育委員会委員長	相馬 隆
代表監査委員	近藤 克郎	農業委員会会長	山神 正信

2. 大空町長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	産業課参事	中村 直樹
総合支所長	菊地 教男	産業課参事	秋葉 暢康
会計管理者	丹治 健	建設課長	佐薙 幸史
総務課長	藤田 勉	住民福祉課長	平田 義和
総務課参事	林 敏美	産業建設課長	田中 信裕
住民課長	山本 勝栄	総務課主幹	松川 一正
福祉課長	南部 猛		
産業課長	伊藤 裕幸		

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫		
生涯学習課長	佐々木 徳幸	生涯学習課参事	田端 久剛

4. 大空町代表監査委員の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	熊谷 裕幸
------	-------

5. 大空町農業委員会会長の委任を受けて説明のために出席する者は次のとおり。

事務局長	作田 勝弥
------	-------

6. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長	大槻 明弘
主査	土田 康裕

以上のとおり報告する。

平成27年12月17日

大空町議会議長 近藤 哲雄

(開議 午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成 27 年第 4 回大空町議会定例会第 3 日目の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、議長において、3 番 原本哲己議員及び 4 番 沢出好雄議員を指名します。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたします。

事務局長。

◇事務局長 ただいまの出席議員は、11 名であります。

品田好博議員から欠席の旨届け出があります。

本日の会議に説明のため出席する者の職氏名は、一覧表として配付しているとおりであります。また、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

小島一弘議員より介助者同伴出席の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 議案第 66 号

◇議 長 日程第 2 議案第 66 号 第 2 次大空町総合計画についてを議題とします。

本案について、総合計画調査特別委員会委員長の報告を求めます。

総合計画調査特別委員会委員長 深川昇議員。

◇総合計画調査特別委員会委員長 総合計画特別委員会における審査結果について報告をいたします。

議会提出議案書（その 2）の 1 ページ及び 3 ページを御覧いただきたいと思います。

平成 27 年 12 月 16 日の第 4 回大空町議会定例会で本委員会に付託された議案第 66 号 第 2 次大空町総合計画についての審議の経過及び結果について報告いたします。

本委員会は、平成 27 年 6 月 24 日の平成 27 年第 2 回大空町議会定例会で設

置され、総合計画策定委員による策定作業中の中間報告から、基本構想、基本計画そして実施計画、財政推計について、部会ごとに担当職員の出席説明を求め詳細な説明を受け、平成27年7月6日、9日、10月26日と11月24日の4回の調査を行ってまいりました。

そして付託を受け、12月16日に審査を行いました。

審査の過程では、慎重かつ精力的に熱心な議論をいただきました。

本計画の各種施策、事業の実施に当たっては、健全な財政運営を基本とし、生活者の視点に立った重点的、効率的な事業展開を図るとともに、本町の特性を生かした特色のある取り組みの立案に向け、創意工夫に努めなければなりません。

また、限られた財源で計画に示された基本目標を達成するため、計画の進捗状況を把握し、町民公表するとともに、町民ニーズや社会情勢、財政状況の変化などに伴う、計画の見直し責任を持って行うなど、町民に負担をかけない適切かつ柔軟に対応することが必要であります。

総合計画は、まちづくりの指針となるものであり、その推進に当たっては、町民の理解と協力、参加が必要です。

今後においても大きく総合計画ほか、財政に関する情報の公開と説明を重視し、町民参加の機会づくりに努め、町民が主役となったまちづくりを積極的に推進されることが望まれます。

本計画は慎重な審査の結果、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第66号 第2次大空町総合計画については、原案を可決すべきものと決定をいたしましたので、当委員会に付託された事件の審査経過と結果を申し上げ、大空町議会会議規則第77条の規定による報告といたします。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

◇議 長 別に発言もないようですので、これより採決します。

お諮りします。議案第66号 第2次大空町総合計画については、特別委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号 第2次大空町総合計画については、原案のとおり可決されました。

総合計画調査特別委員会に付託されました事件の審査結果が報告されました。

ただいま議決されましたので、総合計画調査特別委員会は廃止します。

ここで山下町長から発言が求められていますので、これを許します。

◇町 長 このたびは、議案第66号 第2次大空町総合計画の議決を賜り誠にありがとうございました。

私はこれまで3度の総合計画の策定に関わってまいりました。今回、前回は大空町長として職員を指揮し、審議会の議論を見守る立場でございましたが、旧女満別町時代の平成10年から12年にかけては、担当職員として、策定事務

に携わってまいりました。

それぞれの策定時において、それぞれの考えがございますが、最も勉強となり、その後の考え方に影響を受けたのは、やはり、担当者として携わった旧女満別町の第4次総合計画でございます。当時、サブテーマとなりました「みんなが主役、協働のまちづくり」という言葉からは、まちづくりの主役が、主権者が町民であることを再認識し、町づくりは役場だけが行うものではなく、議会との議論や町民の参画による協働によって、達成されることを学んだところでございます。

また、経済の関連システムが大切との議論がありました。この中からは、人、物、金、これらが動き、地域内で循環することで経済活動が活性化することはもちろん、総合計画の各事業も、単独で存在するものではなく、ほかの事業とともに相互に密接な関係を持ち、相乗機能を発揮することにより、大きな効果を生み出すことを知ることとなりました。これらの考え方は、大空町の総合計画、今回の第2次総合計画にも、脈々と引き継がれていると感じております。

今回の総合計画では、将来の夢を実現させるため、絆という力を使い、町民の笑顔をつくるという目標をちょうだいいたしました。

しかし、計画が出来上がったこの時点が完了ではございません。私たちは、この計画は新たな出発点として、適切に執行してこそ、この計画の価値が高まり、評価をいただけるものと思っております。

あわせて当然のことながら、この計画は、行政だけのものではありませんし、議決をいただいたからといって、議会だけが責任を持つものでもないと思っております。町民みなで、持つこととなりました共通の目標であると、そのように認識をしております。執行に当たっては、町民皆さんの御理解や御協力、そして、参画をいただくことを基本として進めてまいりたいと存じます。このような決意をもって、取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、今後とも御指導賜りますようお願いを申し上げ、お礼といたします。ありがとうございました。

◎日程第3 議案第67号

◇議 長 日程第3 議案第67号 土地改良事業の施行についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

中村産業課参事。

◇産業課参事 議案書7ページを御覧願います。

「議案第67号 土地改良事業の施行について」につきまして、提案理由を御説明を申し上げます。

「議案第67号 土地改良事業の施行について 団体営土地改良（維持管理）事業を施行したいので、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決を求める。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

記 1 開始年度 平成 28 年度、2 名称 土地改良（維持管理）事業、3 地区名 美女地区、4 事業概要 国営造成施設の維持管理、5 事業費 毎年度予算において定める額、6 事業費の負担区分の予定 地元 100%。」

美女地区国営かんがい事業で整備しております本郷排水機場は、平成 26 年度完成、27 年度から供用開始しております。平成 28 年度より国から大空町、美幌町で管理委託を受けることとなりますことから、当該事業を活用して、公共性の高い本郷排水機場を地域の農業情勢に対応した適正な管理を行い、その効用を適正に発揮させるものであります。国営かんがい排水事業に関係します大空町、美幌町の 2 町で土地改良法の規定に基づき、排水機場を町の土地改良（維持管理）事業として、排水機場の管理操作、操作の記録及び気象情報の収集、記録などを行うものでございます。この維持管理を市町村が土地改良事業（維持管理事業）として行う場合につきまして、土地改良法第 96 条の 2 第 2 項の規定に基づき、土地改良事業の施行について議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、土地改良事業の概要につきましては、参考資料 5 ページから 6 ページに掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。以上、提案理由を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6 番 松田議員。

◇松田議員 このことについて、何点か質問させていただきたいと思います。

今年、台風 23 号のときには、このポンプ場のおかげで、既存の施設では、冠水していた部分も、今回はこの能力によって、免れたということを高く評価しています。また、ここに至るまでは、地元の地権者あるいは関係各位の努力があったものと、そんなふうに認識しております。

新たにこれから維持管理をしていかなければならないですけれども、そこで、これからこの排水機場の通常時の管理についてお伺いしたい。それから、確認ですけれども、この平成 28 年度基幹管理事業概算の中で、補助金が 60%ということですが、この議案の冒頭の説明の中に、住民の負担、地元 100%と明記してありますけれども、これはどういうことなのか。

この 2 点、まず確認させていただきたいと思います。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 まず本郷の排水機場の運転状況につきましては、平成 27 年度につきましては、新排水機場ということもございまして、電動機ポンプの稼働状況につきましては、確認を兼ねて、営農期間中については常時運転をしている状況でございます。

平成 28 年度以降の本郷排水機場稼働につきましては、電動機ポンプの運転経

費について、常時運転する電動機ポンプの運転経費につきましては新年度予算には予算要求しているところでございますが、この電動機ポンプを稼働することによって、担当課としましては、営農への効果があると地域より伺っておりますが、弊害も有り得るかもしれませんので、地域の方で構成をしております本郷排水機場運営委員会と協議いたしまして、電動機ポンプの運転についての方針を決めていきたいというふうに考えております。

それと2点目の地元負担100%というところでございますが、これは60%を除いた40%の負担ということでございます。この部分につきましては、事業の中では、市町村の負担割合と受益地域者の分担金ということも記載するというようになっておりますが、地元負担については、40%部分について100%地元負担ということで、ここには記載してございます。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 この管理施設は、農地の冠水被害を解消するということは、まず大きな目的とあります。もう一つは、土地の生産性の向上及び農作業の効率化を図るという目的がありますので、今、担当から説明がありましたけども、弊害もあるという説明ですけども、やはりこういう目的に沿った形の中で、十分地元と協議した中で、実施に当たって欲しいと思います。

あわせて、関連質問ですけれども、12線からポンプ場までのところがまだ未開発です。せっかく能力のある機械をつけても、あそこで、能力をふさいでしまうというふうに見受けられます。今後の予定について、説明をお願いしたいと思います。

◇議 長 産業課参事。

◇産業課参事 12線から下の区間につきましては、本年度より浚渫を行うということで、網走開発建設部事業課治水係の担当者に伺っております。

また、その区間につきましては、御指摘のとおり水の流れが悪く、営農に支障をきたしているという状況は把握してございます。

この部分につきましては、大空町広域運営協議会、多面的機能支払交付金を活用して、一部北海道と協議をして、現在浚渫をして管理をしている状況になっております。多少新しく整備されるよりは、御迷惑をかけておりますが、そういうようなことで努力をし、支障のないように、この管理を行っているところでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号 土地改良事業の施行についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号 土地改良事業の施行については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第68号

◇議 長 日程第4 議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書9ページをお開きください。

「議案第68号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

1施設の名称等 大空町女満別本通1丁目26番地 女満別図書館、大空町東藻琴360番地の1 東藻琴図書館。2指定管理者の名称等 大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 合田秀樹。3指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」の3年間でございます。

大空町図書館は、図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存し、広く町民の利用に供するとともに、その供用を調査、研究及びレクリエーション等に資することを目的として、女満別図書館は平成2年11月、東藻琴図書館は平成6年7月に設置された施設でございます。

両施設につきましては、大空町図書館条例において、それぞれ地区図書館として位置付けられておりますが、両施設を一体的に管理し、施設の効用を最大限に発揮させることができること、さらには管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。

施設管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づいて公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人大空町青少年育成協会1社のみの御応募でございました。

一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、図書館の持つ役割を認識し、地域の読書活動が見込まれるほか、住民

への情報提供、PR活動、イベントの企画が盛り込まれており、業務のノウハウを持ち、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会による審査の結果を得て、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料の7ページに女満別図書館分、8ページに東藻琴図書館分をそれぞれ掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第69号

◇議 長 日程第5 議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田端生涯学習課参事。

◇生涯学習課参事 議案書の11ページをお開きください。

「議案第69号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

1施設の名称等 大空町女満別西3条3丁目1番地の1 女満別研修会館、大空町女満別西3条3丁目1番地の1 女満別ゲートボールセンター、2指定管理者の名称等 大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 合田秀樹、3指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」の3年間でございます。

女満別研修会館は、町民の学習活動の振興と技術の習得など、住民福祉の増進に寄与することを目的として、昭和47年8月に設置された施設であり、また、女満別ゲートボールセンターは、町内のゲートボール等のスポーツの普及、振興を図ることにより、町民生活の向上に寄与することを目的に昭和49年3月に設置された施設であります。

両施設は、条例上それぞれ別の施設として位置付けられておりますが、渡り廊下で接続されており、両施設を一体的に管理することにより、施設の利用効率を最大限に発揮させることができるとともに、管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体として指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。

指定管理者の指定手続に当たりましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして、公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人大空町青少年育成協会1社のみの応募でございました。

一般財団法人大空町青少年育成協会につきましては、両施設の現在の指定管理者であり、両施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれることから、指定管理者選定委員会による審査の結果を得て、候補者として選定したところでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料の9ページに女満別研修会館、10ページに女満別ゲートボールセンターをそれぞれ掲載してございます。御覧いただきたいと思っております。

以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第70号

- ◇議 長 日程第6 議案第70号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
田端生涯学習課参事。

- ◇生涯学習課参事 議案書13ページをお開きください。

「議案第70号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。
平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

1施設の名称等 大空町女満別西5条5丁目353番地の3 女満別B&G海洋センター、大空町東藻琴387番地の1 東藻琴B&G海洋センター。2指定管理者の名称等 大空町女満別西3条4丁目1番11号 一般財団法人大空町青少年育成協会 会長 合田秀樹。3指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」の3年間でございます。

B&G海洋センターは、町民の健康増進と青少年の健全育成を図り、地域の連帯感を醸成することを目的として、女満別B&G海洋センターは、平成3年6月、東藻琴B&G海洋センターは、昭和63年6月に設置された施設でございます。

両施設につきましては、大空町B&G海洋センター条例において、それぞれ地区施設として位置付けられておりますが、両施設を一体的に管理し、施設の効用を最大限に発揮させることができること、さらには管理経費の節減が期待できることから、両施設を一体とした指定管理者制度による施設運営をしようとするものでございます。

指定管理者の指定手続につきましては、一般財団法人大空町青少年育成協会が、現在、指定管理者として両施設を管理しておりますが、両施設の管理には実績があり、両施設を活用した事業の展開による生涯学習の振興とともに、安全を考慮した安心な施設管理が見込まれ、運営技術や専門的技能などの資源を活用することにより、効果的かつ効率的な管理運営が期待できることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条に基づき、公募によらず指定管理者の候補者としまして、指定管理者選定委員会の意見を伺い選定したものでございます。

なお、施設の概要等につきましては、参考資料11ページに女満別B&G海洋センター、12ページに東藻琴B&G海洋センターをそれぞれ掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上、提案の説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

- ◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号、指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第71号

◇議 長 日程第7 議案第71号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の15ページをお開きください。

「議案第71号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。
平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

記 1施設の名称等 大空町東藻琴末広622番地の2 農業研修生等受入施設、2指定管理者の名称等 網走市南4条東2丁目10番地 オホーツク網走農業協同組合 代表理事組合長 岡本一男、3指定の期間 平成27年12月21日から平成48年3月31日まで」の20年4カ月間でございます。

本施設につきましては、農業体験などによる都市住民との交流や農業研修生実習生を受け入れるための宿泊滞在施設を確保し、地域の活性化と農業の振興を図るため、町とオホーツク網走農業協同組合が整備に要する財源負担等につきまして事前に十分協議し、昨年度実施設計、本年度建設工事を実施いたしまして、11月25日に工事竣工、12月1日には、完了検査を実施いたしまして、引き渡しを受けたばかりの施設でございます。

本施設の整備に当たりましては、町が有利な財源を活用して整備し、オホーツク網走農業協同組合にも、応分の負担をしていただくことで進めてまいりました。また、農業体験などによる都市住民との交流や農業労働力、担い手の確保対策など、今後の地域農業の振興を図っていくためには、町とJAが今まで以上に連携を密にしていくことが必要不可欠であると考えております。

以上のことから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

第5条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。

指定の期間につきましては、20年4カ月と長期間での設定とさせていただいておりますが、これは先ほど御説明いたしました町に対するJAの応分の負担年数を20年間で予定していることによるものでございます。指定管理料につきましては、施設の利用料金収入を持って充てることとしております。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。なお、参考資料の13ページ、関係資料を添付してございますので、御覧いただきたいと思います。

施設構造につきましては、木造2階建て1棟6戸、敷地面積1,464.02平方メートル、延べ床面積につきましては、住宅236.92平方メートル、物置14.34平方メートル、附帯設備といたしまして駐車場6台分、合併処理浄化槽21人槽1基、外灯1基となっております。

また、各戸にFF式石油暖房機、給湯器を設置しているほか、各部屋にLED照明器具を設置しております。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 松田議員。

◇松田議員 今回初めて、この農業研修生等受入施設の指定管理ということで説明をいただきました。

1番気になることは、この指定管理期間、大空町の指定管理、今まで行った中で20年4カ月、今までに無い期間ですけれども、オホーツク網走と返済のことを加味したというふうに、私は受け取らせていただきましたけれども、大空町の指定管理という観点の中で、再度確認させてもらいたいんですけれども、余りにも長い指定期間、ここに合理性があるのか、それとも余りに長期間の中でその効果、それから効率を考えたときに、そこら辺はいま一度どのように整理されたのか、そして大空町指定管理の観点と、もう一度言わせていただきますけれども、大空町においては3年、4年、5年とそれぞれ考え方があって、3年、この部分については多分施設の維持管理が中心、4年については財団法人との関わりの中でそういうことも考慮して、5年は、その指定管理の部分が、自助努力、こういう部分が期待される分では5年というふうに私は認識しております。

それも含めてどういう整理をされたのか、再度説明をお願いいたします。

◇議 長 産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの松田議員の御質問に対して、お答えしたいと思います。

今、御質問されたとおり、大空町の指定管理制度といたしましては、今までに前例のない、非常に長い期間で設定させていただいております。

大空町公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針という実務用として設けている指針がございますが、その指針の第5の（4）に指定の期間が規定されてございます。その中身といたしましては、事業内容に応じた適切な期間ということで、原則、通常の3年から5年程度とされておりますが、最終的には、個々の実態に合わせて定めることとすとなっておりますので、今回、非常に長期ですけれども、20年とさせていただいております。

20年4カ月とさせていたでいる理由といたしましては、先ほど提案理由でも一部説明させていただいておりますが、本施設の設備、それから、今後の町の農業振興施策に対しまして、オホーツク網走農業協同組合と別途、覚書を取り交わさせていただきまして、農業振興負担金としまして、毎年度、町に納入いただくこととしております。その年数につきましては、JAと協議させていただいた中で、20年間ということで予定させていただいていることから、その年数の整合性を図るために、指定管理の年数についても、20年とさせていただいているものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 今、説明を受けたところなんですけれども、その資金返済の整合性ということなんですけれども、指定管理の関係、もうちょっと掘り下げて別な角度からお尋ねしたいんですけども、この目的によって、期間は特に定めがないという部分は、それは理解できるんですけども、現実に掘り下げて、この施設、現実に運営するとなれば、そこには人を受け入れる。人が入るということは、利用料金も当然設定されます。そして、利用者の選定、これについても公平性というのが問われるでしょう。

そしてその利用者の期間、いかがなものか、そして、これは、こういうことがあり得るかどうかというわけではないですけども、利用者が多ければ増築してというような、そういう変化も逐次あるのではないかと思うんです。

そういったときに、指定管理のモニタリングという意味では、評価はできるのでしょうか。どうなのでしょう。

◇議 長 産業建設課長。

◇産業建設課長 ただいまの御質問ですけれども、指定管理期間につきましては20年間ということで、非常に長期にわたることになることで設定させていただいておりますが、基本協定の中で、指定管理者につきましては、ほかの施設も同様なんです、毎年度、事業計画書を出してもらうことはもちろんで、事業報告についても提出していただくということで、その中で管理業務の実施状況、それから

利用者、収支状況等を報告いただいた中で、町の方でも、指定管理の状況について、審査等を行う形になるかと思います。

そういった中で、協定の中でも、町からの指定の取り消し、それから指定管理者側からの指定取り消しの申し出等も明記してございます。

それから、協定については20年間ということですが、毎年度、年度協定の締結させていただくという中で、内容について年数が経過する中で、そういった確認等も十分行っていけると考えておりますので、御理解いただければと思います。

◇議 長 6番 松田議員。

◇松田議員 質疑は何回もしませんけれども、これは質疑なので賛成、反対は控えま

す。
ただ思いだけは、最後にも述べさせていただきたいと思うんですけども、やっぱりこの施設は、施設の目的、研修生、それから実習生、また住民との交流という広い目的があるのです。やっぱりそこら辺はなかなか変動的と言ったらおかしいですけども、変わる要素はたくさんあると思うのです、受入としては、実情に合わせて適切に運営してほしいと、そんなふうに思います。

それと、これで最後にしますが、この指定管理新規については、いきなり20年ということではなくて、新規のものについては、3年なりの予備期間と言ったら失礼ですけども、そういうことは考えなかったのかどうなのか、そこだけお尋ねして質問を終わりたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 この関係につきましては、今までの指定管理の概念からかなり大きく変わる概念かと思ってございます。

一方で、私どもが指定管理をお願いしている施設などについては、全ての施設について、私どもが、その料金というもの、指定管理料というものを支払いをしている運営している状況にあります。

今回の施設につきましては、新年度予算におきましても、指定管理料というものを町から支出する考えのない中で、一方では、この整備に係る財源負担などについて協定をもとに御負担をいただくとか、そういうことで町の施設ではありますけれども、お互いが知恵とそれぞれの経費を考えながら、今回、設定した施設だということで、今までのものとは考え方が全て同じではないということをまず御理解をいただきたいと思います。

このほか、JAオホーツク網走におきましては、網走市が所有する農業施設についても、指定管理を既に受けているものもございます。そういった事例の中で、これは私どもとではありませんけれども、網走市とJAオホーツク網走との関係の中で結んでいる施設などの指定管理の締結の状況などについても、参考と

させていただいたところであります。

さらに、最初何年か、その予備期間というものを設けながら、例えば延長するというような方法もあったのではないかとことでありますけれども、そういたしますと、先ほど言いました私どもの将来に対する協定を結ぶ負担についても当然同じ年数で協定を結ばなければならないということになってまいりますので、そういうことになりますと、実質的な町の負担というものが増える可能性が出てくるわけであります。

そんなことの判断の中から、今回は20年という年数を設定をさせていただいたところであります。

20年も経てばルール、扱い方、内容が時代の流れによって、目的というものが少しずつ変化する場合もあるのではないかと、そのような御心配の向きもあるかと思えます。しかし、先ほど担当者が申しましたとおり、それぞれの年度において、その目的にあった見直し、もしくはモニタリングによるその機能アップということを図るべく考えてまいりたいと思っております。

20年といたしましても、町とJAの関係というものをしっかりと保ちながら、一方的に管理を指定管理者だけをお願いをして、町の意向が反映されないということのないような、そういう体制も考えながら進めてまいりたいと思えますので、この件については、ぜひとも御理解を賜りたいと思っております。

このほか、今後のことではありますけれども、今、いろいろな農業団体と協議をしながら、町が農業施設を整備することなどについても検討しているものもございます。こういったものにも、関わってくることになろうかと思っております。そういったときにも改めて御説明をさせていただきたいと存じますので、この件に関しましては、御主旨の向きを十分真摯に受けとめながら対応してまいりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思えます。

◇議 長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第71号、指定管理者の指定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第71号指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで15分間休憩します。

(休憩 午前10時51分)

(再開 午前11時04分)

◇議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。

小島一弘議員から早退する旨届出があり、早退されました。

ただいまの出席議員は10名であります。

以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第8 議案第72号

◇議 長 日程第8 議案第72号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書17ページを御覧ください。

「議案第72号 指定管理者の指定について 地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二。

記 1施設の名称等 大空町管理の道路橋梁及び河川。2指定管理者の名称等大空町女満別東陽3丁目3番8号 大空総合管理協同組合 代表理事組合長 郷右近英宣、3指定の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで」の3年間となっております。

今回、指定管理の対象となる施設につきましては、町道624キロメートル、橋梁134橋、及び町が管理する準用河川、普通河川となっております。

指定管理者指定の手続につきましては、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき、公募を行った結果、現在の指定管理者である大空総合管理協同組合1社から応募がありました。

大空総合管理協同組合については、従前も道路、橋梁及び河川の指定管理を行っており、現在までの業務により維持管理に係るノウハウも蓄積され、指定管理

者として求められる水準を満たしているとして、指定管理者選定委員会で候補者として選定されたものであります。

なお、参考資料 15 ページには道路、橋梁及び河川の指定管理の概要等について掲載しております。あわせて御覧いただきたいと思います。

以上、提案について説明の理由を説明させていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 72 号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 72 号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 73 号

◇議 長 日程第 9 議案第 73 号 指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中産業建設課長。

◇産業建設課長 議案書の 19 ページをお開き願います。

「議案第 73 号 指定管理者の指定について 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定したいので議会の議決を求める。平成 27 年 12 月 15 日提出 大空町長 山下英二。

記 1 施設の名称等 大空町東藻琴末広 393 番地 藻琴山温泉芝桜公園、2 指定管理者の名称等 大空町東藻琴末広 393 番地 株式会社東藻琴芝桜公園管理公社 代表取締役 八重樫光司、3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで」の 3 年間でございます。

藻琴山温泉芝桜公園は、観光事業がもたらす経済効果、雇用促進、生活文化、環境の向上に寄与すること目的といたしまして、平成 12 年に開設をしております。

この施設につきましては、平成１９年度から指定管理者制度を導入いたしまして、本年度で３期９年目を迎えております。現行の指定管理期間が来年３月３１日で満了いたしますが、これまで、指定管理者としております株式会社東藻琴芝桜公園管理公社が当該施設の管理運営を目的に設置されていること、また同公社が長年蓄積してきました施設の管理や運営のノウハウを今後も活用することによって、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することが見込まれることから、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第５条の規定に基づき、公募によらず指定管理者の候補者として選定したものでございます。

今回、大空町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第７条の規定に基づき、指定管理者の指定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

なお、参考資料の１７ページに、関係資料を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第７３号 指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第７３号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第７４号

◇議 長 日程第１０ 議案第７４号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の２１ページをお開きください。

「議案第 74 号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について このことについて、別紙のとおり提出する。平成 27 年 12 月 15 日提出 大空町長 山下英二」

23 ページをお開きください。改正する手数料条例の別表につきましては、ページ 23 ページから 26 ページまでに掲載しております。

提案理由につきましては、配付の定例会参考資料の 19 ページで説明しますので、19 ページをお開きください。

今回の大空町手数料条例の一部改正に係ります改正の趣旨につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、平成 27 年 10 月以降、全ての住民登録者に対して個人番号を記録された通知カードの交付が開始されております。また、希望者に対しまして交付する個人番号カードの規定につきましては、平成 28 年 1 月 1 日に施行され、同日以降に交付されることとなっております。

両カードとも初回については、国が無償で交付されますが、紛失等による再交付の場合につきましては、手数料が生ずることから、大空町手数料条例に当該手数料に関する規定を追加するものでございます。

もう一つは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成 28 年 1 月 1 日に施行され、住民基本台帳法の住民基本台帳カードに関する規定が削除されることから、大空町手数料条例の該当規定を削除するものでございます。

参考資料の 19 ページにつきましては、新旧対照表でございます。19 ページに右の改正前の条例の下から 2 番目（10）住民基本台帳法第 30 条の 44 による住民基本台帳カードの交付 1 枚につき 1,500 円を削除しようとするものでございます。

続きまして、20 ページをお開き願います。

左側の改正後の条例でございます。下から二つ目の 12 の欄でございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に関する手数料（1）通知カードの再交付 1 枚につき 500 円、（2）個人番号カード再交付 1 枚につき 800 円を追加しようとするものでございます。

21 ページ、附則としまして、この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行しようとするものでございます。

以上、提案理由につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御審議願います。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号 大空町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第75号

◇議 長 日程第11 議案第75号大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

林総務課参事。

◇総務課参事 議案書27ページをお開き願います。

「議案第75号 大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定について、このことについて、別紙のとおり提出する。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二」

公の施設における現行の使用料につきましては、平成24年度に見直しを行いまして、その後、平成26年4月1日からは、消費税率の改正に伴い改正が行われたものでございます。

使用料につきましては、受益と負担の公平性を確保しながら、施設の運営と行政サービスの改善を図るため、3年ごとに見直しを行っているところでございまして、今回その算定作業を行い、大空町東藻琴公民館条例のほか、22の条例について改正しようとするものでございます。

また、今回の改正につきましては、施設の管理に係る人件費や経常的な維持管理経費をもとに積算をしました設定のほか、町外の方が利用する場合の割り増し規定につきましては、本町と定住自立圏の形成に関する協定を締結する市町村を除くこととしております。平成23年3月に協定を締結しております網走市がこの割り増し規定の適用除外となるところでございますが、公共施設の相互利用を促進し、利便性の向上や利用機会の拡大、交流による活性化などにもつなげていきたいと考え提案させていただいております。

改正の具体的な内容につきましては、お手元の参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の23ページをお開き願います。

参考資料23ページ、大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例新旧対

照表でございます。

初めに、大空町東藻琴公民館条例の一部改正ですが、別表研修室の項中300円を400円に、1階和室の項中150円を200円に、調理実習室の項中350円を400円に、2階和室の項中150円を200円に、集会室の項中200円を300円に、視聴覚室の項中350円を500円に改め、同表の備考2第1号中、割り増し使用料に関する規定でございますが、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めます。

続きまして24ページでございます。

大空町図書館条例の一部改正、それから24ページの下から3行目、大空町女満別研修会館条例の一部改正、さらに25ページ、下段からの大空町女満別伝承館条例の一部改正、これにつきましては、それぞれ別表備考2に記載の割増規定につきまして、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものでございます。

26ページを御覧願います。

中段の大空町女満別武道館条例の一部改正につきましては、別表弓道場の項中150円を100円に改め、同表の備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものでございます。

続きまして27ページでございます。

大空町女満別ゲートボールセンター条例の一部改正につきましては、別表ITルームの項中、200円を250円に、トレーニングルームの項中70円を100円に改め、同表の備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものでございます。

27ページ下から2行目、大空町東藻琴生涯学習センター条例の一部改正につきましては、28ページでございますが、別表、ふれあい工芸館の項中200円を250円に、集会室の項中70円を100円に改め、同表備考に第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

28ページ下段、大空町体育施設条例の一部改正につきましては、別表の1女満別野球場の表中、野球場の150円を200円に、29ページに移りまして、2女満別多目的広場の表中グラウンド70円を100円に、3女満別テニスコートの表中、テニスコートの70円を100円に、4東藻琴野球場の表中、野球場の150円を200円に、5東藻琴テニスコートの表中、テニスコートの100円を60円に、夜間照明の800円を1,200円に改め、6東藻琴多目的運動広場の表中、グラウンドの450円を650円に、夜間照明1,100円を1,600円に改め、30ページに移りまして、同表の備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものでございます。

30ページ中段の大空町B&G海洋センター条例の一部改正につきましては、31ページでございますが、別表備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空

町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。)に改めるものです。

31 ページ中段の大空町女満別屋外ゲートボール場条例の一部改正につきましては、別表屋外ゲートボール場の項中300円を450円に改め、同表備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めます。

32 ページをお開き願います。

大空町屋内ゲートボール場すば一く東藻琴条例の一部改正、さらにまた32 ページ下段からの大空町女満別老人福祉センター条例の一部改正、こちらにつきましては、別表備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものでございます。

33 ページ中段、大空町東藻琴老人福祉センター条例の一部改正につきましては、別表調理室の項中200円を100円に改め、同表の備考第2号ア中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

34 ページでございます。

大空町墓地条例の一部改正につきましては、別表の右、備考欄の割増規定を削りまして、35 ページの1行目でございますけれども、別表の備考として大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）の者については、使用料に10割を乗じて得た額を加算する。と追加記載するものでございます。

35 ページ大空町葬斎場条例の一部改正につきましては、第5条第2項の割増規定を削りまして、別表に備考として大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）の住民の屍体を火葬する場合は、使用料に5割を乗じて得た額を加算する。と追加記載するものでございます。

35 ページ下の大空町女満別農業構造改善センター条例の一部改正につきましては、次に36 ページ中ほどでございます。別表備考第3号ア中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

36 ページ下段の大空町東藻琴農村環境改善センター条例の一部改正につきましては、別表研修室の項中300円を400円に、1階和室の項中150円を200円に、37 ページに移りまして、調理実習室の項中350円を400円に、2階和室の項中150円を200円に、集会室の項中200円を300円に、視聴覚室の項中350円に500円に改め、同表備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

37 ページ下段の大空町東藻琴農業振興センター条例の一部改正につきましては、38 ページに移りまして、別表第1備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めます。

中段の大空町営牧場条例の一部改正につきましては、別表の文言につきまして整理するとともに、備考に大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村に居住する住民で家畜を飼育する者の使用料は、町に居住する住民で家畜を飼育する者の使用料と同額とする。と追記しております。

続きまして39ページ、大空町女満別地域振興会館条例の一部改正につきましては、別表第1和室の項中100円を70円に改め、同表の備考2第1号中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

39ページ下の大空町公園条例の一部改正につきましては、40ページに移りまして、第4条の第1号、第2号、さらに別表の1、また41ページ、1行目の2につきまして、それぞれ大空町を大空町（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結市町村を含む。）に改めるものです。

次の大空町メルヘン公園条例の一部改正につきましては、別表の2、メルヘンカルチャーセンター、42ページに移りまして、3多目的屋内広場のそれぞれの備考第2号ア中、大空町以外を大空町外（大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村を除く。）に改めるものです。

42ページ中段の大空町朝日ヶ丘公園条例の一部改正につきましては、別表の右端、備考欄を削り、43ページに移りまして、同表に備考として、大空町と定住自立圏の形成に関する協定を締結した市町村の個人又は団体の使用料は、町内者の使用料と同額とする。と追記するものです。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行することとし、経過措置としまして、この条例は施行日以降に納付すべき事由が生じた使用について適用し、同日前に納付すべき事由が生じた使用料については、なお従前の例によることとしております。

以上、提案理由の説明申し上げましたので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号 大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 7 5 号 大空町東藻琴公民館条例等の一部を改正する条例
制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 7 6 号

◇議 長 日程第 1 2 議案第 7 6 号 平成 2 7 年度大空町一般会計補正予算（第
8 号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の 3 5 ページをお開き願います。

「議案第 7 6 号 平成 2 7 年度大空町一般会計補正予算（第 8 号）

平成 2 7 年度大空町一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによ
る。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1
億 4, 1 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 5 億 1
6 9 万 5, 0 0 0 円とする。第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ご
との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によ
る。

（債務負担行為の補正）第 2 条 債務負担行為の追加は、第 2 表債務負担行為
補正による。

（地方債の補正）第 3 条 地方債の追加、変更及び廃止は、第 3 表地方債補正
による。平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日提出 大空町長 山下英二」

3 7 ページをお開き願います。第 1 表 歳入歳出予算補正 歳入です。

1 2 款 分担金及び負担金から 9 4 7 万 4, 0 0 0 円を減額、1 4 款 国庫支
出金から 9, 5 8 0 万 9, 0 0 0 円を減額、1 5 款 道支出金に 1, 1 3 8 万円
を追加、1 6 款 財産収入に 1 0 2 万 8, 0 0 0 円を追加、1 7 款 寄附金に 2
, 0 6 6 万円を追加、1 8 款 繰入金から 7 6 8 万 8, 0 0 0 円を減額、2 0 款
諸収入に 2, 0 0 0 円を追加、2 1 款 町債から 6, 1 2 0 万円を減額、歳入合
計は、1 億 4, 1 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、8 5 億 1 6 9 万 5, 0 0 0 円と
するものです。

3 8 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 総務費に 2, 0 8 8 万 5, 0 0 0 円を追加、3 款 民生費から 3 5 万 5
, 0 0 0 円を減額、4 款 衛生費に 1 4 7 万 8, 0 0 0 円を追加、6 款 農林水
産業費に 6 3 8 万 7, 0 0 0 円を追加、7 款 商工費は財源の振替えがある項目
で、補正額はありません。

8 款 土木費から 1 億 1, 9 7 6 万 3, 0 0 0 円を減額、1 0 款 教育費から
6, 0 7 3 万 3, 0 0 0 円を減額、1 4 款 災害復旧費に 1, 1 0 0 万円を追加、
歳出合計は、1 億 4, 1 1 0 万 1, 0 0 0 円を減額し、歳入合計と同額とす

るものであります。

39ページをお開き願います。第2表 債務負担行為補正 1追加です。

地域振興施設整備事業は、施設整備における用地買収及び支障物件補償に係る11件について、平成27年度に契約を結び、28年度の必要額を追加するもので、期間が平成28年度、限度額が6,443万6,000円であります。

固定資産台帳整備事業は、新しい地方公会計制度の整備について、国の統一的な基準による財務書類の作成を平成28年度決算から実施するよう通知があったところです。町有財産の固定資産の台帳整備が必要となり、平成27年度から整備を進めるため、28年度の事業費について追加するものであります。期間が平成28年度、限度額が160万3,000円であります。

27年発生災害農業用施設復旧費は、10月の台風23号により被害を受けた排水路1カ所に係る復旧工事で、補助事業により平成28年度に実施する事業費について追加するもので、期間が平成28年度、限度額が2,000万円であります。27年発生災害農地復旧費は、同じく10月の台風23号により被害を受けた農地の復旧工事で、補助事業により平成28年度に実施する事業費について追加するもので、期間が平成28年度、限度額が1,500万円であります。なお、平成27年発生災害農業用施設復旧費及び農地復旧費に関わります箇所につきましては、議会定例会参考資料の45ページに掲載しておりますので、御参照をいただければと思います。

41ページをお開き願います。第3表地方債補正、1追加です。

地域振興施設整備事業債は、施設整備における支障物件8件の移転補償に伴う財源として、地方債を借り入れるため追加するものであります。限度額3,920万円で、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであり、合併特例債を予定しております。

2変更です。分譲地造成事業債は、限度額7,980万円から1,450万円減額し、6,530万円に変更しています。事業費の確定に伴うものであります。女満別東部高台地区農地整備事業債は、限度額1,070万円から490万円減額し、580万円に、女満別湖南昭和地区農地整備事業債は、限度額1,580万円から1,090万円減額し、490万円、女満別南部地区農地整備事業債は、限度額1,290万円から680万円減額し、610万円に、女満別豊住地区農地整備事業債は、限度額380万円から310万円減額し、70万円に変更しています。

道営事業の調整及び受益者負担の軽減を図るため実施していますパワーアップ事業のうち、国からの負担軽減対策事業として、補助金の交付がされることとなったことから、減額となるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

開陽中央線道路整備事業債は、限度額9,120万円から2,590万円減額し6,530万円に、本郷西2号線道路整備事業債は、限度額1,040万円から760万円減額し、280万円に。42ページになります。本郷西4号線道路整備事業債は、限度額1,120万円から620万円減額し、500万円に、千

草101号線道路整備事業債は、限度額880万円から680万円減額し、200万円に、橋梁維持管理事業債は、限度額1,990万円から460万円減額し1,530万円に変更しています。特定財源の国庫支出金であります社会資本整備交付金の減額に伴い、事業の調整を行い、今回事業費の確定等により減額となるものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

東藻琴小学校整備事業債は、限度額1億9,260万円から1,320万円減額し、1億7,940万円に変更しています。国庫補助事業の採択とならなかったことから、事業費の調整を行い、事業費の確定により減額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

27年発生災害公共土木施設復旧事業債は、限度額3,430万円に1,100万円追加し、4,530万円に変更しています。新たに5河川で7箇所 of 災害箇所が見つかり復旧工事を実施するため増額するものであります。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

なお、27年発生災害公共土木施設復旧工事に関わります箇所につきましては、議会定例会参考資料の46ページに掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

3廃止です。公有林整備事業債は、ふるさと応援寄附金の使途として設定してあります森林資源の維持保全及び整備事業への寄附額が増加しており、寄附金を民有林の育成のため、助成している森林整備推進対策事業のほか、公有林整備事業にも充当させるため、地方債の借入れを廃止するものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、50、51ページをお開き願います。2款1項3目 文書広報費は、金額の増減はありませんが、特定財源の補正によるものであります。

5目 会計管理事務費の12節 公金取扱手数料に1万8,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金の増加もあり、郵便振替による納付が増加しているため追加するものであります。

6目 公有財産管理費の13節 固定資産台帳整備業務委託料に、177万2,000円を追加しています。第2表 債務負担行為補正でも説明しましたが、新しい地方公会計として国が統一的な基準を定め、財務処理の作成を平成28年度決算から実施することとなるため、町有財産の固定資産台帳の整備が必要となり、追加するものであります。

同じくアスベスト分析調査委託料に10万1,000円を追加しています。11月6日に寄附をいただきました北見東京電波旧女満別工場の建物内の調査を実施するため追加するものであります。

同じく、分譲地造成事業の13節 委託料から15万円を減額、15節 工事請負費からあわせて3,164万4,000円を減額しています。事業費の確定によるものであります。

7目 地域振興施設整備事業の22節 支障物件補償費に4,131万円を追加しています。第3表 地方債補正で御説明しましたが、施設整備における平成27年度に契約を結ぶ支障物件の移転補償に係るもので10分の5の前払金が必要

要な8件分について追加するものであります。

同じくふるさと応援寄附金事業の4節 臨時職員雇用保険料に6,000円、臨時職員社会保険料6万1,000円、7節 臨時職員賃金42万5,000円を追加しています。ふるさと応援寄附金の取扱い件数が多く、今後も見込まれることから、臨時職員を雇用し対応するため追加するものであります。

同じく8節 寄附者報償費に738万3,000円、12節 運送料に115万2,000円、14節 公金支払代理収納システム使用料に22万4,000円を追加しています。27年度から町外からの寄附者へ町の特産品を贈呈していますが、今後も増加する見込みであることから、必要な経費について増額するものであります。

11目 自治振興費と13目 姉妹都市交流費は、金額の増減はありませんが、特定財源の補正によるものであります。

4項1目 選挙管理委員会事務費の13節 選挙人名簿システム改修業務委託料に22万7,000円を追加しています。選挙年齢が18歳以上に引き下げられるに伴い、システムを改修するものであります。

52ページ、53ページをお開き願います。3款1項1目 地域福祉医療基金管理費の25節 積立金から42万円を減額しています。27年度のふるさと応援寄附金で使途の希望が高齢者が健康で生き生きと暮らす事業であった寄附金につきましては、基金へ積み立てることとして補正予算に計上しておりました。従来から基金への積み立てを行っておりましたが、基金の使途につきまして、毎年度公表しており、基金への積み立てでは、寄附された方が何に使われているのかわからないため、寄附金の使途を明確化させる上で、基金への積み立てを取りやめ、事業に充当することとしたことから、減額するものであります。なお、充当事業につきましては、当初予算で地域福祉、医療基金を繰入財源としております緊急通報システム設置事業に充当するものであります。

2目 介護保険事業特別会計繰出金の28節 介護保険事業勘定特別会計繰出金6万5,000円を追加しています。居宅介護福祉用具購入給付費及び介護予防福祉用具購入費が増加していることから、町の負担分について追加するものであります。

4款1項1目 保健衛生諸費負担金の19節 訪問看護ステーション交通費負担金に14万円を追加しています。利用者及び回数の増により追加するものであります。

2目 各種疾病予防対策事業の13節 予防接種委託料に29万5,000円、19節 インフルエンザ予防接種助成金に29万8,000円を追加しています。いずれもインフルエンザワクチンの対象となる抗体が3種類から4種類に変更され、単価が増額となったことから追加するものであります。

6目 東藻琴診療所管理運営費の12節 画像参照遠隔操作システム設定料に3万5,000円、13節 画像参照遠隔操作システム整備委託料に43万2,000円を追加しています。東藻琴診療所の指定管理者である女満別中央病院の連携を強化し、医療体制を充実するもので、医師同士がCTやX線で作成した画

像を見ながら、病状の進行度合いを確認し、治療方法等について、打合せができるシステムの整備に要するシステム設定料及び整備委託料を追加するものであります。

同じく１８節 医療用備品に２７万８，０００円を追加しています。聴力検査機が使用不能となったことから、新たに購入するものであります。

６款１項３目 ブロッコリー製氷選別設備整備事業の１９節 ブロッコリー製氷選別設備整備事業補助金に３，２３０万円を追加しています。女満別町農協が所有しています既存の設備では、製氷能力の不足により、製品の品質低下を招く恐れがあることや、選別梱包作業の労働力不足もあることから、品質向上及び選別梱包作業の効率化を図るため、設備の整備に対し補助するため追加するものであります。

５目 東藻琴地区中山間地域総合整備事業の１９節 負担金から４２９万円の減額、女満別東部高台地区農地整備事業の１９節 負担金から５２８万３，０００円の減額、女満別南部地区農地整備事業の１９節 負担金から７３８万円の減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業の１９節 負担金から６５１万円の減額、女満別豊住地区農地整備事業の１９節 負担金から１５０万円の減額、５４ページ、５５ページをお開き願います。藻琴山麓地区装置畜産基盤整備事業の１９節 負担金から９５万円を減額しています。道営事業の調整により減額となるものであります。

２項２目 公有林管理費、７款１項１目 商工業振興費、２目 観光費は、金額の増減はありませんが、特定財源の補正によるものであります。

８款２項２目 町道維持補修事業の１７節 用地買収費に６２万５，０００円を追加しています。東藻琴新富地区の町道１５５号線が、現況道路と道路用地に乖離があるため、現況に合わせて、私有地２，２３０平方メートルを購入するものであります。

４目 開陽中央線道路整備事業の１３節 測量設計委託料から１０万８，０００円の減額、１５節 改良舗装工事から５，８２０万円の減額、本郷西２号線道路整備事業の１５節 舗装工事から１，９０９万２，０００円の減額、本郷西４号線道路整備事業の１５節 舗装工事から１，５００万円の減額、千草１０１号線道路整備事業の１５節 舗装工事から１，７２６万８，０００円の減額、橋梁補修等事業の１５節 橋梁補修工事から１，０２１万４，０００円の減額、道路附属物点検事業の１３節 点検業務委託料から５０万６，０００円を減額しております。特定財源であります国庫支出金の社会資本整備交付金の減額により、事業の調整を行い、事業費の確定等により減額するものであります。

１０款１項２目 中体連等参加補助金の１９節 補助金に２６万７，０００円を追加しています。町立学校の児童生徒が体育競技大会や文化発表大会における活躍が目覚ましく、全国、全道大会への出場する機会が増えていることから追加するものであります。５６ページ、５７ページをお開き願います。同じく、学校教育施設建設基金積立金の２５節 積立金から３５１万６，０００円を減額しています。２７年度のふるさと応援寄附金で使途の希望が、未来を担う子どもたち

を育む事業であった寄附金を基金へ積み立てることとして、補正予算に計上したところであります。地域福祉、医療基金と同様に寄附された方が何に使われなかったかわからないため、基金への積み立てを取りやめ、事業に充当することから、減額するものであります。なお、充当事業につきましては、当初予算に計上しております東藻琴小学校大規模改修事業、女満別小学校の備品、女満別、東藻琴両中学校の備品、女満別幼稚園の園路、保育室等の改修工事であります。

2項1目 東藻琴小学校の管理費の15節 温風暖房機取替工事に301万4,000円を追加しています。体育館にあります暖房機2台のうち1台が故障し、部品がなく修理不能のため、新たに設置するものであります。

同じく、東藻琴小学校大規模改修事業の13節 工事監理委託料から21万円の減額、15節 大規模改修工事から6,101万1,000円を減額しています。国庫補助事業の採択とならなかったことから、事業の調整を行い、事業費の確定により減額するものであります。

3項2目 要保護、準要保護生徒就学援助費の20節 援助費に62万6,000円、同じく、特別支援教育就学奨励費扶助費の20節 扶助費に9万7,000円を追加しています。それぞれ対象者の増加により追加するものであります。

6項1目 社会教育総務費と7項1目 保健体育総務費は、金額の増減はありませんが、特定財源の補正によるものであります。

14款1項2目 27年発生災害河川復旧費の15節 河川復旧工事に1,100万円を追加しています。第3表 地方債補正で説明しましたが、新たに5河川で7箇所災害箇所が見つかったため、復旧工事を実施するため追加するものであります。

続きまして歳入の説明をします。46ページ、47ページをお開き願います。

12款1項1目1節 東藻琴地区中山間地域総合整備事業分担金から、272万2,000円の減額、女満別東部高台地区農地整備事業分担金から305万5,000円の減額、女満別南部地区農地整備事業分担金から518万9,000円の減額、女満別湖南昭和地区農地整備事業分担金に156万5,000円の追加、藻琴山麓地区草地畜産基盤整備事業分担金から130万円を減額、女満別豊住地区農地整備事業分担金に122万7,000円を追加しています。道営事業の調整により分担金が増減するものであります。

14款2項1目1節 過疎地域集落再編事業補助金から1,657万7,000円を減額しています。分譲地造成事業に関わる国の補助金で、全国からの要望が多く、本町の要望額の約53%の配分となったことから減額するものであります。

同じく選挙管理委員会費補助金に11万3,000円を追加しています。歳出で説明しました選挙年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴う選挙人名簿システム改修に係る補助金を追加するものであります。

4目1節 学校施設環境改善交付金から、5,134万2,000円を減額し

ています。東藻琴小学校大規模改修事業が補助事業の採択とならなかったため減額するものであります。

2節 特別支援教育就学奨励費補助金に2万4,000円を追加しています。扶助費の増加に伴う補助金を追加するものであります。

5目1節 農地整備事業補助金4,105万9,000円を追加しています。農地整備事業において、受益者の負担軽減を行うパワーアップ事業のうち、経営体育成型、畑地帯担い手育成等については、国の負担軽減対策として、市町村負担分に対し2分の1の補助金が交付されることになりました。大空町では、女満別東部高台地区農地整備事業、女満別南部地区農地整備事業、女満別湖南昭和地区農地整備事業、女満別豊住地区農地整備事業の4事業が対象となることから追加するものであります。

4項1目1節 開陽中央線道路整備事業交付金から3,237万円の減額、本郷西2号線道路整備事業交付金から1,156万5,000円の減額、本郷西4号線道路整備事業交付金から884万円の減額、千草101号線道路整備事業交付金から1,051万円の減額、橋梁補修等事業交付金から573万円の減額、道路附属物点検事業交付金から7万1,000円を減額しています。要望額より内示が減額されたため、事業の調整を行い、事業費の確定等により減額となるものであります。

15款2項4目1節 食料供給基盤強化特別対策事業補助金から2,092万円を減額しています。北海道のパワーアップ事業補助金で道営事業の調整、国からの農地整備事業補助金の追加により減額となるものであります。

同じくブロックリー製氷選別設備整備事業補助金3,230万円を追加しています。歳出で説明しましたが、ブロックリー製氷選別設備の整備に対する北海道の地域づくり総合交付金が対象となることから追加するものであります。

16款2項1目2節 土地売払代に61万8,000円を追加しています。

歳出でも説明しましたが、東藻琴新富地区の町道155号線が現況道路と道路用地に乖離があるため、現況に合わせて町有地2,210平方メートルを売り払うものであります。

2目1節 不用物品売払代に41万円を追加しています。公用自動車3台及び乗用型芝刈機2台の売り払いによるものであります。

17款1項1目1節 一般寄附金に2,066万円を追加しています。全国の方から多くのふるさと応援寄附金をいただいております。11月末現在で3,060万7,000円となり、今後の見込みを推計し追加するものであります。

48ページ、49ページをお開き願います。18款1項1目1節 財政調整基金繰入金1,139万2,000円を追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

5目1節 地域振興基金繰入金から1,675万4,000円を減額しています。当初予算におきましては、平成27年度に実施します大空町誕生10年記念事業の財源として1,886万4,000円の繰り入れを予定しておりましたが、ふるさと応援寄附金が当初見込みより増えており、使途の希望が特に指定な

しという給付金が見込まれることから、寄附金を１０年記念事業の財源として充てるため、全額の繰り入れを取りやめることといたしました。新たに歳出予算に計上しました地域振興施設整備に係る支障物件補償費の一般財源分に２１１万円を基金からの繰り入れで対応することとし、差し引き１，６７５万４，０００円を減額するものであります。

６目１節 地域福祉医療基金繰入金から２３２万６，０００円を減額しています。歳出で説明しましたが、ふるさと応援寄附金の使途希望で、高齢者が健康で生き生きと暮らす事業である給付金を緊急通報システム設置事業の財源と充てることから、当初予算で財源としておりました基金の繰り入れを減額するものであります。

２０款４項７目１節 臨時職員等雇用保険料納付金に２，０００円を追加しています。臨時職員の雇用に伴い追加するものであります。

２１款の町債につきましては、第３表地方債補正で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第８号）の審議中ですが、ここで昼食のため休憩します。再開は午後１時とします。

（休憩 午後 ０ 時 ０ ５ 分）

（再開 午後 １ 時 ０ ０ 分）

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１２ 議案第７６号の議事を続けます。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第７６号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第８号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成27年度大空町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第77号

◇議 長 日程第13 議案第77号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書61ページをお開きください。

「議案第77号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に、定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,220万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億4,674万2,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二」

63ページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 国庫支出金に224万4,000円を追加、5款 道支出金に56万2,000円を追加、8款 繰入金に939万5,000円を追加しまして、歳入合計は、1,220万1,000円を追加し、13億4,674万2,000円とするものです。

64ページをお開きください。歳出です。

2款 保険給付費に1,220万1,000円を追加しまして、歳出合計は、歳入合計と同額にするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、70ページ、71ページをお開き願います。

2款2項1目19節の一般被保険者高額療養費に1,220万1,000円の追加です。当初見込みより高額療養案件が増えまして、今後不足が見込まれることから追加するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、68、69ページをお開き願います。

2款1項1目1節 療養給付費負担金現年度分に224万4,000円の追加、5款2項1目1節 普通調整交付金に42万1,000円の追加、特別調整交付金に14万1,000円の追加です。歳出で説明しましたように、一般被保険者高額療養費が増えたため追加するものでございます。

8款2項1目1節 国民健康保険基金繰入金に939万5,000円の追加です。歳出で説明しましたように、一般被保険者高額療養費を追加したことに伴

い、今回の補正予算の財源調整のため繰り入れするものでございます。

以上、補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第77号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第77号 平成27年度大空町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第78号

◇議 長 日程第14 議案第78号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
南部福祉課長。

◇福祉課長 議案書73ページでございます。

「議案第78号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)

平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億2,097万4,000円とする。第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成27年12月15日提出 大空町長 山下英二」

75ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

3款 国庫支出金に13万9,000円を追加、4款 支払基金交付金に14

万6,000円を追加、5款 道支出金に6万5,000円を追加、7款 繰入金に6万5,000円を追加しまして、歳入合計は41万5,000円を追加し、7億2,097万4,000円とするものです。

76ページをお開き願います。歳出です。

2款 保険給付費に52万2,000円を追加、4款 基金積立金から、10万7,000円を減額しまして、歳出合計は、41万5,000円を追加し、歳入合計と同額にするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明を申し上げます。

歳出より説明いたしますので、82、83ページをお開き願います。

2款1項3目19節 居宅介護福祉用具購入給付金に19万2,000円の追加です。居宅介護福祉用具購入件数が増えたことにより追加するものでございます。

2項2目19節 介護予防福祉用具購入費に33万円の追加です。介護予防福祉用具購入件数が増えたことによる追加とするものでございます。

4款1項1目25節 介護保険基金積立金から10万7,000円の減額です。先に説明しました居宅介護及び介護予防福祉用具購入費を追加したことに伴い、今回の補正予算の財源調整のために、減額するものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますで、80、81ページをお開き願います。

3款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金に10万4,000円を追加、2項1目1節 現年度分調整交付金に3万5,000円を追加、4款1項1目1節 現年度分介護給付費交付金に14万6,000円を追加、5款1項1目1節 現年度分介護給付費負担金に6万5,000円を追加、7款1項1目1節 介護給付費繰入金に6万5,000円の追加でございます。歳出で説明しましたように、居宅介護及び介護予防福祉用具購入費を追加したことに伴いまして、各々の負担割合に応じて追加するものでございます。

以上補正予算の内容について御説明申し上げました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号 平成27年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予

算（第３号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第７８号 平成２７年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第７９号

◇議 長 日程第１５ 議案第７９号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 定例会追加議案書の１ページをお開き願います。

「議案第７９号 平成２７年度大空町一般会計補正予算（第９号）

平成２７年度大空町一般会計補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３０８万１，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ８５億４７７万６，０００円とする。第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表 歳入歳出予算補正による。平成２７年１２月１７日提出 大空町長 山下英二」

３ページをお開き願います。第１表 歳入歳出予算補正、歳入です。

１８款 繰入金に３０８万１，０００円を追加、歳入合計は３０８万１，０００円を追加し、８５億４７７万６，０００円とするものです。

４ページをお開き願います。歳出です。

４款 衛生費に３０８万１，０００円を追加、歳出合計は３０８万１，０００円を追加し、歳入合計と同額とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、１０ページ、１１ページをお開き願います。

４款２項１目 一般廃棄物最終処分場管理運営費の１４節 重機借上料に３０８万１，０００円を追加しています。最終処分場にありますが平成５年車のタイヤショベルのミッション、変速装置が故障し、修理費用の見積もりが約５００万円であり、２０年以上経過していることから部品の調達ができない可能性もあるという状況であります。場内の除雪のほか、ほかの作業でも使用していることから、早期に代替えが必要なため重機借上料を追加するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、８ページ、９ページをお開き願います。

１８款１項１目１節 財政調整基金繰入金に３０８万１，０００円を追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号 平成27年度大空町一般会計補正予算（第9号）採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 平成27年度大空町一般会計補正予算（第9号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 発議第17号

◇議 長 日程第16 発議第17号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

7番 齋藤宏司議員。

◇齋藤議員 議会側議案書5ページを御覧いただきたいと思います。

「発議第15号 TPP「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書 このことについて、大空町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。平成27年12月17日提出。提案者 大空町議会議員 齋藤宏司、原本哲己、深川昇、松岡克美、品田好博、田中裕之」の各委員でございます。

7ページを御覧ください。この要望の内容ですが、TPP交渉は10月5日に大筋合意に至ったと発表されましたが、徐々に公開されつつある合意内容を見ると、国会決議違反と言わざるを得ない農産物関税の扱いなど、疑念は完全に解消されておられません。よって、政府において、国会における承認手続に入る前に、交渉過程を含めた、徹底した情報公開を行い、合意内容の全容と影響などについて国民各層に対する説明責任を果たすこと。また、国会において衆参両院の農林水産委員会における国会決議との整合性について徹底した検証を行うこと。その

結果、国会決議に違反すると判断された場合は、速やかにＴＰＰ合意を撤回すること。以上を強く要望するものです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、ＴＰＰ担当大臣宛でございます。以上、説明させていただきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第１７号 ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第１７号 ＴＰＰ「合意」内容の徹底した情報公開と検証を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１７ 報告第１５号から報告第１７号

◇議 長 日程第１７ 報告第１５号 専決処分の報告についてから日程第１９ 報告第１７号 専決処分の報告についてまでの３件を一括議題とします。
山下町長から、お手元に配付しているとおり専決処分の報告がありましたので、本件について説明を求めます。
山本住民課長。

◇住民課長 大空町議会定例会議案（その２）９ページをお開きください。

「報告第１５号 専決処分の報告について 地方自治法第１８０条第２項の規定により、専決処分の報告をする。」ものでございます。

この件につきましては、平成２７年７月２１日午後１２時４５分頃に発生しました。平成２年度管理開始町営住宅しらかば団地におきまして、屋外ブレーカーに雨水等が付着いたしまして、ショートを起こしたことによりまして通常より大きな電源が通電し、居住者の家庭内電化製品に悪影響を及ぼしたもので、これに対します町としての損害賠償の和解でございます。

まず１点目でございます。１１ページをお開きください。

今の案件に係ります記以降、2 損害賠償の額でございますが、7, 980 円、3 和解の相手方 大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 104 号 佐山京子でございます。

和解の内容につきましては、12 ページをお開きください。

1 の事故の要因につきましては、先ほど説明しましたので省略をさせていただきます。

2 の和解の条件でございます。

(1) 事故の第 1 当事者 (甲) 大空町長 山下英二。

(2) 事故の第 1 当事者 (乙) 大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 104 号 佐山京子。

(3) 過失割合 甲 100%、乙 0%。

(4) 損害賠償の額 7, 980 円。

(5) 支払い期限 甲は、乙に対して本件事故による損害賠償額として金 7, 980 円を平成 27 年 12 月 10 日までに支払うものとする。

(6) 異議の申し立て 示談書 (承諾書) の締結後は、甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。というものでございます。

続きまして、もう 1 件でございます。13 ページにつきましては、報告第 16 号でございます。

続きまして、15 ページでございます。

次の専決処分、損害賠償の額につきましては、22 万 3, 160 円でございます。

3 和解の相手方 大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 203 号 山本小百合でございます。

続きまして、和解の内容については、次のページ 16 ページ、2 を御覧ください。

和解の条件でございます。

(1) 事故の第 1 当事者 (甲) 大空町長 山下英二。

(2) 事故の第 1 当事者 (乙) 大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 203 号 山本小百合。

(3) 過失割合 甲 100% 乙 0% です。

(4) 損害賠償の額 22 万 3, 160 円。

(5) 支払い期限 甲は、乙に対して本件事故による損害賠償額として金 22 万 3, 160 円を平成 27 年 12 月 10 日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て 示談書 (承諾書) の締結後は、甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。

続きまして 3 件目です。

17 ページは、報告第 17 号でございます。19 ページをお開きください。

3 件目につきましては、損害賠償の額につきましては、23 万 9, 280 円です。

3 和解の相手方は、大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 2 0 4 号 及川美紀でございます。

和解内容につきましては、20 ページの和解の条件を御覧ください。

(1) 事故の第 1 当事者 (甲) 大空町 山下英二。

(2) 事故の第 1 当事者 (乙) 大空町女満別西 4 条 2 丁目 8 番 3 号 2 0 4 号
及川美紀

(3) 過失割合 甲 100%、乙 0%です。

(4) 損害賠償の額 23 万 9,280 円。

(5) 支払い期限 甲は、乙に対して本件事故による損害賠償額として金 23 万 9,280 円を平成 27 年 12 月 10 日までに支払うものとする。

(6) 異議の申立て 示談書 (承諾書) の締結後は、甲・乙間において今後本件に関して異議申し立てをしないことを約束する。

以上の 3 件でございます。

なお、この事故に対しまして、ほかにも同様な事件がないかということで、公営住宅等の点検整備を行い、適宜適正管理を行っております。

以上、内容につきまして御報告申し上げます。

◇議 長 これで専決処分の報告については、終わります。

◎日程第 20 報告第 18 号

◇議 長 日程第 20 報告第 18 号 例月出納検査結果報告についてを議題とします。

監査委員から、例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

近藤代表監査委員。

◇代表監査委員 ただいま上程になりました報告第 18 号 例月出納検査結果の報告につきまして地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告を申し上げます。

検査の対象となった月は、平成 27 年 8 月分から平成 27 年 10 月分までであります。

検査の内容は、毎月末の現金の出納状況及び基金の状況でございます。

例月出納検査を実施いたしました時期は、8 月分につきましては 9 月 24 日に実施し、9 月分につきましては 10 月 22 日、10 月分につきましては 11 月 25 日、後藤監査委員とともに実施したところであります。

検査の結果につきましては、お手元に配付の資料に記載されたとおり、相違ありません。また、現金、預金の保管状況、そのほか特に指摘する事項はございません。

以上、適正であることを認め、監査結果の報告といたします。

◇議 長 これで例月出納検査結果報告については終わります。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

山下町長。

◇町 長 平成27年、第4回大空町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと存じます。

今定例会におきましては、7人の方から一般質問をちょうだいしたところでありまして、あわせて女満別高等学校、東藻琴高等学校の生徒さんたちによる議会の傍聴も行われたところでもあります。

この中で、今議会の中では平成26年度の大空町各会計の決算について認定をちょうだいしたところでございますし、あわせて平成28年度からの第2次大空町総合計画の議決もいただいたところでもあります。いずれも特別委員会の設置をいただき、審査をいただき、そして、この議会での決定となったところでございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

今回提案をいたしました決算でありますとか、総合計画、これは、それぞれ単独なものとして議会にお諮りをし、決定をいただいたところでもありますけれども、いずれも他の事象と大きく関わる内容のものばかりだと、そのように受けとめております。

例えば、平成26年度の決算というものは、今まさに編成作業に当たっております平成28年度の予算に活かしていかなければならないものでございます。

また、総合計画は、この年度だけではなく、向こう10年間を見通したものとなるわけでございます。全てが網羅されているものということが言えるのではないかと思います。

私たちは、常日ごろの仕事をしているわけでありましてけれども、一つ一つの事象が、実は複合的な要因をもって非常に密接に絡み合っているということとを常に認識していなければだめなのではないか、改めて総合計画の議論などで感じたところでもあります。

今回、一般質問、さらには総合計画の議論の中などによりまして、そういうことを改めて気付かせていただいた議会であつたように感じております。

こういった機会をいただきましたことにお礼を申し上げ、御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◇議 長 平成27年第4回大空町議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 1 時30分)